

令和 8 年 第 1 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（2 月 2 4 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（17 日間）	4
1. 日程第 3. 行政報告（加藤市長）	4
1. 日程第 4. 議案第 1 号 名寄市公立大学法人評価委員会条例の制定について	6
○提案理由説明（加藤市長）	6
○質疑（川村幸栄議員）	6
○原案可決	8
1. 日程第 5. 議案第 2 号 名寄市行政手続条例の一部改正について	8
○提案理由説明（加藤市長）	8
○原案可決	8
1. 日程第 6. 議案第 3 号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	8
○提案理由説明（加藤市長）	8
○原案可決	8
1. 日程第 7. 議案第 4 号 名寄市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	9
○提案理由説明（加藤市長）	9
○原案可決	9
1. 日程第 8. 議案第 5 号 名寄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9
○提案理由説明（加藤市長）	9
○原案可決	9
1. 日程第 9. 議案第 6 号 名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について	9
○提案理由説明（加藤市長）	9
○質疑（山崎真由美議員）	10
○原案可決	10

1. 日程第10. 議案第7号 財産の取得について	10
○提案理由説明（加藤市長）	11
○原案可決	11
1. 日程第11. 議案第8号 財産の取得について	11
○提案理由説明（加藤市長）	11
○原案可決	11
1. 日程第12. 議案第9号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市一般会計補正予算（第7号））	11
○提案理由説明（加藤市長）	12
○承認	12
1. 日程第13. 議案第10号 令和7年度名寄市一般会計補正予算（第8号）	12
○提案理由説明（加藤市長）	12
○質疑（山崎真由美議員）	13
○原案可決	14
1. 日程第14. 議案第11号 令和7年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	14
○提案理由説明（加藤市長）	14
○原案可決	15
1. 日程第15. 議案第12号 令和7年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）	15
○提案理由説明（加藤市長）	15
○原案可決	16
1. 日程第16. 議案第13号 令和7年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	16
○提案理由説明（加藤市長）	16
○原案可決	16
1. 日程第17. 議案第14号 令和7年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）	17
○提案理由説明（加藤市長）	17
○原案可決	17
1. 日程第18. 議案第15号 令和7年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）	17
○提案理由説明（加藤市長）	17
○原案可決	18
1. 日程第19. 議案第16号 令和7年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○原案可決	19
1. 日程第20. 議案第17号 令和7年度名寄市下水道事業会計補正予算（第2号）	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○原案可決	19

1. 日程第21. 議案第18号 令和8年度名寄市一般会計予算ないし議案第26号	
令和8年度名寄市下水道事業会計予算	19
○提案理由説明（加藤市長）	20
○予算審査特別委員会設置・付託	20
1. 休憩宣告	20
1. 再開宣告	20
1. 休会の決定	20
1. 散会宣告	21

第 2 号 (3 月 3 日)

1. 議事日程	2 3
1. 本日の会議に付した事件	2 3
1. 出席議員	2 3
1. 欠席議員	2 3
1. 事務局出席職員	2 3
1. 説明員	2 3
1. 開議宣告	2 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 4
1. 日程第 2. 一般質問	2 4
○質問 (東川孝義議員)	2 4
○質問 (今村芳彦議員)	3 5
1. 休憩宣告	4 6
1. 再開宣告	4 6
○質問 (高橋伸典議員)	4 7
○質問 (谷 聡議員)	5 4
1. 休憩宣告	5 8
1. 再開宣告	5 9
1. 散会宣告	6 2

第 3 号 (3 月 4 日)

1. 議事日程	6 3
1. 本日の会議に付した事件	6 3
1. 出席議員	6 3
1. 欠席議員	6 3
1. 事務局出席職員	6 3
1. 説明員	6 3
1. 開議宣告	6 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	6 4
1. 日程第 2. 一般質問	6 4
○質問 (水間健詞議員)	6 4
○質問 (山崎真由美議員)	7 4
1. 休憩宣告	7 8
1. 再開宣告	7 8
1. 休憩宣告	8 5
1. 再開宣告	8 5
1. 休憩宣告	8 6
1. 再開宣告	8 6
○質問 (川村幸栄議員)	8 6
○質問 (中島孝幸議員)	9 6
1. 休憩宣告	1 0 0
1. 再開宣告	1 0 0
1. 休会の決定	1 0 3
1. 散会宣告	1 0 3

第 4 号（3 月 1 2 日）

1. 議事日程	1 0 5
1. 本日の会議に付した事件	1 0 5
1. 出席議員	1 0 6
1. 欠席議員	1 0 6
1. 事務局出席職員	1 0 6
1. 説明員	1 0 6
1. 開議宣告	1 0 7
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 0 7
1. 日程第 2. 議案第 1 8 号 令和 8 年度名寄市一般会計予算ないし議案第 2 6 号 令 和 8 年度名寄市下水道事業会計予算	1 0 7
○予算審査特別委員長報告（東 千春委員長）	1 0 7
○原案可決	1 0 7
1. 日程第 3. 議案第 2 7 号 名寄市介護保険条例の一部改正について	1 0 8
○提案理由説明（加藤市長）	1 0 8
○原案可決	1 0 8
1. 日程第 4. 議案第 2 8 号 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画について	1 0 8
○提案理由説明（加藤市長）	1 0 8
○追加説明（櫻田総合政策室長）	1 0 8
○原案可決	1 0 9
1. 日程第 5. 議案第 2 9 号 工事請負契約の変更について 議案第 3 0 号 工事請負契約の変更について	1 0 9
○提案理由説明（加藤市長）	1 0 9
○原案可決	1 1 0
1. 日程第 6. 議案第 3 1 号 令和 7 年度名寄市一般会計補正予算（第 9 号）	1 1 0
○提案理由説明（加藤市長）	1 1 0
○原案可決	1 1 0
1. 日程第 7. 報告第 1 号 例月出納検査報告、定期監査報告等について	1 1 0
○報告済	1 1 0
1. 日程第 8. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	1 1 0
○決定	1 1 0
1. 閉会宣告	1 1 1
1. 質問文書表	1 1 3
1. 議決結果表	1 1 5

令和8年第1回名寄市議会定例会会議録
開会 令和8年2月24日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 名寄市公立大学法人評価委員会条例の制定について
日程第5 議案第2号 名寄市行政手続条例の一部改正について
日程第6 議案第3号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第4号 名寄市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第5号 名寄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第9 議案第6号 名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第10 議案第7号 財産の取得について
日程第11 議案第8号 財産の取得について
日程第12 議案第9号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市一般会計補正予算（第7号））
日程第13 議案第10号 令和7年度名寄市一般会計補正予算（第8号）
日程第14 議案第11号 令和7年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第12号 令和7年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第16 議案第13号 令和7年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第17 議案第14号 令和7年度名寄市立大

- 学特別会計補正予算（第2号）
日程第18 議案第15号 令和7年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第16号 令和7年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第20 議案第17号 令和7年度名寄市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第21 議案第18号 令和8年度名寄市一般会計予算
議案第19号 令和8年度名寄市国民健康保険特別会計予算
議案第20号 令和8年度名寄市介護保険特別会計予算
議案第21号 令和8年度名寄市食肉センター事業特別会計予算
議案第22号 令和8年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 令和8年度名寄市立大学特別会計予算
議案第24号 令和8年度名寄市病院事業会計予算
議案第25号 令和8年度名寄市水道事業会計予算
議案第26号 令和8年度名寄市下水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 名寄市公立大学法人評価委員会条例の制定について
日程第5 議案第2号 名寄市行政手続条例の一

- 部改正について
- 日程第6 議案第3号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 名寄市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 名寄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第10 議案第7号 財産の取得について
- 日程第11 議案第8号 財産の取得について
- 日程第12 議案第9号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第13 議案第10号 令和7年度名寄市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第14 議案第11号 令和7年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第12号 令和7年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第13号 令和7年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第14号 令和7年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第15号 令和7年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第16号 令和7年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第17号 令和7年度名寄市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第18号 令和8年度名寄市一般会計予算
議案第19号 令和8年度名寄市国民健康保険特別会計予算
議案第20号 令和8年度名寄市介護

- 保険特別会計予算
- 議案第21号 令和8年度名寄市食肉センター事業特別会計予算
- 議案第22号 令和8年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第23号 令和8年度名寄市立大学特別会計予算
- 議案第24号 令和8年度名寄市病院事業会計予算
- 議案第25号 令和8年度名寄市水道事業会計予算
- 議案第26号 令和8年度名寄市下水道事業会計予算

1. 出席議員（14名）

議長	16番	山田典幸	議員
副議長	10番	倉澤宏	議員
	1番	中嶋孝幸	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	水間健詞	議員
	5番	谷聡	議員
	7番	清水一夫	議員
	8番	川村幸栄	議員
	9番	佐藤靖	議員
	11番	高野美枝子	議員
	12番	高橋伸典	議員
	13番	遠藤隆男	議員
	14番	東川孝義	議員
	15番	東千春	議員

1. 欠席議員（1名）

6番	今村芳彦	議員
----	------	----

1. 事務局出席職員

事務局長	渡辺博史
書記	石橋恵美
書記	及川洋人
書記	川名桃代

1. 説明員

市	長	加	藤	剛	士	君
副	市	橋	本	正	道	君
教	育	岸		小	夜	子
総	務	木	村		睦	君
総	合	石	橋		毅	君
市	民	松	田	慎	司	君
健	康	馬	場	義	人	君
経	済	山	田	裕	治	君
建	設	東		聡	男	君
教	育	伊	藤	慈	生	君
市	立	佐	々	木	紀	幸
市	立	水	間		剛	君
総	合	櫻	田	孝	臣	君
こ	ど	倉	澤	富	美	子
支	援					君
上	下	佐	藤	美	香	君
会	計	山	岸	克	利	君
監	査	岡	川		進	君

○議長（山田典幸議員） ただいまより令和8年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に6番、今村芳彦議員から欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山崎 真由美 議員

13番 遠藤 隆 男 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月12日までの17日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月12日までの17日間と決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、令和8年第1回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、総合計画について申し上げます。

次期総合計画策定に向けては、11月に市民向けの「まちづくりアンケート」と「ウェルビーイングアンケート」を実施をしたほか、全3回の「市民ワークショップ」に、延べ111人の御参

加をいただき、本市における理想の将来像などについて、議論を進めてまいりました。

また、分野ごとに各団体との意見交換会を4回、名寄市立大学や名寄高等学校などへのアウトリーチを5回、定住自立圏構成市町村への意見聴取を実施をするなど、幅広い年代や業種、団体の皆様方から御意見をいただきました。

今後は、市民アンケートの結果や意見交換会、アウトリーチなどでの御意見を踏まえながら、基本構想、基本計画の策定に向けて「名寄市総合計画審議会」などにおいて議論を進めてまいります。

次に、市民サービスのオンライン化について申し上げます。

市民の皆様の利便性向上と行政手続のデジタル化を目的として、市民サービスオンライン化事業を進めております。

本事業では、スマートフォンやパソコンから、時間や場所を問わず申請をできる環境を整備をし、住民票の写し、印鑑登録証明書の交付請求や一部の公共施設の予約をオンライン化いたします。

3月中に運用を開始する予定でございます。市民の皆様がより便利に行政サービスを利用できるよう取り組んでまいります。

次に、中学生台湾派遣事業について申し上げます。

次代を担う中学生が台湾への派遣や事前学習を通じ、自国と相手国の文化や歴史に対する理解を深めることで、国際社会に通用する豊かな国際感覚を身に付けるとともに、自国の文化に誇りを持ち、夢に向かってチャレンジをする気持ちを養うことを目的として、1月8日から11日にかけて事業を実施いたしました。

今回は、名寄中学校2年生4人、名寄東中学校2年生1人の計5人を台湾へ派遣をし、臺北市立中山國民中學との学習交流や総統府、龍山寺、忠烈祠などの文化施設や歴史に触れ、臺北市立動物園、臺北101展望台、夜市などの観光スポットを訪れ、台湾のさまざまな文化を体験をすること

ができました。

今後も、子どもたちが国際感覚豊かに成長できるようにプログラムの提供に努めてまいります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

令和7年12月末をもって名寄地区市街地を循環するコミュニティバスが廃止をされ、1月からはA Iオンデマンドバス「のるーと名寄」へ集約をされました。これに合わせ、運行日時の拡大や乗降場所の移設・新設などを内容とした実証運行を実施しております。

この実証運行に先立ち、12月には市民説明会を3回開催をし、計94人の御参加をいただきました。説明会では、「のるーと名寄」の概要や実証運行の具体的な内容、名寄市電子地域通貨「Yoroca」を利用したキャンペーンの紹介に加え、個別相談会も実施をするなど、利用促進に向けた取組を行いました。

次に、令和7年度上川管内教育実践表彰について申し上げます。

上川教育局では、昭和48年度から「上川管内教育実践表彰」を実施をし、上川管内の学校教育または社会教育において、優れた実践活動に取り組み、管内教育の向上に大きく貢献をしている団体及び個人を表彰しております。この度、本市では、学校教育で1団体、1個人、社会教育で1団体の表彰が決定をいたしました。

学校教育では、風連中学校が校務DXによる業務の効率化や学習データの利活用による授業改善サイクルの確立など、ICTを活用した教育DXの実践、名寄西小学校の香川寛明教諭が児童の小さなサインを見逃さず対応するICTを活用したシステムの整備や、児童のウェルビーイングの向上などに関する実践について高く評価をされました。

また、社会教育では、名寄SL排雪列車キマロキ保存会が、設立以来50年にわたる車体の清掃・塗装作業や市民の皆様への普及活動など、SL排雪列車キマロキ編成の保存活動に対する取組に

ついて高く評価をされました。

次に、小中学校の耐震化に向けた取組について申し上げます。

名寄中学校改築工事については、令和6年9月に着工し、1月末現在の進捗率は約70パーセントで、現在は内部工事を進めているところでございます。

旧名寄産業高等学校光凌キャンパスを名寄東中学校として活用するための改修工事につきましては、昨年7月に着工し、1月末現在の進捗率は約75パーセントで、現在は内部工事を進めているところでございます。

名寄中学校新校舎は6月末までに、名寄東中学校新校舎は3月末までに完成をする予定であり、完成後は備品の搬入などを行い、8月からの使用開始に向けて準備を進めてまいります。

名寄東小学校屋内運動場非構造部材等改修工事については、昨年4月に着工し、天井材の撤去や壁付けバスケットゴールの更新など耐震対策を実施をいたしました。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

本市出身の五十嵐晴冬選手、および五十嵐瑠奈選手が、2月22日に閉会をしたミラノ・コルティナ冬季オリンピックへの出場を果たされました。

市としては、その栄誉を称え、名寄庁舎及び風連庁舎への懸垂幕の設置や激励金の交付を行い、一丸となって応援をしてまいりました。

また、Nスポーツコミッションなよろが中心となり、名寄商工会議所や市も参画をする「なよろフリースタイル・エアリアル応援団」を設立をし、寄附金の募集に加え、17日にはEN-RAYホールにてパブリックビューイングを開催いたしました。

当日は悪天候のため競技自体は延期となりましたが、会場には多くの市民に足を運んでいただき、両選手へ寄せる期待の大きさを改めて実感をしたところでございます。

オリンピックという大舞台での両選手の勇姿は、本市の大きな誇りであり、市民に深い感動と勇気を与えてくれました。

令和2年10月から編さんを進めてきた「名寄市史（新市版）」が本年3月に発刊の運びとなりました。

今回の市史は、平成から令和にかけての約30年間の歴史を各分野にまとめたものであります。これまでに貴重な資料を御提供いただきました市民の皆様や専門的知見をお寄せいただいた関係機関の皆様の多大なる御協力に、心から感謝を申し上げます。

市史はA4サイズ、2冊組、約900ページの書籍となり、紙版で1千部、デジタル版で300部を作成いたしました。

頒布価格は、市史編さん委員会の中で議論を重ね、送料込みの1万円、名寄市民については8千円に決定をいたしました。北国博物館が窓口となり頒布を行います。

3月以降に関係機関への寄贈及び有料頒布の準備を進めてまいります。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第1号 名寄市公立大学法人評価委員会条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市公立大学法人評価委員会条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市立大学の公立大学法人制度導入に伴い、地方独立行政法人法第11条第4項の規定に基づき名寄市公立大学法人評価委員会の組織、委員、その他委員会に関し必要な事項を定めるた

め本条例を制定するとともに、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） それでは、何点かの確認等を含めてお聞きをしたいと思います。

まず、1点目は、施行期日が令和8年6月1日からというふうになっています。この点について詳しく御説明をいただきたいと思います。

もう一点は、組織のところで委員の委嘱に当たってですけれども、委員は5人以内というふうな形に提案されていますけれども、この5人以内というところの御説明もいただければというふうに思います。

また、第2条2の臨時委員のところも、特別の事務を処理されるために必要があるときは臨時委員を置くことができるとあります。この臨時委員の幅、1人なのか2人なのか、どこまで臨時委員として認めることができるのか、この点について御説明をいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まず、1点目の御質問いただきました日にち、施行期日、6月1日というところですが、ここについてはスケジュールからして、まずこの評価委員会、この役割というのが設立団体がまず初めにつくる中期目標、ここの策定するときの意見をまず聞かなければならないという位置づけになっておりますので、目標をつくる前に設置をしておかなければならないという形になりますので、できれば6月1日に施行できるようなスケジュールで動かしただいただければということでの日にちとなっております。

それから、構成員、5人以内というところですが、ここについては、これ法人化された大

学、全国にございまして、全国の人数の状況を参考とさせていただきながら、一番圧倒的に多かった5人以内というのが規模的に適正であろうということで、5人ということで案をつくらせていただいているところです。

それから、第2条のところですか、臨時委員の人数の部分なのですが、ここについてはあえて人数の枠はつくっておりません。ここは、実際に組織された委員会の中で必要な人数をしっかりと集めていただけるような、そういった位置づけで、人数というところでは縛りをかけていないというところがございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 施行日については、今の御説明で理解をさせていただきたいというふうに思います。

あと、委員のところなのですが、委員が5人以内、他のところの状況も見てというふうな人数になっているかというふうに思います。他の大学のちょっと少し何校か見せていただくと、やはり地元に近いところの方々に委嘱をされて、委員というふうになっていたかなというふうに思うのですが、今後市長が委嘱するというふうになっていますので、市内になるのか、近隣になるのか、道内になるのか、その辺のところはもし分かる範囲があればお知らせをいただければ、お願ひしたいというふうに思います。

それから、臨時委員のところなのですが、置くことができるということで、あえて人数は書かなかったということなのですが、この範囲が非常に曖昧かなというふうに思うのですが、必要によっては何十人になるということもあるのでしょうか。そういった不安なんかもちょっと感じるものですから、1人とか2人ということではなくて、もっともっと増える可能性もあるのか、含んでいるのかどうか、その辺りをもう一度御説明いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まず、委員の招集範囲というか、どのような方という御質問だったと思うのですが、そこはまさにこれからこの議決をいただいた、スケジュールに間に合うように、この大学がよりよいものになる目標を議論していただけるメンバーをしっかりと選出、候補として調整していかなければならないかなと思っていますし、そういった視点で市長のほうも任命をされていくのだらうというふうに思います。

それから、今臨時委員のお話、枠、人数の規模感とかという、青天井にならないのかなという御心配のお話だったのですが、これは今回は言葉自体は臨時委員という表現になっていますけれども、ほかのいろいろな設置の条例を見ても、例えば部会を置くことができるかという、多分同じ扱いになりますので、この委員会の中でさらに知見のある方をお呼びして、意見を聴取したいといった場合のことを想定しての条項になっておりますので、何十人もというようなことは全くもって想定はしていない内容になっております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 評価委員会ですから、評価するということですので、そんなに多くなることにはならないだろうというふうには考えていますが、ただ委嘱する委員の皆さん方がどういった顔ぶれになるか、今後ということでありました。より名寄大学を知る方々、この地域を知る方々になっていただくといいかなというふうに考えてもいるのですが、ただどういった方々に委嘱をされるのかという疑問も少し残っているところですので、今回確認をさせていただいたところであります。

以上で終わります。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を集結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山田典幸議員） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 議案第2号 名寄市行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市行政手続条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い行政手続法が改正をされたことから、本市においても同様の措置を講ずるために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第6 議案第3号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことから、本市においても同様の措置を講ずるために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 議案第4号
名寄市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行され、旅行役務提供者に対して旅費の支払いが可能となったことから、本市においても同様の措置を講ずるために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 議案第5号
名寄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第9 議案第6号
名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、提案の理由を申し上げます。

本件は、老朽化の極めて激しい旧名寄市立風連

日進小学校屋内運動場及び旧名寄市立東風連小学校屋内運動場の廃校体育施設の一般利用を終了し、学校施設開放事業等に集約をするため、本条例を廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） この両施設の一般利用終了に伴って、これらの施設、今後の取扱いについてどのような方向性が示されるのか、その点についての確認をお願いします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 旧東風連小学校及び旧風連日進小中学校の体育館の施設につきましては、これまでは総合政策部が所管していた学校開放等で使用されていたのですが、今後につきましては普通財産ということで、総務部のほうで所管させていただくこととなります。今後この施設をどうするかについて、具体的な施設の活用方法等は決まっておりますけれども、基本的には活用がなかなか見込めない施設にはなるのかなというふうに思っているところもありますので、大きな運用方法については今のところ考えていません。ですので、この2つの体育館につきましては、今後どのようにしていくかというところは少し考えていく必要があるなというふうに思っているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 所管が替わるということについては理解しているところでありますが、今木村部長から御答弁いただきました内容について今後地域とどのような協議がなされていくのか、その点についても確認させてください。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 所管が替わるということで、既に担当のほうと地域のほうで少しお話

しさせてもらっているところです。ここの施設以外もほかの体育館の施設もございますので、地域のほうとこれからいろいろと協議を進めていかなければならないということは理解させていただいていますし、ごめんなさい、今もう既につて言ったのですけれども、ちょっともしかしたらまだ進めていないかもしれませんが、地域の方々とは協議をさせていただきながら、この取扱いについてのどのように、維持管理含めた取扱いについて協議のほうはさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 地域との協議についても今御答弁いただきました。風連日進地区だけ、東風連地区だけということではなく、やはり名寄市全体の財産ということで考えると、少し大きな場での議論も必要になってくるケースもあるかと思しますので、その点については丁寧な協議をお願いしたいということを申し上げて、終わります。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第10 議案第7号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、各小中学校職員室で使用している校務用端末につきまして、令和元年度に購入をした校務系シンクライアントサーバーのサポート終了に伴い、端末の更新を行うものでございます。本年1月20日に5者により指名競争入札を執行した結果、株式会社名文堂が3,638万6,000円で落札をし、これに消費税及び地方消費税363万8,600円を加え、4,002万4,600円で契約を締結しようとするものでございます。

なお、本件に係る経費につきましては、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し、取得するものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第11 議案第8

号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市立大学のネットワーク配線、セキュリティ機器、Wi-Fi機器が更新時期を迎えることから、各館のネットワーク環境の最適化を図ることを目的に更新しようとするものでございます。本年1月27日に一般競争入札を実施をした結果、株式会社アフター名寄支店が6,987万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税698万7,000円を加え、7,685万7,000円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第12 議案第9号 専決処分した事件の承認についてを議題とい

たします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、2月8日執行の衆議院議員選挙執行経費に係る令和7年度名寄市一般会計補正予算の専決処分でございます。歳入歳出それぞれ2,590万3,000円を追加をし、予算総額を298億1,142万8,000円にしたものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行い、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は承認することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第13 議案第10号 令和7年度名寄市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 令和7年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものでございまして、歳入歳出それぞれ9億5,720万8,000円を追加をし、予算総額を307億6,863万6,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして減債基金積立金3,604万1,000円の追加及び4款衛生費におきまして名寄東病院振興基金積立金1億9,582万3,000円の追加は、地方交付税の算定結果に基づき積立てをしようとするものでございます。同じく4款、病院事業会計繰出金2億8,214万1,000円の追加は、病院事業に関して交付税措置をされた増額分と市立総合病院において人件費、物価の高騰等により資金状況が悪化をしていることから、1億5,000万円の臨時の繰出金を追加しようとするものでございます。

6款農林業費におきまして新基本計画実装・農業構造転換支援事業費7億2,520万円の追加及び地域づくり総合交付金事業費2,780万円の追加は、それぞれの施設整備事業に対して補助金を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加及び確定に伴う国庫支出金、道支出金、市債などの特定財源の調整を行ったほか、20款繰入金におきまして財政調整基金繰入金を減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第2表、継続費補正につきましては、名寄中学校整備事業の年割額について補正しようとするものでございます。

第3表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない議会運営事業費ほか計5件を繰越ししようとするものでございます。

第4表、債務負担行為補正につきましては、広

報なよろ作成業務委託料ほか計4件を追加し、なよろ健康の森指定管理委託料ほか計6件の限度額を補正しようとするものでございます。

第5表、地方債補正につきましては、合併特例振興基金造成ほか計3件を追加し、町内会活動支援事業ほか計27件の限度額を変更、解体整備事業ほか計4件を廃止しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 名寄市一般会計補正予算の中で1点確認をさせていただきたいと思っております。

補正ということありますので、年度末において様々な状況についての金額が計上してあるわけですが、10款教育費、議案第10号の89ページに当たるところであります。3項中学校費、2目教育振興費の中でNAYOROスタイル部活動改革推進事業費が960万7,000円の減額ということで提示されています。現在NAYOROスタイル部活動改革、どんどん進められていると思っておりますので、これだけの減額になっておりますので、それぞれ部活動指導員配置促進事業費375万円、部活動学校間バス移動モデル事業費400万円、ICT部活動支援事業費144万6,000円ということで、予算に対しての大きな減額かなと思っておりますので、この内容を御説明いただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 今大きく減額した3点について御説明をということでした。まず、1点目の部活動指導員の配置促進事業でございますが、これにつきましては全ての部活動に部活動指導員を配置するという見込みの下、予算をつけて

おりましたが、実際には全ての部活動を行っている学校に部活動指導員を配置をしておりませんので、実績に基づいて今回減額で補正をしたところではあります。

次に、部活動学校間バス移動モデル事業費ですが、これにつきましては今年度から拠点校方式を導入するということが決まっておりましたので、この拠点校方式は、議員も御存じだと思いますが、部活動の拠点を基本的には1校にして、そこにほかの中学校から生徒がバスやタクシーなどで来て、活動するというので、基本的にはそういうような想定をしておりましたが、実際には部活動ごとに部員の数が異なっておりまして、部員数が一定数いる部活動については拠点校1校ではなく、2校にするというような対応を取っておりますので、それに伴いまして学校間を移動する生徒が見込みよりも減りました。それに伴いまして、併せてバス、タクシーの利用についてもその分減ったというところで、大きく減額をしているところです。

ICT部活動支援事業については、これは遠隔で専門の指導員から指導を受けるということではあります。学校のニーズが今年度についてはなかったということで、その分について減額で補正をしているところです。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御説明いただきました内容について再度ちょっと確認させていただきます。

バス移動モデル事業につきましては、拠点校が1校だけではなかったもので、移動に要する経費がかからないで済んだということですので、その点については理解いたします。

部活動指導員の配置促進事業費のほうなのですが、部長の御説明、理解はするのですが、全ての部活に地域の中での指導員が配置される想定をしていたけれども、そうはならなかったというところで、具体的に中学生の活動に何ら

かの影響がなかったのかどうか、その点について、指導員が配置できなかった理由といますか、必要なかったからということではあると思うのですけれども、それに対しての生徒への影響について再度伺わせていただきたいと思います。

遠隔、ICT部活動のほうについては、どのようなアプローチをされたのかということについても再度伺わせてください。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 部活動指導員については、外部から指導に来ていただけるということで、そういった方にまず登録を求めるといふところで、したがって全体的な部活動において応募というか、登録できるというふうなことは実際にはなっておりません。その中で各学校というか、部活動で必要だというふうに思われた場合に指導員が配置をされて、実際に学校の先生と一緒に指導したりというところで、そこについては中学校の部活動で教える先生方については必ずしも自分で専門的にやってきた競技を教えているというわけではありませんので、そういった部活動においては子供たちに対して専門的な指導が行っているというところで、そういった部分では非常にいい影響というのでしょうか、子供にとっても先生にとってもいい影響が、効果があるのかなというふうには捉えております。その他の実際に配置がされていないところについては、実際に指導ができる先生方がついていてということもありますし、またついていないところの部活動についても先生方も自分で勉強もしながら子供たちに一生懸命指導しているということが現状でございます。

ICT支援員については、こういった遠隔で指導を受けられるよということで学校には紹介しているのですけれども、学校のほうから実際に応募がなかったということが現状でございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 現状について確認をさせていただきました。令和8年度からより具体的なところが進んでいくと思いますので、その点についてはこの後もしっかり状況を見させていただきますと思います。

以上で終わります。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第14 議案第11号 令和7年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 令和7年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ888万4,000円を追加をし、予算総額を25億6,769万8,000円に、また直診勘定におきましては歳入歳出それぞれ955万7,000円を減額をし、予算総額を2億751万2,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費におきまして国の子ども・子育て支援事業開始に向けたシステム整備委託料ほか事業確定に伴う過不足の調整を行い、199万円を追加しようとするものでございます。

4款保健事業費におきまして会計年度任用職員報酬などの不足分について141万2,000円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款国民健康保険税におきまして決算見込み等から699万8,000円を減額するほか、5款繰越金におきまして前年度繰越金1,000万9,000円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、直診勘定の補正の主な内容について歳出から申し上げます。各事業費の確定に伴い、1款総務費におきまして人件費等で424万6,000円を減額をし、2款医業費及び3款施設整備費では衛生材料費等531万1,000円を減額しようとするものでございます。

歳入につきましては、1款診療収入におきまして決算見込み等から1,362万5,000円を減額をするほか、4款繰入金におきまして349万5,000円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第15 議案第12号 令和7年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 令和7年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ5,316万6,000円を減額をし、予算総額を28億7,129万5,000円に、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ157万7,000円を追加をし、予算総額を4億3,816万9,000円に、またサービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ6,979万円を減額をし、予算総額を7億3,124万3,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容を保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費5,200万円の減額におきましては、それぞれ介護サービス等で見込まれる過不足の調整を図ろうとするものでございます。

4款基金積立金におきましては、介護給付費準備基金積立金に164万9,000円を追加しようとするものでございます。

6款諸支出金におきましては、保険料還付金のほか、地域包括支援センターの運営に係る一般会計への繰出金を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加及び確定に伴い国庫支出金、道支出金、一般

会計繰入金などの特定財源の調整を行うほか、基金繰入金9,000万円を減額をし、収支の調整を図るものであり、9款繰越金におきましては令和6年度決算剰余金の繰越分として8,754万9,000円を追加しようとするものでございます。

続きまして、サービス事業勘定・名寄について申し上げます。歳出におきまして人件費で見込まれる不足額の調整を行おうとするものであり、歳入におきまして一般会計繰入金157万7,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

第2表、債務負担行為補正では、名寄市特別養護老人ホーム清峰園指定管理委託料ほか計2件の限度額を変更しようとするものでございます。

続きまして、サービス事業勘定・風連におきましては人件費の不足額の追加及び施設改修に係る不用額を減額しようとするものであり、歳入におきまして道補助金、一般会計繰入金、市債をそれぞれ減額をし、収支の調整を図っております。

第2表、債務負担行為補正では名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツ指定管理委託料の限度額を変更しようとするものであり、第3表、地方債補正では整備事業に係る限度額を変更しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第16 議案第13号 令和7年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 令和7年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ327万4,000円を追加をし、予算総額を5億1,856万1,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款総務費及び2款後期高齢者医療広域連合納付金におきまして人件費、納付金それぞれで見込まれる過不足額を調整しようとするものでございます。

歳入におきましては、決算見込みにおける保険料の調整を行うほか、事務費繰入金185万1,000円を減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第17 議案第14号 令和7年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 令和7年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものであり、歳入歳出それぞれ7,599万2,000円を追加をし、予算総額を19億4,372万2,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款教育費におきまして決算見込みによる人件費の調整や事業費の確定による減額をしようとするほか、いただいた寄附金を積み立てるために名寄市立大学奨学金基金積立金に66万7,000円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金、2款使用料及び手数料におきまして決算見込み等から施設整備等負担金など大学費負担金を2,057万7,000円、授業料を6,468万5,000円減額をし、6款繰入金におきまして一般会計繰入金1億6,172万1,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

第2表、債務負担行為補正につきましては、追加及び限度額の変更をしようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

ます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第18 議案第15号 令和7年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 令和7年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の各収支を見通し、必要な調整を行うとともに、市立総合病院において人件費、物価の高騰等による資金状況の悪化を受け、臨時の一般会計繰入金1億5,000万円を追加しようとするものでございます。

補正の主な内容について収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして入院及び外来患者数の減少等による入院収益で12億7,445万3,000円、外来収益で1,907万8,000円をそれぞれ減額をし、他会計負担金で3,958万7,000円を追加しようとするものでございます。

次に、医業外収益におきまして他会計補助金で

1億5,109万9,000円、他会計負担金で4,346万5,000円をそれぞれ追加をし、その他医業外収益で1,847万8,000円を減額をし、補助金で1億8,283万円を追加をし、特別利益におきまして過年度損益修正益で2,106万4,000円を追加をし、病院事業収益の総額を99億9,629万6,000円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では医業費用におきまして給与費で1億6,413万円、材料費で5,566万9,000円、経費で1億3,961万4,000円をそれぞれ減額をし、医業外費用におきまして保育施設費で407万円を減額をし、特別損失におきまして過年度損益修正損で251万8,000円を減額をし、病院事業費用の総額を112億5,437万6,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入におきまして企業債で1億4,190万円減額をし、他会計出資金で4,799万円を追加をし、総額を6億3,111万5,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出におきまして資産購入費で1億329万7,000円、施設費で2,484万円をそれぞれ減額をし、総額を9億9,971万7,000円にしようとするものでございます。

なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填するものでございます。

また、臨時の一般会計繰入金1億5,000万円は、1款病院事業収益の他会計補助金、負担金、3款資本的収入の出資金にそれぞれ計上してございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第19 議案第16号 令和7年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 令和7年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の収支を見通し、予算の調整を行おうとするものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では、主に給水収益38万1,000円の減額やその他営業収益351万8,000円の減額、他会計補助金538万5,000円の減額により収益全体で1,052万円を減額をし、総額を7億6,338万6,000円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、事業費の確定に伴う各費目の調整を行い、費用全体で514万9,000円を増額をし、総額を7億706万円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し

上げます。事業の確定に伴う調整を行い、3款資本的収入では2,017万5,000円を減額をし、総額を4億6,341万円に、また4款資本的支出では2,084万3,000円を減額をし、総額を8億1,559万円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第20 議案第17号 令和7年度名寄市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 令和7年度名寄市下水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の収支を見通し、予算の調整を行おうとするものでございます。

まず、収益的収入について申し上げます。1款下水道事業収益では、主に他会計補助金5,229万5,000円の減額や国庫補助金741万6,000円の減額により収益全体で1,986万5,

000円を減額し、総額を12億3,952万5,000円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。2款下水道事業費用では事業費の確定に伴う各費目の調整を行い、費用全体で1,795万7,000円を減額をし、総額を12億515万2,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。事業の確定に伴う調整を行い、3款資本的収入では3億2,111万4,000円を減額をし、総額を2億8,200万4,000円に、また4款資本的支出では3億5,237万7,000円を減額をし、総額を6億6,928万7,000円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第21 議案第18号 令和8年度名寄市一般会計予算、議案第19号 令和8年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 令和8年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第21号 令和8年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第22号 令

和8年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 令和8年度名寄市立大学特別会計予算、議案第24号 令和8年度名寄市病院事業会計予算、議案第25号 令和8年度名寄市水道事業会計予算、議案第26号 令和8年度名寄市下水道事業会計予算、以上9件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 令和8年度名寄市一般会計予算及び議案第19号から議案第26号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、令和7年11月1日付市長訓令に基づき、名寄市総合計画や総合戦略の具現化、徹底的な行財政改革、集中的重点事項の推進といった基本的な考え方にに基づき予算を編成いたしました。

一般会計予算案は、骨格予算となることから、継続事業を中心に計上したものの、名寄中学校や名寄東中学校の整備事業、名寄地区一般廃棄物中間処理施設の建設事業負担金など大型普通建設事業の影響により前年度当初予算と比較し1%減の281億198万1,000円となりました。なお、収支不足を補う財政調整基金の取崩し額は5億325万8,000円を計上しております。

次に、特別会計について申し上げます。令和8年度国民健康保険特別会計外計5特別会計の予算総額は87億4,689万7,000円となっております。増減の大きなものとして、介護保険特別会計サービス事業勘定・風連でしらかばハイツ等施設改修事業の完了により前年度比82.2%減となりました。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計では前年度比0.3%減の128億1,617万7,000円、水道事業会計では前年度比2.9%減の14億9,384万1,000円、下水道事業会計では前年度比3.3%増の22億

8,479万8,000円となりました。

以上によりまして、令和8年度全会計の予算総額は534億4,369万4,000円となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出をいたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議案第18号外8件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号外8件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時24分

○議長（山田典幸議員） 再開いたします。

正副委員長の互選が行われましたので、結果を報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に東千春議員、副委員長に高野美枝子議員、以上であります。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日2月25日から3月2日までの6日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、明日2月25日から3月2日までの6

日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午前11時25分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 遠 藤 隆 男

令和8年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 令和8年3月3日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 出席議員（15名）

議長 16番 山田典幸 議員
副議長 10番 倉澤宏 議員
1番 中嶋孝幸 議員
3番 山崎真由美 議員
4番 水間健詞 議員
5番 谷聡 議員
6番 今村芳彦 議員
7番 清水一夫 議員
8番 川村幸栄 議員
9番 佐藤靖 議員
11番 高野美枝子 議員
12番 高橋伸典 議員
13番 遠藤隆男 議員
14番 東川孝義 議員
15番 東千春 議員

1. 説明員

市長 加藤剛士 君
副市長 橋本正道 君
教育長 岸小夜子 君
総務部長 木村睦 君
総合政策部長 石橋毅 君
市民部長 松田慎司 君
健康福祉部長 馬場義人 君
経済部長 山田裕治 君
建設水道部長 東聡男 君
教育部長 伊藤慈生 君
市立総合病院事務部長 佐々木紀幸 君
市立大学事務局長 水間剛 君
総合政策室長 櫻田孝臣 君
こども・高齢者支援室長 倉澤富美子 君
上下水道室長 佐藤美香 君
会計室長 山岸克利 君
監査委員 岡川進 君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長 渡辺博史
書記 石橋恵美
書記 及川洋人
書記 川名桃代

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 川村幸栄 議員

15番 東千春 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

持続可能なまちづくりの推進に向けて外1件を、東川孝義議員。

○14番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従い、大項目2点について順次質問してまいります。

大項目の1番目、持続可能なまちづくりの推進に向けて伺います。小項目の1番目、合併後の人口推移と今後の人口減少緩和策について。名寄市は、平成18年3月27日、旧風連町と旧名寄市が合併して、今年で20年目の節目を迎えます。当時風連町では道の駅構想、市街地再開発、風連中学校の風連高校への移転などが議論となっており、その事業は着実に実施されてきました。また、合併後における名寄市では、よろ一な、市立総合病院の増改築、EN-RAYホール、大学図書館及び新棟、小中学校の改築など厳しい財政状況の中、ハード面での設備投資が進められてきました。さらに、人への投資という視点では、教育、スポーツ、文化、子育ての推進、付加価値を高める産業の育成で人を育てる取組も推進されております。しかし、一方では合併当初の人口は3万1,212人、今年1月末時点では2万4,135人、合併時に比べ22.7%、7,077人の減少とな

っております。また、2040年における国立社会保障・人口問題研究所の予測では、2万人を切るとの推計も出ております。合併以降ハード、ソフトの両面で事業を進めていただきましたが、急激な人口減少を少しでも緩和するべく今後どのような取組を進められていかれるのかお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、第2次名寄市行財政改革推進基本計画（後期実施計画）の成果と今後の目指す姿について。第2次名寄市行財政改革推進基本計画の後期実施計画は、令和5年度から始まり、令和8年度が最終年度となります。行財政改革の基本方針は、1、効率的で質の高い行政運営、2、持続可能な財政運営の推進、3、市民と協働の行政運営の3点の方針に基づき推進項目ごとに実施項目、実施内容を定め、個々の施策が推進をされており、年度ごとに主な事業、取組についての報告もいただいております。後期計画の最終年度を迎え、基本方針である効率的で質の高い行政運営の推進においては、1、施策推進体制の充実、2、人材育成の充実、3、職場環境の改善に向けた取組の推進、4、行政組織と職員制度の見直し、5、事務事業及び業務改善の5項目が設定をされておりますが、項目ごとの具体的な成果と、さらには今までの取組経過を踏まえて、今後の目指す姿をどのように描いているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、将来を見据えたまちづくりに向けて。将来に予想される社会変化について、人口減少と少子高齢化が急速に進んでおり、社会全体に大きな影響を与えると予測されております。特に2030年頃には、高齢者人口が総人口の3割を占め、約3人に1人が高齢者になると言われております。当市においても例外ではなく、労働力不足の深刻化、働き方改革の推進、デジタル技術の活用、多様な人材の活用、持続可能性への配慮など、これからの時代を生き抜くためには市職員の今まで以上のスキルアップが求められる

と思います。現在名寄市行財政改革の目指すべき姿としての取組が進められておりますが、改めて取組の必要性とその取組における将来を見据えたまちづくりの考え方についてお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、名寄市公共施設等再配置計画の施策推進に向けて伺います。小項目1番目、当初計画と整備計画年度のずれについて。名寄市公共施設等再配置計画は、令和4年に策定され、人口減少や少子高齢化、施設の集約などを想定し、計画期間を令和4年度から令和33年度までの30年間とされております。この計画の推進に向けて、個別施設再配置方策の実施計画全体を3つの期間に区切り、フェーズ1は短期で5年間、フェーズ2は中期で10年間、フェーズ3は15年間に設定をされております。この計画におけるフェーズ1は短期5年間で、令和8年度までとなっており、当初計画と整備計画にずれが生じておりますが、この実態をどのように受け止め、今後どのような推進を図っていくのかお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、中心市街地の活性化に向けて。名寄市公共施設等再配置計画は、個別の公共施設の再配置の基本的な考え方を示すことにより名寄市公共施設等総合管理計画と名寄市立地適正化計画の連携で進められるものと理解しております。具体的なまちづくりの課題に対しては、令和2年の立地適正化計画において持続可能で利便性の高いコンパクトなまちづくりの転換を目的として都市機能誘導区域と居住誘導区域を定め、取組を進めていくとされております。現状の中心市街地は、人通りも少なく、後継者不足等で非常に厳しい実態にあります。中心市街地がメインコアとしてにぎわいや経済循環の中心となり、活性化に向けて具体的な施設配置を含めて今後どのような検討を進めていかれるのか、お伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、将来の公共施設の在り方について。名寄市公共施設等総合管理計画にお

いて5項目の基本方針が定められており、施設総量の適正化を実現するため、総量縮減に向けた数値目標として平成28年度から20年間で公共施設の総延べ床面積を13%削減することとされております。当初計画から9年間が経過した現在、公共施設の床面積は計画当初と比較してどのような推移になっているのか、また残された11年間で13%縮減に向けてどのような戦略で取組を進めていかれるのかお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） おはようございます。ただいま東川議員から大項目で2点御質問いただきました。大項目の1、小項目の1と大項目の2の小項目1、2は私から、大項目1の小項目2、3と大項目2の小項目3は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、持続可能なまちづくりの推進に向けて、小項目1、合併後の人口推移と今後の人口減少緩和策についてお答えいたします。本市は、来る3月27日をもちまして旧名寄市と旧風連町の合併から20年の節目を迎えます。合併した平成18年の人口は3万1,212人でありましたが、10年後の平成28年12月末には2万8,633人と約2,600人の減、さらに10年後となる昨年12月末には2万4,168人と、この20年間で22.6%となる7,000人が減少となっている状況です。人口減少は全国的な問題となっており、この20年間で国全体で3.8%、北海道では11.2%減少しております。さらに、首都圏等への一極集中が進む中、道北地域は厳しい状況となっており、道北の市の状況を見ましても旭川市で13.3%、富良野市で23%、稚内市で29.6%、士別市で32.3%、留萌市で34.3%の減少となっているところです。本市においては、人口減少の緩和策といたしまして、平成27年10月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、5つの基本目標を定

め、総合計画と連動した人口減少対策の施策を推進してまいりました。主な取組として、子育て支援では屋内の遊び場、にこにこらんどの整備や認定こども園あいの開園による待機児童の解消、乳幼児等医療費の助成対象拡大による経済的負担の軽減のほか、産業では住宅改修費用の一部助成や電子地域通貨Yorocaの導入、農業の担い手の確保、冬季スポーツ大会や合宿の誘致による地域産業の活性化と定住人口等の拡大などの事業を推進し、人口減少の緩和を図ってきております。しかしながら、自然減が避けられない中、人口減少に歯止めが利かず、加速している状況にあります。現在令和9年度から始まる第3次名寄市総合計画の策定作業中であり、将来人口の推計については複数の算出方法を用いて推計しているところではありますが、過去5年間の人口移動率を反映、こちらは令和3年の王子マテリア撤退の影響をかなり大きく受けた数値になりますけれども、こちらを移動率を使って算出した場合、10年後の令和17年には1万9,079人となり、2万人を下回るとの推計結果も出されており、強い危機感を持っているところです。人口減少の緩和に向けた取組につきましては、これまで推進してきた子育て支援や地域医療の充実、DXの推進などの事業を継続して実施していくとともに、新たな産業の創出による雇用の場の確保などの取組が必要であると考えています。その一つとして、名寄インターチェンジ周辺による物流の拠点化に向けては、昨年9月に民間事業者を含めた検討協議会を設立し、官民が連携した取組を展開しているところです。そのほか、王子跡地や名農キャンパスの跡地利活用など、本市においては地の利を生かした付加価値の高い産業の誘致、育成なども可能であると考えています。現在第3次名寄市総合計画の策定作業を進めています。新たにウェルビーイングアンケートを実施するなど、多くの市民の皆様からいただいた意見の調査結果を分析し、名寄に住み続けたい、名寄に住んでみたい、名寄に戻りた

いと思っただけの取組を展開できるよう名寄市総合計画審議会の中でも議論してまいります。

次に、大項目2、名寄市公共施設等再配置計画の施策推進に向けて、小項目1、当初計画と整備計画年度のずれについてお答えいたします。名寄市公共施設等再配置計画は、コンパクトなまちづくりを推進するため令和4年3月に策定したものであり、公共施設再編との連携、立地適正化計画のロードマップとして位置づけられております。本計画は、人口減少や少子高齢化、施設の集約などを想定し、長期的な観点に基づいた計画とするため、計画期間を2022年度から2051年度の30年間とし、計画初年度から5年後をフェーズ1、15年後をフェーズ2、30年後までをフェーズ3と設定しております。計画初期のフェーズ1期間内においては、中心市街地のコンパクト化に向けたコアの形成と市民意識の醸成実現に向けた具体的な配置と実施計画を検討するとしており、図書館や児童センターなど対象5施設を主眼にまちのにぎわいの重心となるメインコアの形成と住環境の整備につながるサブコアについて整理するとしております。計画策定以降、中心市街地に人を呼び込むための図書館機能を有する複合施設整備に向けて、西3条南6丁目を中心に旧ミマツビル等跡地を候補地として検討を進めておりましたが、教育環境の確保を最優先とした中学校の改築、改修や地域医療体制の持続性を図るための名寄東病院の町なか移転に関する検討が加速したこともあり、当初計画とのずれが生じた要因であると認識しているところです。現在策定を進めている次期総合計画に向けた各種アンケートや各団体の意見交換、市民ワークショップにおいても中心市街地の活性化や名寄駅前の整備について様々な意見が寄せられているところであり、今後におきましてもまちづくり会社等とも連携を図りながら、中心市街地の活性化を目指し、コンパクトなまちづくりの推進に努めてまいります。

次に、小項目2、中心市街地の活性化に向けて

についてお答えいたします。名寄市西3条南6丁目を核とした中心市街地は、かつては消費経済活動を通じた名寄市の中心部でありましたが、近年では人口減少が加速的に進むとともに、建物の老朽化も著しく、中心部のにぎわいが失われつつあります。名寄市の喫緊の課題に対応するためには、ハード整備には時間を要することから、中心市街地での創業を誘導する支援制度や空き店舗を活用したソフト事業により幅広く創業を促し、にぎわいの創出を図ることが重要であると考えています。公共施設の老朽化が進み、厳しい財政状況と加速する人口減少の中にありますが、市内中心部の再生を図ることで消費経済活動を活性化させ、今後の持続可能なまちづくりを目指すべきと考えております。今後も引き続き公共施設の再配置の議論を進めるとともに、関係機関と連携を深め、官民連携の取組を推進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 私からは、大項目1、持続可能なまちづくりの推進に向けて、小項目2、第2次名寄市行財政改革推進基本計画（後期実施計画）の成果と今後の目指すべき姿について申し上げます。

現在本市の行財政改革については、平成29年度に策定した第2次名寄市行財政改革推進基本計画に掲げた基本方針や推進項目に基づき取組を進めております。第2次名寄市行財政改革推進基本計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間として、最初の6年間を前期実施計画、令和5年度からの4年間を後期実施計画としております。後期実施計画では3つの基本方針を掲げ、基本方針1の効率的で質の高い行政運営の推進については、5つの項目、26の事業を実施項目として掲載しており、総合計画などと連動した成果指標を定め、毎年度各成果指標の確認を行っております。具体的な成果といたしまして、施策推進体制の充実、実施項目、行政評価の推進

及び活用では、総合計画後期実施計画の実施事業に対し行政評価を行い、PDCAサイクルによる事業の見直しや、CまたはD評価事業については翌年度再評価とするなど改善に努めてまいりました。

人材育成の充実の実施項目、人材育成基本方針に基づく職員の能力向上策の適正な実施では、多様化する行政ニーズに対応する職員の育成のため適切な研修制度の構築と運用を行うとともに、現在は令和5年度に国から示された指針を参考に本市の人材育成基本方針の改定に向けた議論を進めているところです。人事評価及び人事希望制度を活用した適正な人事運用では、人事評価については期首面談において個人の能力に合わせた目標を定め、その目標の達成に向けて取り組み、期末面談で確認、評価をすることにより職員の能力、士気の向上に努めております。また、人事希望制度については、自らの仕事に対する将来的な構想の把握を行った上で、職員個々の資質及び意欲向上につながるよう適正な人事運用に努めているところです。職場環境の改善に向けた取組の推進の実施項目、特定事業主行動計画に基づいた適正な労働環境の実現では、職場環境の改善やワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、時間外縮減に向けて毎週水曜日を原則時間外勤務をしない日と定め、庁内掲示板で業務改善の手法などの紹介や管理職へ業務の調整などの呼びかけを行い、その結果、基準年の令和3年度に比べて令和6年度の時間外勤務は減少したところであります。また、人材確保の推進については、生産年齢人口の減少や公務員人気低下中、既に土木職、保育職、保健師などの専門職については、募集に対して応募が少ない状況であり、今後は事務職においても厳しい状況となることが予想されます。全国のテストセンター受験や受験日の変更、一部職種において専門試験の廃止など受験しやすい環境を整えるとともに、学校説明会への参加やインターシップの受入れなどを積極的に行い、人材の確保に

努めております。

事務事業及び事務改善の実施項目、事務事業の見直し等及び事務改善の実施、各種協議会への参画及び負担金の見直し、補助金の適正化では、令和7年度の行財政改革において事業の選択と集中の実質化の実現に向け、全ての事業においてゼロベースでの見直しを図るよう方針が示されたことから、各部署においては、事業の見直しを行い、次年度に向けた廃止、縮小可能な事業について整理したところでございます。また、負担金補助及び交付金については、社会情勢や市民ニーズ、本市を取り巻く環境の変化などから公益性、有効性などについて整理し、行政が負担、支援することが必要かどうか、行財政改革推進実施本部所管委員会において負担金補助及び交付金の検証、見直し作業を行ったところでございます。

次年度は後期実施計画の最終年度であることから、目標達成に向け着実に行財政改革の取組を進め、市民の皆さんが安全、安心に暮らせるまちづくりを目指してまいります。

次に、小項目3、将来を見据えたまちづくりに向けてについて申し上げます。社会経済情勢の変化や多様化、複雑化する市民ニーズへの対応において職員の能力向上は不可欠であると考えており、人材の育成は市民の皆さんが安全、安心に暮らせる行政サービスを維持、向上させていくためには大変重要と考えております。さきにも述べましたが、今年度においては国の指針を参考に本市の人材育成基本方針の改定に向け、各職責に求める役割、必要な能力、その能力を習得するための手法、研修、キャリア形成や人事評価制度、ワーク・ライフ・バランスなどの職場環境、デジタル人材の育成などについて行財政改革推進本部所管委員会において議論を進めているところであります。現在本市の財政状況は大変厳しい状況にあります。将来世代に過大な負担を残さず、名寄市の未来を描いていくためには、全職員が一つになって、真に必要な施策は何か、市民の皆さんの幸せのため

に何が必要かしっかりと議論し、限りある財源を有効に、効果的に活用していかなければなりません。そのためにもこれからも行財政改革を進めていく必要があるとともに、新たな次期行財政改革推進基本計画の策定においては、より具体的で実効性のある計画となるよう検討してまいります。

次に、大項目2、名寄市公共施設等総合管理計画の施策推進に向けて、小項目3、将来の公共施設の在り方について申し上げます。名寄市公共施設等総合管理計画は、中長期的な視点から公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的かつ効率的に実施することを目的に平成28年に策定しており、その後総務省より指針の改定が示されたことから、令和6年11月に改定しております。本計画は、策定年から令和17年度までの20年間で公共施設の総延べ床面積を13%縮減することを目標として掲げており、近年では旧智恵文小学校の校舎解体や瑞生団地及び栄町55団地の一部の棟を解体するとともに、認定こども園あいの新設により統合された南保育所、西保育所の解体も行いました。こうしたことから、令和7年度末においては約3.2%の縮減になるものと想定しているところです。

次に、目標値の13%縮減に向けた取組として、また本計画の見直しに向けた基礎資料の把握として、令和7年度は公共施設データベースを作成しました。本データは、各施設における過去3年間の維持コスト、利用者数、利用者1人当たりの維持コスト、市民1人当たりの維持コストについて見える化を図ったところでございます。今後においては、本データを基礎資料として類似施設の比較、受益者負担の適正化を図っていく必要があると考えております。市町村合併から約20年がたちましたが、この間公共施設の統廃合や廃止については、一部の公共施設では行ったものの、なかなか進んでいない状況です。しかしながら、今後の人口減少や年齢構造、市民の皆さんのニーズの変化、また施設用途の類似性、さらには本市の財

政状況など様々な条件を整理し、これからの公共施設の在り方については早々に検討していく必要があると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） それぞれ丁寧に答弁をいただきました。確認を含めて改めて再質問をさせていただきたいと思っております。

1点目の持続可能なまちづくりの推進に向けてということで、合併後の人口推移と今後の減少緩和策ということで御答弁をいただきました。基本的に名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略というふうなことで、それを基にしながらそれぞれ今まで進めてこられた事業、屋内ではにこにこらんど、それからあいあい等、それから乳幼児の医療費とを進めてこられたというふうなことで、昨年の12月末で22.6%、7,000人というふうなこと、加えて10年後だと1万9,079人、2万人を切るというふうな御答弁もいただいているところです。その中で、今後10年後の中には王子マテリアの減少の部分、閉鎖の部分も加味しながらというふうなお話もありました。加えて、そこで自然減がかなり加速をしているというふうな御答弁もいただいたかなというふうに思っております。今後インターチェンジ構想だとか、王子の跡地、名農跡地、付加価値の高い産業の誘致等を進めていくというふうな御答弁もいただいたかなと思っております。答弁にもありましたけれども、人口増減の要因は死亡者と出生差による自然増減と社会増減があるわけですが、合併以降ここ10年近くで自然増減と社会増減、どのようになっているのか把握をされていけば、お聞きをしたというふう思います。

あと、人口の動向分析を行うときに一般的に合計特殊出生率というのが使われます。これも今名寄市には市立大学だとか、名寄駐屯地だとかというのも社会増減にどういうふうに影響を与えているのかということ、名寄市におけるこの10年間

の合計特殊出生率と将来における希望出生率、この辺をどういうふうに押さえているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ただいまの御質問は多分大きく3点でしょうか。自然増減、社会増減の部分の、この間の部分の動きと合計特殊出生率の関係、それから希望出生率、そして駐屯地、それから大学があることへの影響というか、それぞれどう捉えているかということだと思います。

まず最初に、人口増減の部分の自然増減、それから社会増減の部分なのですけれども、この10年間においては自然増減、社会増減ともに毎年度当然というか、減になってきています。出生と死亡の差で見ると、自然減では平成27年当時はトータルでマイナス128人の減の数値が出ています。それが令和7年ではマイナス246人となっております。減少数が増加傾向にある状況であります。それから、転入、転出の移動の差による社会増減の部分なのですけれども、こちらは平成27年ではマイナス345人、令和7年ではマイナス331人となっております。増加傾向ではありませんけれども、令和4年についてはマイナス435人、こちらは王子の影響を受けた年ですが、令和5年ではマイナス449人になるなど、年によっては大きな減少となっているのが現状でございます。

それから、合計特殊出生率のお話ですが、平成27年10月のまち・ひと・しごと創生人口ビジョンの策定時が1.5人でございました。現在は1.44となっております。あと、希望出生率、こちらは市民アンケートによってお子さんをごのぐらい持ちたいですかという部分の分析になりますが、人口ビジョン策定時が1.88、現在は1.63となっており、ともに減少している状況でございます。全国比較という形になりますけれども、合計特殊出生率では全国が1.33、北海道で1.21、富良野市で1.46、稚内で1.

43、留萌市で1.43、士別市で1.35、旭川市で1.29となっているため、特別低いというふうになっているというわけではないということでございます。

それから、市立大学、それから駐屯地があることでの社会増減等にどのような影響があるかという押さえ、我々の認識ですけれども、大学や学生さんや隊員の皆さんについては転入、転出の移動が多いため、社会増減の影響は受けやすくなっているとは思っております。この10年間においては、大幅な学科定員の変更、それから隊の改編、こちらについては大きな変動はなく、社会減に大きな影響はなかったものと認識しております。駐屯地と4年制大学双方の立地していること、名寄市ですけれども、人口減少を和らげる大きな要因であると思っておりますので、しっかりと維持していくとともに、転入された学生、隊員やその家族が転出することなく、名寄に住み続けたいと思っただけのようなまちづくりを目指さなければいけないというふうに考えております。以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） それぞれ自然減、社会増減、どちらも平成27年に比べて令和7年、大きく減っているというふうな、どちらがということではなくて、どちらも減っているというふうな状況にあるというのは理解をさせていただきました。あと、合計特殊出生率、それから希望出生率、全国平均、それから他市町村と見ても名寄は非常にまだ高い数値にあるという部分も理解をさせて、非常にそういう面ではまだ期待ができるのではないかなという思いもさせていただきました。それから、市立大学、名寄駐屯地、そんなに大きな増減はないということ。しかし、ここにしっかり大学、駐屯地があるということは人口減少を和らげる大きな要素にもなっているというふうなことでの答弁だったのかなということで理解をさせていただきます。

その上でなのですけれども、昨年10月に民間

有志の会、名寄地方創生会議というところから名寄市の未来は選択できると。産官学で挑む人口定常化へのチャレンジというテーマで加藤市長に提言がなされております。今るるお話をさせていただいた人口の推移を含めた中で、特に若年層の希望の対応の中で20代ラッシュアワー時期へのきめ細かな対応、そして若者との対話という視点では若者がしっかり議論をして、課題を自分事として捉え、行動できるような組織づくりが減少緩和策に大きくつながるというふうに提言がなされておりますけれども、この提言に対する考え方について改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 名寄地方創生会議からの提言につきましては、地域の皆様が自主的に集まり、検討いただいた結果として、今後のまちづくりの参考にさせていただきたいというふうに思っております。道北の中核都市として一定以上の人口を維持するためにも若年層に名寄に住み続けたいと思ってもらうことは非常に重要でありますので、先ほど申し上げましたが、子育て支援や地域医療の充実、DXの推進などの事業の継続実施することも大切だと認識しております。また、御提言にもありましたアンケートによる意見聴取だけでなく、若者と直接対話をする機会をつくることも大変重要でございます。現在策定作業を進めている第3次総計においても、若者が多く参加していただいたワークショップで本市の将来像を議論したり、市立大学や名寄高校へのアウトリーチを実施するなど若者に直接意見を聞く機会を設けてきております。今後においても若者と直接対話する機会を大切にして、意見を聞かせていただくとともに、本市の魅力をしっかり伝えて、名寄に住み続けていただきたいと、住み続けたいと思っただけのまちを目指してまいりたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 合併後の人口推移と

今後の人口緩和策ということでやり取りをさせていただきました。先ほどありました希望出生率、1.88という答弁がありました。結婚だとか出産、子育てというのは人によって考え方の違いはありますけれども、今後理想とする子供数を実現するため今まで以上の子育て支援策の充実を図っていただき、ここで育て、ここで育ててよかったと思えるようなまちづくりを目指した取組をさらに強化をしていただくようお願いを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

小項目の2番目、第2次名寄市行財政改革基本計画後期計画の成果と今後の目指すべき姿ということで、施策要旨の5点についてそれぞれ御答弁をいただきました。細かい内容、それぞれ機会あるごとにお聞きをしている部分ありますので、この中で職場環境の改善に向けた取組の推進ということで、特定事業主の関係の事業として水曜日をノー残業デー、時間外を減少しているというふうな御答弁もいただいたところでありますけれども、特定事業主行動計画の推進、これについてちょっと改めてお聞きをしたいというふうに思います。この計画の背景というのは、少子化対策であるとか、あるいは女性活躍推進などが義務づけられて、各事業主の実情に応じておおむね2年間から5年間に限られて、定期的に進捗を検証して、改定をすることが望ましいというふうにされておりますけれども、名寄市役所としての実情についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 今東川議員からは名寄市特定事業主行動計画についての御質問をいただいたかと思っております。御存じのとおり、この計画につきましては改正次世代育成支援対策推進法、さらには女性活躍推進法に基づいて仕事と子育ての両立ですとかワーク・ライフ・バランス、それから女性の職業生活における活躍を推進する行動計画として令和3年4月に策定したところであります。この計画については、国の制度に合わ

せて改正ですとか登載している数値目標の実績値、この更新を毎年度見直しを図らせていただいております。直近でございますと令和7年10月に改定させていただいているところでございます。今後も必要に応じた見直しを図っていくとともに、制度の拡充ですとかその周知により事業主としての責務を果たしていきたいと思っておりますし、職場環境の整備、職場全体で支援する体制づくりの推進、さらには仕事に取り組む意欲の向上、こういったところに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） ぜひ当初の目的の部分で定期的に見直し、推進を進めていただきたいというふうに思います。

次に、将来を見据えたまちづくりに向けてということで、先ほど御答弁もいただきました。基本方針の改定に向けて各種制度の見直しを含めて対応しているというふうなこと、それからより具体的な実効性のある計画を進めているというふうな御答弁だったかなというふうに思います。この中で、やはりスキルアップという部分は自分の能力を高めて、できることを増やしていくことであるのではないかなというふうに思います。スキルアップを行うことでより高度な業務をこなして、仕事が早く効率的にできるようになる、あるいは業務の幅が広がる、仕事が楽しくなる、キャリアアップとは違う側面があるというふうに思います。これらを進めていくには、非常にメンタルヘルスケアが大事ではないのかなというふうに思います。

そこで、小項目の2の基本方針とも関連がありますけれども、名寄市におけるメンタルヘルス対策、これはどのように進められているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） メンタルヘルスに対

する取組ですけれども、メンタルヘルス研修の参加による知識ですとか、対応方法の習得、さらには庁内グループウェアでの各種情報の周知によって、こうしたこと取組で啓発を行わさせていただいているところであります。さらには、職員のメンタルヘルスへの対応としましては、労働安全衛生委員会の中でメンタルヘルス部会を設置させていただいております。職員の健康ですとか職場環境の改善に向けた相談窓口、こういったところを設けるとともに、毎年度会計年度任用職員さんを含めた全職員を対象にストレスチェックのほうも実施させていただいているというところでございます。また、先ほどお話しさせていただきましたけれども、水曜日は原則時間外勤務をしない日にするなど、時間外の勤務の縮減にも努めさせていただいているところであります。議員からも御指摘ございましたとおり、職員の心身の健康は組織の活力の源というのでしょうか、そういったことだというふうに思っています。職員一人一人が能力を最大限発揮できるようにメンタルヘルスの対策のほうは推進させていただきたいというふうに考えているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 決められたこと、ルールというふうなこと、それからこれがある程度進めていく中で慢性化という形になり、常にそれこそ監督する側もスキルアップをして、取組を強化をしていただければなというふうに思います。

では、続いて大項目の2番目、名寄市公共施設等再配置計画の施策推進に向けてということでお伺いをしたいと思います。これちょっと小項目順番別な、3番から先にお聞きをしたいというふうに思います。将来の公共施設の在り方ということで先ほど答弁をいただいて、床延べ面積縮減率が令和7年度末で3.2%と。当初計画に対して3.2%ということですから、非常に残りの11年間で10%以上削減をしなければならないというふ

うな現状、それと併せてデータベースの過去3年間、コストであるとか、あるいは利用者の数等を今精査をして、今後対応を進めていくというふうな御答弁もいただいたかなというふうに思います。それで、答弁の中にもありましたけれども、やはり人口減少、それから人口構造の変化を見据えて、当初のこの計画が13%削減というふうに定められております。壇上でも申し上げましたけれども、合併以降の人口減少、あるいは今後の人口の見通しを考慮したときに、今答弁でもありました公共施設の利用頻度、利用人数等をしっかり精査をしていただいて、利用者の御意見も尊重しながら公共施設の統廃合、これを積極的に進めていく必要があるというふうに思いますが、改めてこの見解についてお聞きをしたいと。

加えて、床延べ面積の縮減の考え方について1点お聞きをしたいと思っております。例えば教育関係の公共施設を使用しなくなりましたと。所管が移りましたと。でも、取り壊さない限り床延べ面積というのは減少していかないというふうに思います。今後の厳しい財政状況の中で縮減率という同じようなスタンスで今後も進めていかれるのか、この2点についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 公共施設の統廃合の進め方と13%の考え方についての御質問だったかと思っております。先ほどの答弁でもございましたとおり、公共施設のデータベースというものを今年度作成させていただいて、各施設ごとの利用者数ですとか使用料など、コスト情報など、こういったところ見える化を図らせていただいたところであります。ただ、やっぱりこれをつくっただけで終わらせるということではなくて、次の、このデータをもう少し分析しながら、やっぱりより分かりやすい指標となるようにせっかくつくったものを生かしながら検討させていただきたいというふうに考えておりますし、類似施設の比較ですと

か、受益者負担の適正化を図っていく基礎資料としてはもちろん活用していきたいというふうに考えているところでございます。そのためにも、まず現状の施設の状況を十分に確認しながら、一定程度役割が少し終えた施設ですとか、ニーズが低くなった施設、こういった施設についてはあらゆる面から考えて、やはり統廃合ですとか廃止、こういったところを視野に検討していく必要があるというふうには思っているところでございます。

それと、公共施設等総合管理計画の目標値である13%という数字なのですけれども、これ御存じのとおり平成27年の策定時に20年後の総人口の減少率が12.8%であったところから当時13%を目標値として計画のほう策定させていただいたところでございます。延べ床面積につきましては、東川議員からもお話あったとおり、現状は施設を取り壊すか、もしくは売買するか、それ以外でなければ延べ床面積は縮減しないというような形で今なっています。ただ、今あるそういった老朽化した施設については、なかなか売却も進まないというふうに、難しいというふうに考えておりますし、面積の大きい旧義務教育施設等々についての解体についてはやっぱり一般財源負担が大きくなっていますので、捻出もできる状況でなかなか難しいというところもございまして、そういった建物が今残ってしまっているというような状況かなというふうに思っています。ただ、考え方なのですけれども、一方ではほかの自治体の公共施設等総合管理計画などを見ていくと、縮減の考え方を参考にさせていただくと、いわゆる普通財産において現在使用していない施設ですとか、行政財産でも例えば倉庫ですとか物置ですとか、そういったものも行政財産に入っていますので、いわゆるそういった施設の面積を除くと約7%縮減したというふうにも考えることができるのではないのかなというふうに我々の中でちょっと思っているところでございます。ただ、いずれにしても非常に厳しい財政状況の中にございますの

で、これからのやっぱり公共施設の在り方については様々な観点から捉えながらしっかりと検討、協議していく必要があると思っておりますし、3次総計の議論と併せながら、この公共施設等総合管理計画についても目標数値の立て方も含めて見直しのほうを考えていく必要があるものと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） ありがとうございます。この中でまた検討を加えていただきたいというふうに思います。

残り時間少なくなってきましたので、次の小項目、当初計画と整備計画年度のずれについて、これについてはちょっと橋本副市長にお聞きをしたいというふうに思います。市の中心部、市有地が少ないということで、複合施設等の建て替え等も必要だというふうなことで、今まで所管部署の担当だとかの方が先進地視察等も実施をされたというふうにも思っております。自分が令和4年3月に策定された計画を基に令和5年の第3回定例会において中心市街地活性化の市施策の実績を踏まえた中で将来に夢と希望が持てるロードマップを策定していただきたいという質問させていただきました。そのときの答弁で、橋本副市長、複合施設としての図書館は今年度末までに建設場所を決める。中心市街地には市有地が少ないため変動要因を考慮しなければならないが、基本となるロードマップは年度末、いわゆる令和6年度末に向けて作業を進めたいというふうなお話をいただいたところです。その後2年を経過した現状でありますけれども、基本となるロードマップの考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 非常に私自身このロードマップについてはなかなか進まなく、取組が遅れておりますことに改めて申し訳なく思っております。まず、名寄中心部の再生につきましてはど

ういう考え方で進むのかということにつきましては、本年1月、庁議の中で決定しております。中でも進め方、基本方針として3つつくっております。1つは様々なコミュニティの拠点づくりを目指すこと、2つ目に消費経済活動を活性化させる機能を持たせること、3つ目に人口減少社会でのウェルビーイングを追求する、こういったような基本方針を立てて考え方をまとめているところですが、この中で最後に、やはり様々なエリアについても今検討はしているのですけれども、最終的には総計などの議論を通じて名寄市民の皆さんがこの事業に関心を持っていただいて、自分のライフスタイルの中からどのような中心部の再生が望ましいのか、そういった議論も活性化させていきたいなと思っております。ですので、かなり詳細なビジョンのちょっと手前のエリアのところと、それからどのような考え方なのか、市民の皆さんの議論をどういうふうに吸収していくのかということも含めてイメージがうまく喚起できるようなロードマップ、これをつくっていつている次第でありまして、中身につきましては株式会社まちづくり名寄さんの御支援もいただきながら、できれば今年度末、選挙等もありますので、若干前後するかもしれませんが、恐らくこの1か月ぐらい後にはこういうイメージが喚起できるものということでお示しできればと思っている次第であります。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今事情等についてお聞きをしましたがけれども、なかなかはっきりした状況が見えてこないということでもあったのかなというふうに思います。

それで最後に、加藤市長にお聞きをしたいというふうに。今橋本副市長に答弁をいただきました。冒頭壇上でもお話をさせていただいたように、現状の市街地というのは非常に人通りも少なく、後継者不足等で非常に厳しい状況にあるというお話もさせていただきました。やっぱり少しでも早く

中心市街地がメインコアとしてにぎわいだとか経済循環の中心となるようにスピード感を持った先に見えるロードマップ、また加えてランドデザインが、全体構想ができることによってそれぞれ商店街の方も戦略も描いていけるのかなという思いであります。その中で現状市長としての考える範囲でのお考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど来行革、あるいは公共施設の再配置等の話と中心街の話、これ全てリンクしている話でありまして、改めて公共施設の再配置に関して、ちょっとやっぱり計画にずれが出ているということに関してはしっかりとここも具体的なロードマップを早い段階で示して、特にでっかい施設でありますとの役所の庁舎どうするだとか、新年度の予算を今提案していますけれども、学校の配置をどうしていくかだとか、消防をどうしていくかだとか、こうしたことも含めて30年ぐらいのスパンでかなりリアルな形での再配置計画を改めて皆さんに早期の示しを、これ総計ともリンクする形でしなければならないというふうに思っています。その中で中心街をどうしていくのか、その中の公共施設ということで、本来ずっと議論になっている図書館的機能と、あとそれに付帯する住環境、学生寮みたいな話がずっと出ていると思います。特に3条6丁目のJR駅と病院の中核となる、ここがコアであるということと、旧みまつビルの跡地が、まちづくり会社が取得していただいているところ、ここを2つどうするのかという議論がある中で、我々としてはやはり3条6丁目には今までも話している図書館機能を有した複合施設と。そして、みまつビル近辺には学生寮を中心とした、そうした住環境プラスアルファの機能、こうしたことを柱としながら早急にエリアデザインというのか、具体的な方針をそこはお示しをして、できるだけスピード感を持って、市民の皆さんにも分かりやすく計画をお示

しをしていきたいというふうを考えているところでありまして、御理解いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

福祉の拡充に関わってを、今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、順次発言をいたします。

少子高齢化社会が到来して久しくなりました。令和4年名寄市の統計によりますと、令和4年の時点で15歳未満の年少人口は10.7%。65歳以上の高齢者人口は33.2%であり、令和8年となった現在ではより深刻化していることは想像に難くありません。実際に地域を見渡してみますと、高齢者世帯も増加しており、地域コミュニティにおける高齢者への声かけ、安否確認の必要性も増してきているところでもあります。本市の高齢者を取り巻く生活環境、とりわけ福祉環境は近隣市町村に比較しても充実をしていると考えておりますが、さらなる拡充に向けた小項目2点にわたりお伺いをいたします。

小項目1、民生委員児童委員の現状と課題についてお伺いいたします。町内会などの小規模な地域コミュニティにおいて、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う、社会福祉の増進に努められている民生委員児童委員さんですが、本市においても100名からの委員さんが日夜を問わず活躍をされております。主に町内会を基本的な単位として委嘱されておりますが、地域によっては成り手不足により空席になっているケースですとか、後継者が見つからず交代ができないなどの状況があるとお聞きをしております。本市の民生委員さんの状況と課題をどのように受け止められているのかお知らせください。

小項目の2点目、重層的支援体制の整備に向けてお伺いいたします。重層的支援体制とは、社会福祉法に基づく市町村において対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに

向けた支援を一体的に実施することによる地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制のことです。厚生労働省の発表資料によりますと、令和8年度において全国で585の市町村が実施をしており、道内近隣でも旭川市、妹背牛町、北竜町、東川町、鷹栖町などで実施あるいは実施予定となっております。本市の状況を踏まえ、同体制の構築は本市においても有効ではないかと考えておりますが、どのようにお考えなのかお知らせください。

以上、これからも当たり前の助け合いが続くまちであるよう建設的なやり取りを期待して、壇上での質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今村議員からは、大項目で1点御質問いただきました。私から答弁させていただきます。

初めに、小項目1、民生委員児童委員の現状と課題についてお答えいたします。厚生労働省が公表した令和7年12月1日の一斉改選の結果によりますと、全国の定数24万971人に対し委嘱数22万880人、充足率は91.7%となっており、前回の令和4年度改選時に比べて2ポイントの減少となりました。名寄市における一斉改選の結果につきましては、定数100人に対し委嘱数98人で、充足率としては98%と、前回の改選時が96%でしたので、2ポイント増加しており、全国と比べて高い状態となっております。民生委員は、民生委員法に基づき市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について都道府県に設置された地方社会福祉審議会の意見を聞いて、都道府県知事が厚生労働大臣に対して推薦し、厚生労働大臣が委嘱する非常勤特別職の地方公務員であります。また、給与の支給はなく、無報酬のボランティアとして活動しております。民生委員の任期は3年で、児童福祉法により民生委員に就任すると児童委員と兼務することとなっております。民生委員制度は、大正6年に岡山県で誕生し

た济世顧問制度を始まりとします。翌年大正7年には大阪府で方面委員制度が発足し、昭和3年には方面委員制度が全国に普及いたしました。昭和21年に名称が現在の民生委員に改められ、今日に至るまで様々な理由で生活上の課題を抱える人々の支えとなってきました。現在におきましても、自らも地域住民の一員としてそれぞれが担当する区域におきまして医療や介護の悩み、失業や経済的困窮による生活上の心配事など様々な相談に対応していただいております。また、相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう社会福祉協議会などと連携を図りながら行政をはじめ、地域の専門機関のつなぎ役としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしており、地域福祉の推進、向上のためには欠かすことのできない存在となっております。このように活動範囲が広がれば広がるほど活動への負担感が増加すると言われており、少子高齢化の進行や独居世帯や母子世帯の増加、長引く景気の低迷など昨今の社会情勢の変化を背景として人と人とのつながりが希薄化し、社会から孤立していく住民が増えているなどが要因の一つと言われており、こういった負担増が課題となっております。また、委員が退任される場合、町内会へ後任の推薦依頼をしているところでございますが、成り手不足で後継者が見つからないケースもあり、担い手確保が課題となっております。厚生労働省による令和6年度第1回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会によりますと、担い手確保が難しかった理由として、高齢者の就労率が高くなり、適任者が探しにくい73%と最も多く、次いで地域の高齢化で71%、民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい、仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕のない人が多いと続いており、これらの結果は本市の状況と重なるものと考えております。本市におきましては、市民や町内会の御協力と御理解もあり、これまで少数の欠員で推移しており

ますが、人口減少や高齢化などの進行もあり、担い手確保は喫緊の課題と認識しております。担い手確保に向けては、現職委員との意見交換を3年後の一斉改選を見据えて適宜行うこととし、後継者の育成や町内会との連携による担い手確保に向けた協議、活動を進めていくとともに、地域住民へ民生委員児童委員の役割は直接的な支援ではなく、専門機関につなぐ相談のつなぎ役という理解の浸透を図るよう広報、啓発に努めてまいります。

次に、小項目2、重層的支援体制の整備に向けてお答えいたします。重層的支援体制整備事業は、高齢、障がい、子供、生活困窮といった分野別の相談支援体制のみでは解決に結びつかないような地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かし、市町村全体がチームとなる分野横断的な包括的支援体制の下、年齢や性別、障がいの有無などにとらわれない相談支援、多様な社会参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を実施する体制を構築し、人々のつながりによってみんなでみんなを支える人づくり、まちづくりの手段とされ、令和3年4月、社会福祉法の一部改正により事業が施行されました。重層的支援体制整備事業における各事業の内容については、社会福祉法第106条の4第2項に規定しており、5つの事業により構成され、それぞれの事業が連携し、一体的に事業を実施することとなっております。5つの事業のうち包括的相談支援体制支援事業につきましては、既存の高齢者の地域包括支援センターや障がい者の基幹相談支援センターなどの相談機関において属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、複雑化、複合化した課題については適切に多機関協働事業へつなげます。2つ目の参加支援事業は、社会とのつながりをつくるため支援を行うほか、既存の社会参加に向けた事業では対応できないはざまの個別ニーズに対応することを目指します。3つ目の地域づくり事業は、障がい者の地域活動支援センター事業やひまわりらん

どなどの地域子育て支援拠点事業などの既存の社会づくりに関する事業を生かして、多様な属性の住民同士が交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源開発、支援ニーズと地域資源のマッチングなどを行います。4つ目のアウトリーチなどを通じた継続的支援事業は、支援が届いていない人に支援を届けたり、会議や関係機関のネットワークにより潜在的な相談者を見つけ、本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く事業です。最後に、多機関協働事業は、この重層的支援体制整備事業の中核を担う役割の事業で、市全体の包括的な相談体制の構築や支援関係機関の役割分担を図ります。このように重層的支援体制整備事業を実施していくには、従来実施してきている事業のほかに新たに3つの事業を実施していく必要がございます。国が示す社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針では、市町村は当該事業の下での体制整備の方針や体制整備を進める際の具体的な工程などにおいて地域住民や関係機関との議論を行い、意識の共有を図ることが重要とされております。重層的支援体制整備事業は、実施を希望する自治体の任意事業となっており、本市では現在まで実施について検討した経過はございませんが、実施に向けてはプロセスが重要と指針でも規定されていることから、本事業の内容や実施することで何が変わるかを理解した上で必要性を検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、順次再質問させていただきたいと思っております。

まずもって、民生委員さん、児童委員さんということでありまして、よく民生委員さんといいますが、私この児童委員さんという役職があるというのを実は今回調べる中でようやく気づいたというか、不勉強で申し訳ないのですが、ちょ

っとまず基本的にこの民生委員さん、児童委員さんという立ち位置の方の業務内容、どういう業務にふだん当たっているのか、また児童委員も兼ねているという状況でありますけれども、これについても具体的にどういう作業に当たっておられるのかといった点、もう一度説明をいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 民生委員児童委員さんの業務の内容についての御質問だったかというふうに思います。独り暮らしの高齢者や子育ての家庭の孤立、それから生活困窮者の増加など地域には様々な課題を抱えて、手助けを必要とされている方々がいらっしゃいます。民生委員児童委員は地域の住民の身近な相談相手として相談に乗り、必要に応じて行政や専門機関へつなぐ相談支援活動や高齢者や障がい者、子供などの安否確認や見守りのための訪問活動、また関係機関との連携や地域福祉活動として地域の行事などの参加だとか、そして必要な知識を得るための民生委員さん方の研修会の参加などが主な活動内容というふうになっております。また、今ほど質問ございました一部の民生委員児童委員は児童に関することを専門に担当する主任児童委員という指名を受けていらっしゃる民生委員さんが、名寄市は100名民生委員児童委員さんがいるのですけれども、そのうち地区が5つございまして、各地区に2名ずつ主任児童委員さんという方々を配置されているところでございます。また、今ほど申し上げましたように、各地区というのは本市の中では東西南北、そして風連の5地区ということになってございまして、5つの民生委員児童委員協議会、いわゆる地区民児協と称しておりますが、民生委員児童委員さんたちはそれぞれのいずれかに所属して活動されており、各地区の民児協は自主的に運営をされているところでございます。地域の民生委員さんにより構成された地区の民児協は、おおむね月1回定例会議を開催されておられまして、

委員さんそれぞれの活動について把握する、地域の課題を共有し、対応について検討したり、委員同士の学習の場として研修を実施するなど仲間の皆様と一緒に活動を行われているところでございます。私先ほど主任児童委員さんというふうに申し上げましたけれども、一般の民生委員さんたちは民生委員と兼ねて児童委員さんを地区を持って担当していただいています。主任児童委員さんは先ほど申し上げました主に5つの地区の中から2人選出されて、市全体を担当するというような形で活動していただいているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） お話を聞く限り本当に責任もありますし、また月に1度ということになるかもしれませんが、それでもあまり軽い負担ではないなというのを私は想像しておりました。そして、今壇上で御答弁をいただきましたが、報酬の関係、基本的には無報酬という話でいただきましたが、これボランティアでやるにしてはかなり負担の大きい部分だと思いますが、この辺の報酬といいたいまいしょうか、活動に対する費用をどのようにお考えになっているのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 民生委員児童委員の活動費についての御質問だったというふうに思いますので、お答えさせていただきます。

先ほど述べましたように、非常勤特別職の地方公務員でございまして、あくまでもボランティアであるということから、給与や報酬につきましては支給をされておりません。ただし、日々の活動に必要な通信費だとか交通費などの費用の一部は活動費として支弁されてございます。委員の活動費につきましては、北海道から1人当たり年額6万200円、市独自の補助といたしまして1人当たり年額4,500円分となつてございまして、定数分を乗じた額を市の一般会計の民生委員費か

ら先ほど申し上げました地区民児協を束ねております、連絡調整の役割を担っております名寄市民生委員児童委員連絡協議会、通称市民児連というふうに申し上げてございますが、そちらのほうに支出してございます。市民児連の会計でございすけれども、市民児連全体の研修等の事業費だとか研修等の旅費、それから主任児童委員などの委員会活動費以外につきましては、各地区への民児協のほうに活動費としてお一人の委員さん当たり年額5万5,200円を支出しているところでございます。なお、市民児連につきましては、毎年事業計画や事業報告、予算、決算が会長会議において審議、決定され、民生委員さん全体が集まります全体会議において報告、確認されているものと承知しているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 今御答弁をいただきまして、年額でおよそ10万円程度ということで、それぞれの活動費と。それが合算した金額が市の民児連さんで一旦受け取っていただいて、その中でさらに全体的な研修ですとか、そういう部分の経費も使いながらそれぞれ個人の活動費に当たっているという認識を私はさせていただきました。年間10万円って本当月で1万円も切るような金額の中での取組ということで、本当に私は尊敬に値すると思っております。そして、責任も非常に多いと思うのです。例えば独居の老人さんがいらっしゃいますよとなれば、月に1回なのか、それぞれのペースに合わせて安否を確認しに行っていらっしゃると思うのですが、それがもし本人の都合でいなくなって、例えば旅行でもあつて、ちょっと不在にしていますわというときにもし万が一のことがあるとなると、なかなかそこまで責任を、本来負わなくてもいいのかもしれませんが、どうしても負担に感じてしまう責任の強い方もいらっしゃると思っております。そういう意味では、これもっと増やせというのは本当に絶対無理だということか、難

しいと思うのですけれども、これ活動に見合った、無報酬ということになっておりますけれども、なかなか現状に即した状況になるようにぜひこれ北海道なり国なりにちょっと訴えかけというの必要だと思いますので、これはお願いしたいなと思います。先ほどの御答弁の中で最終的な委嘱をする人が厚生労働大臣だということでお話をお聞かせいただきましたが、無報酬で執り行っている委員さんを名寄市としてどのように支援をしているのか、皆さんの活動をサポートしているのかという点、改めてお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 市としての支援についてでございますけれども、例規集にも載せてございますけれども、本市につきましては名寄市福祉委員設置規則というものを制定させていただきまして、民生委員さんの職にある方々を市として福祉委員として委嘱をさせていただいております。この福祉委員の報酬といたしまして、名寄市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして、それぞれの民生委員さんに対しまして個別に年額4万円を支給しているところでございます。私先ほどちょっとこちらからの答弁の仕方がよろしくなくて、北海道と名寄市からの活動費の助成というのが大体6万5,000円ぐらいになってございまして、今私申し上げました報酬と合わせますとやや10万円ということになりますけれども、先ほどの活動費が大体6万5,000円で、あと個別に行く報酬については4万円というような流れになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） すみません。今御答弁を聞いていたはずなのに私が勘違いをしまして、申し訳ありませんでした。というように非常に複雑な経緯というか、お金の流れも含めて難しい部分があるといいましようか、なかなか一

般の市民の方に理解していただくには難しい部分もあったのかなと思いますので、ぜひこの辺ももっと明らかにしていただきながら進んでいただきたいと思うのですが、今金銭的な面でのお支えという話でありましたけれども、例えば研修会ですか、そういう活動をサポートするような事業について本市の支援体制、改めてお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 民生委員児童委員の市のほうの、市民児連のほうの事務局なのでございますけれども、それぞれ各市や町村のところで民児連さん形成されておまして、事務局のほうをいろいろ担っているようでございますけれども、市町村によっては社協さんとかに事務局をお願いして、支援、サポートしていただいているところもございしますが、私どものところはここ何年かというか、私の記憶する範囲ですので、ちょっと全部分かりませんけれども、少なくとも合併以降はずっと市の健康福祉部の社会福祉課において事務局のほう担わせていただきまして、様々な研修の対応だとかお手伝い、一応民児連のほうについてはそれぞれの個別の団体というふうになっておりますけれども、事務局としてお手伝いをさせていただいて、活動や研修のサポートに乗らせていただいているとともに、先ほど月1回例会のほうを各地区で実施されているというふうにお話ししたかというふうに思いますが、例会のほうには担当部局というか、担当課のほうで職員のほう必ず出席をさせていただきまして、やり取り聞かせていただいて、その中で持ち帰って、例えばほかの部局のところに聞いて、悩み事というか、疑問とかを受け止めて、お返ししたりというやり取りをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 承知をいたしました。

あくまで民生委員さんの独自の取組を、それをまたサポートしていくというスタンスであるということ承知をさせていただきました。壇上でお答えいただいた中の課題ということで、喫緊だというふうにおっしゃってございましたけれども、継続的な担い手の確保については非常に苦慮されていると。そういう地域もあると。現状町内会単位でというのが一番選任をするに当たっても、またその地域の実情を知っている方をこれに充てるといったような民生委員さんをどうやって選ぶのかという条件についても合致するのかなと思っております。厚生労働省さんが発表されております、令和6年10月16日付で発表されている資料に民生委員・児童委員の選任要件についてというのがありまして、これ居住要件をでは緩和しようかと。住んでいる人ではなくても知見がある人ならいいのではないかとこの部分で議論があったのかなと思っております。担い手に関する意見として、例えばこの中では企業にお勤めになっている方がそういうところに選任されてもいいのではないかとか、そういう次のステージ、地域だけではなくというところの担い手に向けた取組が紹介されているのですけれども、この継続的な担い手の確保といった点、どのようにお考えになっているのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今年度一斉改選が12月に実はあったのですけれども、その前からの欠員の部分の補充からなるのですけれども、実は今年度から、今議員がお話あったように、基本的にはそこに、地域に住んでいらっしゃるという方を中心に推薦していただいていたところなのですが、一部民生委員法の改正がございまして、今議員からお話ありましたように、企業にお勤めだとか、そちらでお仕事されているとかというような方も基本的には駄目ではないよというような流れになるとかがございまして、実は過去欠員だった地区で一部お仕事をされている方がそちらの

町内会さんに企業というか、として町内会さんと一緒に活動しているというような機会もあって、やり取りが実はあって、そちらの町内会さんのほうから、その方は住んでいらっしゃるのではありませんけれども、そちらの方をぜひ推薦したいということで、御本人の同意も得られましたので、その方をその地区の民生委員さんとして選出していただいたという経緯もございますので、今後も、そんなことも今議員からもお話いただきましたので、各町内会さんや地区のほうにもお知らせをしながら、今後の選出に向けて事務局といいますか、担当部としても努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） なかなかお勤めをされながら民生委員の仕事も兼務されるというのは、本当にお忙しい中での取組だと思いますけれども、それでも今実例があったという話を聞きましたので、少しは裾野の広げ方に向けて一歩が踏み出せたのかなというように思います。ですが、やっぱり町内会単位での選任という状況も非常に多いわけで、例えばですが、町内会で役職に就いて兼務されて、町内会の役員という一つの中であなたは民生委員みたいな感じの選ばれ方をされている町内会もあるというふうにお聞きをしております、こういう町内会の役員ではないとなれないのかなとか、そういう役職が重複されている方というのは非常に多いのかなとも思うのです。こういう状況についてある程度把握されているのかどうかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 町内会役員さんが、よく町内会さんの役員の中に、私の住んでいる町内会もそうですけれども、福祉委員さんとかというようなことで、町内会独自で民生委員さんとはまた別にそういう役をつくられて、民生委員さんが福祉委員さんを兼任にいただいている

というような事例もあるというふうにもお聞きしていますし、そうではないというところもあるかと思えます。また、今議員からお話しいただいたように、例えば役員やっている方では、私どもよく感じているのは町内会長さんが実は町内会から推薦をいただくというような事例というか、お願いしている経緯があって、なかなか多分推薦するのにいろいろ御苦労いただいて、その中で町内会長さん自ら民生委員さんも兼任されるという方々も何人かいらっしゃるということも承知をさせていただいて、本当に頭が下がる思いでいるところでございます。昔はかなりのことでもしかすると国のほうでも民生委員さんにいろんな一斉調査とかで調査物のお願いとかというようなことも一定、かなりあったような時代もあったようなこともお聞きしておりますが、先ほども壇上で申し上げましたが、民生委員さんの役割は直接的な支援ということではなくて、あくまでも相談のつなぎ役、それと例えば御近所の方々とか、その方々からまた情報を得て、こんなこと聞いているのだよというようなことで、それを行政につなげていただいて、実際動くのは私ども行政や相談機関が実際動かしていただくということが重要なのかなというふうに思っていますので、そのような中で民生委員さんの御負担を幾らかでも楽にと言ったらちょっと失礼なのですが、情報はいただくのですけれども、実際動くのは行政や相談機関が動くというような流れで今後も進めていきたいというふうに思っておりますし、そんな中で民生委員さんの御負担の軽減も図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 地域の困り事のつなぎ役ということで、これは本当に行政側としてもサポートできる部分だと思いますので、これは継続してお願いしたいなと思います。今負担が少ないといったお話も聞かせていただきましたが、この

仕事の内容、特に業務量の関係ですが、どうしても地域によって抱えている住民の方ありますし、またその中で独居で住まわれている方というのは本当にまちの中と郊外とのほうではそれぞれ必要な、車が絶対必要であったりですとか、見に行くにしても近くにいないかもしれないけれども、20人も30人も独居の方がいらっしゃるのだという地域とやっぱり差ができていると思うのです。この辺の均一化といいましょうか、委員さん同士での協力体制といった形になるかと思いますが、この辺の状況についてお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 活動量の地域によっての差とかというようなところがどうなのだというような御質問なのかなというふうに思えます。民生委員児童委員の定数につきましては、都道府県等が一定の基準を参酌して、条例の中で定められるということになってございまして、市区町村ごとの管内の人口だとか面積、地理的条件、世帯構成の類型などを総合的に勘案して、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域事情を踏まえた上で弾力的な定数設定を行うということにされておまして、実は3年に1回委嘱するというような形になっておりますので、実は昨今、この間の12月に一斉改選をさせていただいたので、また3年後改選ということになると思っておりますので、都道府県にそういうようなところの部分の条例改正していただいたりというようなことからいたしますと、今回改選いただいた後にもう既に一定の準備をしながら、今の定数がいいのかどうなのか、地区割りとかもいいのかどうなのかということも含めて担当部局としては一定考慮していかなければならないのかなというふうに思っております。先ほども東川議員の中で人口減少のお話とかもありましたけれども、過去と比べますと世帯構成とか人口の地区の割りが大分変わってきているところもあると思っておりますので、その辺の中身は十分考

慮しながら今後の在り方に向けては検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 弾力的な運用というのは、本当に求められる部分であると思います。ここで私のほうからの提案といいたまいますか、仕事量の均一化に向けた部分の負担の軽減といったところにつながるのかも分かりませんが、これ活動を知っている方が少ないといった点もありますし、日頃仕事されている方、あるいは学生さんから非常になかなか目につかない部分だと思えますけれども、まずこの辺きっちりPRしていきながら、例えばですけども、高校生、大学生といったところと連携といいたまいますか、ボランティア部というところもあると思いますので、こういうところと一緒に活動するのですとか、例えば作業が忙しいのであれば、それぞれがチームになって分担して作業を行うといった、そういう新たな作業効率の向上、あるいは軽減、または担い手意識の向上の取組といったもの、ちょっと前に向けたお話というのを聞かせていただきたいと思うのですが、現状でお考えがありましたら、お知らせをいただきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 担い手づくりだとか、あとはチームで行う在り方について何かという御質問、御意見だったというふうに思います。新たにというところのほかに、現状民生委員児童委員さんたちが行っている活動の御紹介も含めてお答えさせていただければというふうに思いますが、例年5月12日が実は民生委員児童委員の日として記念日登録をされていて、私担当してからちょっとその時期を注視していますと、割とコマースでも実は打ったりはしたり、コマースに出たりもしているのですけれども、その期間の1週間を活動強化月間として全国の民生委員児童委員さんが組織的にPR活動を一齐に展開する

ことで活動を知っていただく機会というのを持っていただいているところでございます。名寄市の民児連におきましても啓発用のフリーペーパーなども用いまして、PR活動を各地区民児協に呼びかけておりまして、民児協の中では実は小学校に1年生から4年生に啓発資材を配付依頼したりだとか、あと児童の登校時に合わせまして見守り挨拶活動を行っている地区の民児協さん、あと町内会に啓発資材を回覧して、町内会館の内外に掲示板などに掲示するなどの活動を行われているというように承知をしております。啓発活動というところいきますと、今議員おっしゃるように、高校生だとか大学生だとかに若いときから民生委員さんの活動を知っていただくということで、成人になってからその活動に興味を持っていただく機会というのは非常に有効だというふうに思っておりますので、今後も情報共有行いながら各民児協と実施してまいりたいというふうに思っております。

また、チームにおける、チームというか、共同作業といいたまいますか、チーム化の内容につきましてですけども、先ほど地区の民児協というのがあるというふうに申し上げましたが、訪問させていただく機会が例えばあったときに、おひとり暮らしの異性の方のところを訪問するというのが難しいという場合も中にはあるようにお聞きしていますので、そういった場合については担当地区ではない民生委員さんに例えば例会の際とかにちょっと御相談して、一緒に行っていただける方いませんかとかというようなことで、時間合わせて実はお二人で訪問したりだとかというようなやり取りをしていただいているというふうに、もう既にそういう事例があるというふうに聞かせていただいているところですし、あと各地区の民児協の定例会の前後には必ず地区の会長さんたちが集まった民児連の会長会議というのがおおむね名寄庁舎の中で行うことが多いのですけれども、そちらで共有されて、やり取りをさせていただいているという状況でございますので、困り事だとか解決してい

かなければならないことというのはボトムアップしながらその会長会議の中で議論していただいたり、また返すとかというようなやり取りが一定されているものというふうに思っておりますし、私どもそこ事務局として参加させていただいておりますので、市としてお手伝いできる内容だとかやり取りについては今後とも努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） それぞれ御答弁いただきました。これまでやっていた事業等の紹介もありましたし、また連携ですとかPRの推進についてこれからも進めていくというお話をいただきましたので、これについてはぜひ進めていただきたいながら行っていただきたいなと思っておりますし、また本当に地域に住まわれている方という枠の中でいえば、私は大学生であっても、またあるいは高校生であってもそういうところのきっかけをつくっていただきたいなというように思っております。

ちょっと民生委員さん最後になりますけれども、そういう地域の皆さんの生活の安全を日頃陰ながら守っていただいている皆さんであります。いざ災害となったときにやっぱり率先して高齢者の確認に行くといった状況がもしかしたらあるのかなと思っております。ただ正義感から非常に危険な、例えば川の向こうにいるのだけれどもみたいな、そういう危ないところに向かわれてしまっただけは難しいことにもなるのかなと思っております。こういう災害時の取組についてどのように安全が担保されているのか、安全性の考え方についてお伺いしたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 議員からありましたように、過去の東日本大震災だとか、様々な災害の中で実は民生委員さん自らが救助に向かわれて、残念ながら貴い命がお亡くなりになったと

いう事例があったということをおもも耳にしております。民生委員さん、児童委員さんになられますと、実は初任者研修というのもございます。実は先月かな、上川管内でもあったのですが、その中でも必ずお話をされていますし、年に数回研修があるので、その中でもお話をされているようではありますが、あと地区協でも会長さん方からもお話あることは、まず御自身や御家族の命を守るのが大前提ということでお話をされていて、民生委員さん、児童委員さんについては災害のレスキュー的な仕事をするわけではなくて、日頃そういうときにそういう支援が必要な方々が地域にいらっしゃって、情報を知る中でそういう方がいらっしゃるのでというようなことで、そういうことを支援のつなぎ手になっていただくということが民生委員さん、児童委員さんの仕事だというふうに思っております。実際は救助することの専門家の方ではございませんので、そういうことを日頃の活動の中でそういう発見をされた場合には、私ども行政や相談機関だとか、それぞれの関係機関のところにつなげていただくことが民生委員さん、児童委員さんの仕事だというふうに思っておりますので、そのことをまた今後も研修等を通じてお知らせしていくような場をまた設けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） これ地域みんなで助け合いの精神が大切だと思いますので、その辺につきましては今後も変わらない継続のほうよろしくをお願いします。

続いて、小項目の2番目、重層支援体制ということで、壇上でお答えをお聞きいたしましたら、最後のほう、新たな3つの事業が必要ではあるといったことでありますが、このプロセスが重要だとして、今後についても検討していくというお言葉をいただきました。これについては、ぜひ検討を進めていただいて、この重層支援という名前で

事業を進めるのではなくて、あくまで相談体制ですとか庁内の問題、課題解決に向かった体制ではどうやって整えていくのかというところが最も大切な部分でありますので、この重層支援という名前にこだわらず、そういう体制というのをこれからブラッシュアップするようお願いをしたいと思います。この重層支援体制の中身を見ますと、今お話がありました民生委員さんの取組ですとか、あるいはソーシャルワーカーさんといったような皆さんの取組というのが非常に類似する取組であります。ちょっと再度になるのですが、横断的に課題を共有する体制というのをどのように整えていращやるのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほどの民生委員さんでいえば、地区の例会に職員が行かせていただいて、様々な課題があった場合については職員がそれぞれにつながらせていただいて、問題解決していくというような形になっていくというふうに思うのですが、その際にももちろん福祉畑ばかりではなくて、様々な生活支援の部分の課題を持っていращやるのが課題として挙げられる場合もありますので、そのつなぎをさせていただいたりをしているところではあるところではございます。現在のところ健康福祉部の中でいきますと、健康福祉部の基幹相談支援センターやこども未来課、地域包括支援センターには一定、ソーシャルワーカーといえれば全てが社会福祉だというわけではございませんが、社会福祉の資格を持つ職員を相談担当として配置してございますし、社会福祉は一定課題解決のために庁内はもとより、関係機関につなげるスキルを訓練されておりますので、共有できる体制は整っているものだというふうに考えております。また、社会福祉以外にも相談担当を実は配置しておりますけれども、同様に横断的に課題共有する体制は取っているものと承知しておりまして、今後も社協さんだとか学校

はじめ、様々な機関との連携、共有を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） この重層支援の関係の、これも厚労省が発表する資料もあるのですが、こういう資料を見ますと、規模の大きな自治体のほうが導入している傾向があるのです。東京都内ですとか、例えば政令指定都市だったら全てのまちで実施しているという状況があるということでありまして、当然人口の規模が大きければそれほどいろんなパターンの困り事というものもあるのかなと思います。解決の困り事の中で横断的な特徴というのが一番あると思うのですが、例えばごみの苦情があったと。ごみ屋敷になっているのではないかといったところからなぜそういう状況になってしまったのか。また、学校に通っているお子様、子供があの人ずっと同じ服を着ているよといったところからの通報があって、家庭の中での状況がそこでやっと判明したと。これが重層支援、横断的な取組の一つの窓口、きっかけ、入り口だと思うのです。こういう学校からの通報というのは今回入れてもいいのかなとも思っていましたけれども、学校と教育部との連携というのはどういう状況になっているのかちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 学校におきましては、児童さん、生徒さんその他保護者との関わりの中で学校だけでは対応が難しい案件だとか、福祉部門に相談が必要と思われる場合につきましては、保護者にこども未来課や基幹相談支援センターなどの相談先を案内したり、保護者の了承を得た上で関係機関に情報提供をしていただいているところでございます。また、学校から対応に関する相談があった場合については、必要な情報提供を行うなどの内容も実施させていただいておりまして、実は昨日も子ども・子育て会議だとか要

保護児童対策地域協議会がこの間ございまして、先月、今月と会議のほう開催させていただいて、関係機関の連携の確認だとか、昨日あたりは児童相談所さんに来ていただいたりして、情報の共有等々に当たらせていただいているところでございます。先ほど壇上でも一部お話しさせていただきましたが、そういうやり取りの中で支援が必要なケースを発見するだとか、やり取りが出てくるだとかということもございまして、そういう連携は今後とも必要に応じて図らせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ごみ屋敷ですとかはちょっと今言い方が悪いですけども、そういう周囲から見て明らかにおかしいぞという状況に陥ってしまっているということは、その人の人生の、家族という形なのか、人生がある程度崩壊してしまっているということだと思います。人生を立て直すお手伝いを重層支援の中で行いますし、また庁内の横断的な体制の取組ということでも解決ができるものと思います。この重層支援体制の出口の事業というのが地域づくりだと。これは、継続的にそういう困り事を解決できる体制をつくりましょうというのが一つと、そもそも困り事を生まないようにしましょうという考え方が一つあると思うのです。例えば何か困り事が解決して、心身の健康を取り戻した後でないと、将来のことって考えることができなくなるというように思っています。例えば元気なうちに家財を始末したりだとか、自分の老後をどうやって考えていくのか、エンディングノートということもあるかもしれませんが、終活についてどうやっていくのか、不動産をどうやって始末するのかといった将来の心配をなくすことにもつながる事業だというように考えておりまして、こういう将来的な本市の健康福祉の増進、これに向けて、せっかくでするので、長年続けていただいた馬場部長のほうからどうい

将来的な健康福祉の施策についてお考えがあるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 何か結構重たい御質問でございまして、ちょっとすぐには出てこないかもしれませんが、実は令和2年の社会福祉法の改正に基づいて、この重層的支援体制整備事業というのができたというふうに承知をしているところでございますが、そのときの附帯決議で5年後見直しがされるというようなことが附帯決議でなされているようでございまして、実は令和6年6月に国のほうでは地域共生社会の在り方検討会議というのを持たれているようで、もう10回以上のやり取りが行われているようでございまして、実は今年の5月にその中間取りまとめというのがされたようでございます。その中にはどんなことが言われたかといったら、地域共生社会のさらなる展開に向けた対応だとか、あと新聞にも出ていましたけれども、身寄りのない高齢者の方々への対応、それから成年後見制度の見直しに向けた手法と福祉の連携強化などの総合的な権利擁護体制の充実の方向性、それから医療では一定進んでいますけれども、社会福祉法人だとか、社会福祉の連携推進法人の在り方、それから先ほど災害のこと御質問いただいていたけれども、社会福祉における災害の対応等の検討などがこの在り方検討会議のところで行われているようでございまして、実はその内容、在り方検討会議の中間報告を受けて、昨年6月13日の閣議決定になっていますけれども、地方創生2.0基本構想だとか経済財政運営と改革の基本方針2025が閣議決定されたというふうに承知しているところでございます。恐らく今般の国会で一定の御議論がなされるのではなかろうかなというふうに思っております。多分特別国会が7月中旬ぐらいまであるのかなというふうに思っておりますけれども、その中では新たな市としても取り組まなければならない内容なのが今

回の社会福祉法改正で取り組まれるのではなかろうかなというふうに思っております。折しも実は再来年度が地域福祉計画の改定年度でございまして、来年度地域福祉計画の策定を一定行うような形になってくるというふうに思います。今議員からいろんな様々な御提言もいただきましたので、今変わりつつある地域の状況や内容について議論して、どのような形が名寄市として一番いい形ができるのかだとか、必要なものや必要な支援がどのような形があるのかということと十分検討してまいりたいというふうに思っております。重層の整備事業が始まって、道内では今6市18町村が実施されているというふうに聞いておりますが、今議員からもあったように、一定大きな都市で実施をされて、小さな都市ではなかなか難しいかなというようなこともあるようございまして、先ほどの在り方検討会議では過疎地域における柔軟な仕組みによる包括的な相談支援体制や地域づくりを構築する方法ということも機能集約化アプローチということも含めた推進していく必要があるというふうに述べられているようございまして、そこら辺も注視しながら、私ども次に向けてよりよい方向を模索してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 明るい言葉を聞けたと思います。ありがとうございます。この福祉の課題というのは、極論で申し上げますと貧困対策であると私は考えております。倉廩満ちて礼節を知るというのでしょうか、衣食足りて、やっと初めてそこで礼儀がある、社会的な生活ができるといったことにつながるその第一歩としてちゃんと生活できている、自分の生活がきちんとできているということが社会生活の関わり、ほかの地域との関わり第一歩になるということとこの事業は明白にしている事業だと思っておりますので、ぜひ当たり前の助け合いの精神を持っていただきながら今後と

も進めていただきたいと思いますので、ちょっと今までのやり取りを加藤市長においても聞かれていたと思えますけれども、福祉の施策、これからの未来といった点に向けて今後どのように進めていくのか、お考えがありましたらお聞かせをいただいて、終わりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 重層の支援体制とか何か難しい言葉出てきていますけれども、要するに民生委員さんの話もありましたけれども、それぞれ市民一人一人が主体的にまちづくりを進めていく、そして隣人の皆さんに関心を持って、つながりを持ってみんなが支え合って生きていくと、このことが大変重要なのかなというふうに思います。その中で町内会だとか地域の皆さんの役割、そして我々行政が果たしていかなければならない役割、あるいは社会福祉協議会の皆さんの役割、それぞれのボランティア団体の役割、そうしたことがいろんな形で結ばさって、いい形でのセーフティネット、あるいはまちづくり、人づくり、つながりができていくと、そうしたことが究極の福祉というか、そうしたまちづくりが理想なのかなというふうに思っております。社会環境が変わる中で状況もいろいろ変わることもあるのかもしれませんが、制度も変わるかもしれませんが、そうしたことを注視しつつ、市民の皆さんの幸せを追求していくことが行政の究極の役割だというふうに思っておりますので、引き続き議員の皆様にも御指導、御理解いただきながら福祉のまちづくり、前に進めていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

災害時避難行動要支援者等の避難、救済支援についてを、高橋伸典議員。

○12番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして順次質問してまいります。

災害時避難行動要支援者の避難、救済支援についてをお尋ねをいたします。災害時避難行動要支援者の支援策、安否確認対策、町内会未加入支援対策についてお伺いいたします。地球温暖化で気候が大きくなることにより、爆弾低気圧による集中豪雨やゲリラ豪雨が各地で起こり、大きな被害をもたらしているのが現状であります。台風、ゲリラ豪雨、低気圧による吹雪が発生したり、想像を超える大被災をもたらすことは必然であります。しかしながら、どこまで防災対策が取られているかと問いかけてみると、行政や各個人が十分ではないと言えないのが現実ではないでしょうか。最近の台風、地震の被害を見ても、想定外だったという声が毎回のようによく聞かれます。防災行政の本質は、どこまでも行政の仕事であり、どこからが住民自身の責任なのか、その線引きは大変に難しいものがあります。しかし、社会というものは、強い人も弱い人も健康な人も病気の人も、そして体の不自由な人もそうでない人も、全ての人が同じ住民として社会で連携し、支え合って生きていくためにあるものではないかと考えます。そして、行政と地域社会が自助ができる健常者は後に回しても、まず一番困っている人たちに手だてをしていくという考えが基本になっていかななくてはならないと考えております。したがって、災害になると一番弱い立場にある人に対して一番配慮をしながら対策を進めていくことがとても重要であり、災害に対する最も弱い立場である人々に対してどのような支援が必要なのか、支援の質、量、そして体制の取組等に災害時避難行動要支援者を軸とした対策をしっかりと立てていけば、そこにおおらずと健常者である住民の支援も見えてくるのでは

ないでしょうか。防災行政における災害時避難行動要支援者対策がこうして可視化になると防災対策も具体的になり、防災行政における自助、共助、公助についても種々の約束事が決まってくるのではないのでしょうか。つまり災害時避難行動要支援者対策は、防災行政の鍵であります。このような観点から災害時避難行動要支援者の避難と救済対策について質問します。台風、ゲリラ豪雨、暴風雪、地滑り等々による人身被害を防止するためには高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、妊婦、乳幼児等の多様な要支援者を早期に発見し、避難を支援することが重要であります。災害時避難行動要支援者への支援方法は、一人一人が多様でありますから、考えれば考えるほど複雑になります。同じ身体障がい者といっても視覚障がい者もいれば、聴覚障がいもおられます。手足が不自由な人もいれば、体の中の障がいもおられます。一人一人の状況が違うため一般的な対策はなく、今後高齢社会になっていきますので、ますます増加傾向になることが予想されます。災害時避難行動要支援者の安否の確認や支援をするために災害時要支援者名簿が効果的に活用されておられると思いますが、災害時避難行動要支援者の名簿を作成して、その名簿を有効に活用し、誰が使用するのかを明確にしていかななくてはなりません。また、個人情報なしに地域の防災を高めることが不可能であります。しかしながら、災害時避難行動要支援者であることは個人情報、プライバシー情報であるため、この情報の保護という課題が常に壁となっているわけであります。災害時避難行動要支援者の登録と情報の共有の範囲を限られていて、効果的に活用されていないのではないかと考えられます。災害時避難行動要支援者は、行政が催すイベントや講習会、防災訓練等はふだんは家の中でゆっくり休みたい、あまり参加したくないという高齢者もおられます。ある高齢者は、独り暮らしで、班長の番が来たが、歩くのがおぼつかないため班長ができないため、町内会を退会

されました。この方が災害時に一番困っている人であり、その対応も考えていかなければなりません。団体が防災の避難行動支援計画を策定してもほとんどの町内会役員や民生委員や仕事等を出かけて対策ができないと言われております。そのような意味で、避難行動要支援者の支援対策と安否確認対策、町内会未加入者の避難行動要支援者対策についての理事者の御見解をお願いいたします。

小さい項目2つ目、避難行動要支援者と地域支援者の登録制度についてであります。市役所や地域、知らない人には情報を提供したくないという理由で災害時避難行動要支援者名簿に登録しない、したくない人がいるのであれば、その人と一番親しい人、町内会、民生委員に対してだけ情報を提供するという考えもあります。名寄では手挙げ方式ですが、支援者に対して災害時に誰に支援してもらいたいのかという確認をし、その人を支援員として登録しております。その人に情報を伝え、災害時には登録した支援員に連絡が行くようにして、支援者が必ず災害時避難行動要支援者の支援をする方策があります。また、どうしても救助しなければならぬ、連れて逃げなければならぬと考えるのではなく、地域の人には身を引いてしまいます。難しいことはしなくてもいいです。取りあえず無事か、どう避難するのかを確認してください。救助の活動は大事なことでありますが、消防団、自衛隊、警察などのプロがやるのです。町内会や自主防災組織に連絡してくださいなど、負担を軽くすることも大切なことと考えております。災害時避難行動要支援者と地域支援員の登録促進について理事者の御見解をお願いいたします。

小さい項目3つ目、個別避難計画の作成についてであります。何のために災害時避難行動支援情報を収集し、共有して、名簿を作るのかといえば、困っている人に対し避難行動支援者支援を具体的に一人一人つくっていくためであると考えられます。支援者に対して、災害時に誰が安否の確認をし、そのときに誰が手助けをして、そこにはどの

ようなものが用意されているのか、本人は何を持っていき、どこの保険医、医者につなげるのか、具体的なプランを一つ一つつくっていくことが必要ではないかと考えられます。災害時避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、理事者の御見解をお願いいたします。

小さい項目4個目、Lアラートの運用についてであります。災害発生時に地域公共団体が放送局、アプリ事業者等の多様なメディアを通じ、地域住民に対して必要な災害情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤としてLアラートがあります。速やかに避難指示の発令状況を発信するなど、災害情報のインフラとして一定の役割を担ってきました。避難情報の入力の際のばらつきが指摘されており、本市の組織体制と情報入力の運用に対する取組があるのかについて、運用方法について理事者の御見解をお願い申し上げます、壇上の質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 高橋議員からは、大項目で1点御質問いただきました。私のほうから御答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、小項目1、避難行動要支援者の支援対策、安否確認対策、町内会未加入者支援対策についてお答えいたします。国は、大規模な災害を教訓にして、平成25年から令和3年の数次にわたり災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者名簿作成の義務化や個別避難計画作成の努力義務化を行ってきました。本市は、平成24年に策定した名寄市避難行動要支援者支援事業実施要綱を令和6年5月に全部改定し、市福祉部局や市内福祉事業所の福祉専門職との連携により避難行動要支援者名簿を作成しており、在宅で生活をし、災害時自ら避難することが困難な方の避難支援に必要な取組を実施しております。名簿には、避難行動要支援者本人の氏名、性別、住所、生年月日、連絡先、要介護度や障害等級などの避難支援を必要

とする理由が記載されており、個人に関わる情報のため、平時においては名簿情報の提供について本人や代理人の同意があった方のみ避難支援関係者へ提供することが可能となっております。平時から名簿を活用するためには、避難行動要支援者の居住する民生委員や町内会など避難支援関係者から名簿情報の提供を申請していただくことが必要となりますが、災害時には避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために本人等の同意がなくとも避難支援関係者へ提供できることとなっております。そのため、町内会への加入、未加入にかかわらず避難行動要支援者への支援対策として避難行動要支援者名簿の活用は大変重要であるものと考えているところです。

次に、小項目2、避難行動要支援者と地域支援員の登録促進についてお答えいたします。災害対策基本法の規定により避難行動要支援者名簿への登録管理は、本人の意思により登録の有無を決定するものではなく、在宅で生活をし、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者など市が定めた6要件に該当する方について市が作成するものとなっております。避難行動要支援者名簿に登録された方は、自ら避難することが困難であることから、誰が支援し、どこへどのような手段で避難するかをあらかじめ決めておくとともに、避難時に支援ができる地域支援者の住所、氏名、連絡先なども記載した個別避難計画を作成し、有事に備え活用するものとしております。そのため、本市においては個別避難計画の作成により地域支援者の登録を進めているため、手挙げ式の地域支援員の登録制度は行っておりませんので、御理解願います。

次に、小項目3、個別避難計画の作成についてお答えいたします。個別避難計画の作成には、避難行動要支援者御本人の身体の状態、居住地の浸水危険度、土砂災害危険度や建物の階層状況、同居の御家族や御親族の状況、避難所までの距離や移手段など様々な情報収集を行い、本人からの

聞き取りが不十分な場合は担当するケアマネジャーなど福祉専門職の方からの聞き取り、福祉サービスを利用していない場合は町内会の役員や民生委員からの聞き取りによる情報提供などの御協力もいただいた上で、市防災担当職員が一人一人家庭訪問による聞き取りを行い、対象者と共に適切な計画を作成しております。そのため、最も近い一般の避難所に誰と避難をするのか、または寝たきりで24時間点滴処置が必要なため、直接福祉避難所に避難することになるのか、あるいは浸水危険度が低いいため屋内安全確保により自宅の2階で備蓄品や常備菓を通常よりも多く保持し、避難するのかなど様々な計画を作成することとなります。さらには、避難時の支援者についても御本人と支援者の双方の同意により決定し、計画に記載することとなります。また、この個別避難計画は、作成をしたら終わりではなく、実動訓練等によりその実効性を確認し、必要な修正を加えるなど、より簡明で、現実的かつ効率的な計画の作成に努めているところでございます。

次に、小項目4、Lアラートの運用についてお答えいたします。Lアラートとは、市が発信した災害時の避難指示など地域の安全、安心に関する情報をテレビやインターネットなどの事業者と共有し、広く市民に迅速かつ効率的に情報を提供するための災害情報共有システムのことであり、北海道では北海道防災情報システムとして道内の各市町村に整備されているところでございます。災害情報等の発信には、市役所名寄庁舎内に設置したシステム端末へ入力しなければなりません。災害時など緊迫した状況においても滞りなく入力作業を行う必要があります。北海道は、昨年7月30日にカムチャツカ半島付近で発生した地震に伴う津波警報等の対応に係る振り返りにおいて、市町村からのシステムの操作方法が複雑、入力方法を習熟している職員が少ないなどの意見を踏まえ、システムの簡易操作手順書を作成し、防災部局はもとより、災害対策本部で対応に当たること

が想定される職員も含め、広く普及啓発するよう各自治体に求めているところです。そのため、本市においては入力作業が遅滞しないよう北海道が実施した入力操作訓練に防災担当職員に加えて、総務部内の他課職員も参加し、システム入力方法の習得を図っております。今後とも操作訓練に参加し、遅滞なくアラートによる情報伝達が送れるよう取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ありがとうございます。今回町内会で防災担当の職員が役所を辞めて、実家に帰る、そして防災担当がいなくなるのだけれども、どうしようかという会長の相談で今回やらせていただきます。それで、結局は、今個別計画、または避難計画と要支援者の避難計画等が出たのですけれども、なかなか町内会、長内町内会長も言っていましたけれども、日中ほとんどの人、役員が仕事していると。また、そこにいない状況があって、どうやっぱりその人を救助していくのかというのが難しいのではないかというお話もありましたし、今まで消防長だとか消防の職員が防災担当になっていたものですから、豊栄町内会には北海道防災マスターが2人いますので、どちらかになるかという部分もお伝えしたのですけれども、消防長は消防職員と消防団は災害になると真っすぐそちらのほうに行かなければならないので、やっぱり町内会の部分を見れる方がなったほうがいいのかというお話があって、その中で長内さんとは本当に重荷にならないで担当を決めて、その人が本当に無事なのか、どうしますか、避難所行きますかといったときに私はちょっと避難所遠いから、2階に避難します。それをやはり避難所に行ったときに何々さんがこういうふうにします。隣の遠藤さんは御夫婦、自分の親を一回見に行かなければならないので、いるので、ここにいますって。左の隣の高野さんは独り暮らしなので、避難できないので、2階にいますだとか、それを

避難所に行ったときに職員がきつと安全確認で全部住民を使ってやるのです。そのときに隣の高野さんは足が悪くて、2階に避難しているみたいで、右の遠藤さんはお母さんがいるものですから、お母さんと一緒に避難所に向かうみたいで、向かいの水間さんは奥さんが帰るまで待つみたいで、というふうに安否を言っていただければ、私は50%成功だと思うのです。それをこの人を避難所に連れていかなければいけない、あの人を避難所に連れていかなければいけないという部分をつくってしまうと、本当に町内会、今高齢化になりましたし、役員になっていただく方も探すのも大変な状況の中で、その体制をやっぱり緩くしてあげて、これをやっていただければ、あと市役所と消防署と警察と消防団と自衛隊で何とかしますからと肩の荷物を下ろしてあげたほうが私は避難しやすくなるのではないかなというふうにするのですけれども、部長はどうお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 高橋議員から御質問というか、再質問いただいている今の件でございますけれども、おっしゃるとおりだというふうに思っていて、まず突発的に災害が発生した場合には消防とか警察等々がやっぱり避難の救助に当たっていただくことになるのかなというふうに思っています。先ほどお話しいただいている町内会ですとか、町内会の皆さん方ですとか、先ほどの今村議員の御質問にもありました民生委員さんですとか、いわゆる地域の支援者の方々におきましてもまずは御自身と御家族の身をしっかりと守っていただく行動を取っていただきたいというふうに思っています。ここが自助だと思います。それで、御自身たちの安全が確保された後に地域への支援、ここは共助、ここに努めていただきたいというふうに思っています。私たち役所、ここは公助力というところを発揮させていただいて、名寄市全ての地域の方々の命を守る行動を取る、そして減災を進めていく対策を取る、これは公助力だ

というふうに考えています。名寄市地域防災計画の中にも防災対策というのは市民の自らの安全を自分でも守る自助、それと市民の皆さんがお互いに助け合う共助、それから市防災関係機関の実施する公助、ここが効果的に推進されるよう着実に実施されていかなければならないというふうに記載があって、この3つの連携が円滑なほど災害被害というものは軽減できるものではないかなと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ありがとうございます。部長言われたとおりだというふうに私も思っておりますので、そのようにこの防災計画、または避難行動要支援者に対する避難計画等々の作成を進めていただければなというふうに思います。その中で、どこまでも防災行政の本質というのは行政がやる部分ですので、住民が、先ほど言ったように、町内会役員だとか要支援者の支援の方々にはやっぱりどこまでやっていただくというのをある程度私はつくっていただいて、先ほど言ったの、名簿化してほしいというのはそこなのです。だから、町内会長にこの人とこの人、この人、全員回るようではなくて、本当に町内会、役員がきつと各町内会には20人から30人ぐらいおられると思いますので、その中で、自主防災組織の話合いの中でこの地域の高橋さん、足が悪いのだけれども、これ高橋さん、隣の隣だから、何か災害あったときに必ず声かけてね、ここの声かける部分がある程度、先ほど民生委員で30人もやれというのではなくて、本当に1人、2人、3人声かけて避難所に向かう体制だとか、そういう部分をつくっていかない限り、これから本当に町内会が役員の成り手が少ないという中で、あまりの負担をかけることなく防災の要支援行動を進められるのではないかなというふうに感じています。ぜひその部分ちょっとやっていただきたいなというふうに思っています。

次に、今役員さんのお話ししました。本当に重荷、重い肩の荷を軽くしてあげていただきたいという部分はちょっと進めていただきたいなというふうに思います。昨日も民生委員の役員の方がいまして、要支援の名簿も町内会でいただけるようになりますと言ったら、それはそうだと思うのだけれども、全然名寄市はなっていないからねって言われたものですから、いや、今はもらえるようになっていますからとは言ったのですけれども、この部分町内会と民生委員の方がなかなか把握されていないのかなというふうに思うのですけれども、部長としては、きっと市としては連絡していると思うのです。この名簿を町内会で、災害あったときには必ず町内会に来るのですけれども、町内会から申請を出すというのが本当に町内会として分かっているのかというのをちょっと確認させていただきたいなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 避難行動要支援者名簿の話かなというふうに思います。先ほどの答弁でお答えさせていただきましたけれども、避難行動要支援者名簿を町内会なり、避難される避難支援者、避難支援関係者の方々がお持ちしていただいて、活用していただく。あらかじめ警察や消防ですとか居住地の町内会の役員や民生委員の方、こういった方々が地域の対象者の方の状況をしっかり把握し、今議員からもおっしゃられましたけれども、日頃からの見守り活動ですとか避難情報が発令した際の声かけですとか、そういったことには十分使える必要な情報なのでないかなというふうに思っています。その情報が、これ申請でお渡しすることができますので、申請するという、申請行為によってお渡しできるということがあまり分かっていないのではないかとということだと思うのですけれども、今お話しいただいたので、これは少し進めていかなければならないと思いますが、何もやっていないわけではなくて、町内会長と行政との懇談会ですとか、結構防災の出前講座にも

たくさんの町内会からも声かけていただきまして、その都度お話しさせていただいていますので、そういったときに名簿のですとか個別避難計画の作成についてはお話をさせていただいているところでございます。ただ、一方では今のようなお話もいただいているということから踏まえまして、改めてこの周知、不足しているところを感じるころありますので、しっかりといろんな場面においてお知らせのほうをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願ひします。本当昨日言われて、出せますって言ってもなかなか信じてくれないような感じで言われましたので、町内会のだとか民生委員の会合だとかでしっかり出していただいて、やはり災害に遭ったときにその名簿が来るのではなく、災害が起こる前にその名簿が町内会にあって、どういふ体制を整えられるかでもその方の生命がどうなるかというのが大きく左右されるというふうに私は感じておりますので、ぜひ町内会役員会、そして民生委員の会合、それだとかいろんな防災セミナー等々でしっかり訴えていただきたいと思うのです。きっと各町内会の町内会長だとか民生委員はそういうのをしっかりやりたいのだけれども、やはりスタートはそういう名簿がなかったらスタートできないという考えの方もおられますから、だからそういう部分を考えて、いろんな部分で入っていただけるような形で、あとは本当に町内会でしっかり共助の体制を整えていただくのが一番だと思いますので、町内会から言われたらそれがすぐに発令できるような形をお願いしたいなというふうに思います。

あと、先ほど仕事でいないだとか、買物、旅行に行つて、いないという方でそういう要支援者を面倒見れない、重荷だという町内会の方々がいるのですけれども、ほかに市民に、災害です、さっきLアラートの話もさせていただきました。その

他、名寄市としては個人の方々がもし、災害がここで起きましたと。震度6の地震が来ました。Lアラートでは連絡が行きます。でも、スマホだとか携帯を持っている人しか入らないのです。高齢者の方は、持っていないかもしれません。名寄市としては、そのほかにどんな方法で高齢者だとか障がい者だとか子供さんに災害情報を伝達する必要があるのでしょうか。教えていただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） Lアラート以外による災害情報伝達の手段についての御質問だったかと思ひます。一つとしては、エフエムなよろを通じました情報伝達がございます。放送中のFM放送に緊急の割り込みを行ひまして、災害情報や避難情報を発信させていただいているところであります。その際、各町内会へ配付している緊急告知のFMラジオの電源が自動で立ち上がつて、そういった仕組みも活用しながら情報伝達をさせていただきたいと思ひます。もう一つは、スマホになってしまうかもしれないですけれども、防災アプリケーションのヤフー防災速報があるかなと思ひます。これヤフーのウェブページを通じて、スマホのアプリケーションを導入している方への緊急情報を直接配信する。このほかにスピーキャンライデン、ちょっと名前があれなのですけれども、というのがあつて、これは電話番号、ファクス番号、電子メールに対して一斉に送信できるというサービスであつて、スマートフォンをお持ちでない方の登録をこちらのほうで進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ありがとうございます。今Lアラートの話もさせていただきました。また、エフエムなよろ、ヤフーの災害情報もお聞きしました。そして、スピーキャンライデンかな、電話、ファクス、電子メール、この情報が名寄市

民の方々がなかなか知らないのです。この町内会の役員の方も言っていましたけれども、やはり自分は仕事していて、救助に行けないよ、個人的にどうやったらその人に災害情報を教えられるのですかという部分が全然知られていなかったという。私は分かっていますから、一応周知のために部長に言っていただきました、今。そして、これ周知でなく、しっかりと名寄市民に私は訴えていくべきだなというふうに思います。特にスマホを持っていない高齢者の方々、ファクスを持っていない方もいると思いますので、電話で今何時何分、名寄市の九度山のところで震度6の地震がありましたと。至急避難所に避難してくださいというのですよね、きっと、言葉で。私は、これは本当に重要なものだと思うのです。だから、町内会に言って、高齢者の方々ほとんど全員に入ってくださいという対策を取れないのかなというふうに考えるのですけれども、どのようなものでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） スピーキャンライデンのサービスについても、これ私の前の総務部長からも引き続きですけれども、相当前から毎年度春に開催されている町内会長と行政との懇談会において毎回実はお知らせはさせていただいているのです。ですので、決して何もしていない、さっきと同じになってしまいますけれども、していないわけではなくて、お知らせはさせていただいております。改めて多くの方に登録いただけるように、先ほどの避難行動要支援者名簿ですとか個別避難計画についても少し制度のお知らせとこういったサービスのお知らせも含めて、様々な機会を捉えながら御連絡のほうさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ありがとうございます。ぜひ本当に、名寄市民、私は全部、ほとんど全員やっていただいてもいいのかなって。全員が

登録するというふうな条例つくってもいいかなとも思います。そして、前部長もちょっと誰か分からないのですけれども、しっかりとやっていただいたと私は思っておりますし、ぜひお願いいたします。

それで、緊急のときですからあれなのですけれども、停電になったり、電波障害で災害になったときに電話は通じない、ファクスも駄目、インターネットも駄目です。LINEも駄目になるのかな、というふうになるみたいなのです。そのときの名寄の体制というのは、状況の体制というのはどうされているのかちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 何年か前にブラックアウトがあったかと思います。本当にそういう状況になった場合の体制というのがやっぱりこれから一番課題として考えていかなければならないと思います。そういうときこそやはり先ほど話ししました町内会長、町内会ですとか地域の支援者の方々の御協力がなければ、これ進まないというふうに考えています。私たちも電気がなくなってしまうと、どうしてもなかなか作業も怠ってしまいますので、そうしたときこそ市民皆さん勢力を挙げて、我々はもちろん公助力を使う。地域の皆さん方と共に何とか災害を少しでも減らすような取組を進めていかなければならないと考えているところです。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） よろしく申し上げます。本当にそこが一番重要かなって私は考えます。意識の問題でもありますし、本当にそこら辺しっかりよろしく申し上げます。

最後に、個別避難計画の名簿の件であります。これ個別避難計画の名簿なのですけれども、これも先ほど言ったように、高齢者だとか障がい者だとかという方々はみんな避難計画に入っていたかどうかという部分というのは取れないのかどうか。や

っぱり手挙げ方式で終わってしまうのか。そして、今現状この個別避難計画に入っている高齢者、一応今65歳以上だったら八千何百人ぐらいですか、そのうちのどれぐらいの方々がこの個別避難計画に登録されているのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 恐らく今議員からお話あったのは、避難行動要支援者名簿のことかなというふうに思います。こちらについては、先ほどの答弁でお答えさせていただいたとおり、在宅で6つの要件があって、そこに該当した方を、手挙げではなくて、その6つの要件に該当した方を名簿に登載するというのが決まりでございます、ちょっとではお話しさせていただきますけれども、要介護認定3から5を受けている方、身体障害者手帳1、2級を、第1種を所持する方、療育手帳Aを所持する方、精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する方で単身世帯の方、あと難病患者など、最後に市長が必要と認めた者という方もいらっしゃるって、ここの1番目から5番目まで話した要件に該当しなくても町内会等とか、そういった方々の中でどうしてもやはりこの方は避難行動要支援者名簿に登録したほうがいいのではないかと、いう方がいれば、それはお知らせいただいて、お話しさせてもらった後にこの名簿に登載することも可能だということでもまず御理解いただきたいと思います。人数なのですけれども、今現在、2月下旬現在で300人弱、288名の方が避難行動要支援者名簿に登録されている方でございます。以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ありがとうございます。そういった部分で、災害はいつ起こるか分からないのが現状であります。避難行動要支援者の避難計画等々を災害が本当に起きる前に作成して、そして支援体制をつくっていく、または町内会の役員の方、そして役員でも支援できる方、支援で

きない方もおられます。そういった部分を含めたやはり避難計画をつくって、そして一人も名寄市から災害が起きても死者を出さないというのが防災計画でありますので、そのことを踏まえて全力で防災体制を整えていただくことをお願い申し上げます、質問を終わりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

保護司法改正について外1件を、谷聡議員。

○5番（谷 聡議員） 議長より御指名がありましたので、通告順に従い大項目2点について質問をさせていただきます。

まず、大項目1、保護司法改正について、小項目1、法改正に伴う市の役割の変化について。令和7年12月、更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律が公布されました。この法律では、地方公共団体による保護司会等への協力規定が整備されているところでございます。市ではこの協力規定をどのように受け止め、今後どのように協力していくかお伺いしたいと思います。

まず、1点目として、改正前は保護司会の活動に対して必要な協力をする事ができるという規定から必要な協力をするように努めなければならないに改められましたが、その条項についてどのように受け止められているかお伺いをいたします。

2番目として、市では今後保護司会に対して具体的にどのように協力をしていくお考えか伺いたいと思います。

小項目2番目、保護司の成り手不足の解消に向けて。現状名寄市における保護司は高齢化などにより成り手が不足していると聞いていますけれども、この解消に向けて積極的に協力すべきではないかと考えています。そこで、市の現役職員が保護司となることはできるのか、または規則等に抵触するかについてお伺いをいたします。

大項目2番目、利便性の高い地域公共交通の実現に向けて、小項目1、現状における問題点等に

ついて。路線バスの減便が進み、高齢者等自家用車等を持たない市民にとって地域公共交通の充実は大きなウエートを占める大切な問題であると考えます。現状の公共交通にもっと改善できる余地がないか、事業者に対する補助金等の支出は効率的に行われているか等、市が認識している問題点についてお伺いをいたします。

1点目として、路線バスを運行している各事業者、または各路線ごとに対する補助金等支出の実態についてお伺いをいたします。

2点目として、風連名寄間の路線バスの乗車率の実態について伺います。

3点目として、現状の路線バスの運行形態が最適と考えておられるかどうかについてお伺いをいたします。

小項目2点目、需要に応じた運行体制への改善について。名寄市内では、今年1月からの一とが実証運行されております。風連地域においては、下多寄線と御料線でデマンドバスが運行されておりますけれども、風連市街地でも需要に応じたバス等の運行すべきではないかと考えます。

1点目として、乗車率の低い路線で大型バスを運行させていることがあったとしたら、需要に即した形で小型車両による運行体制へ転換を図るべきではないか。

2点目として、スクールバスは風連地域だけでも4系統運行されておりますけれども、これに一般客も乗ることが可能になれば通院等に便利になることから、スクールバスを生徒以外にも利用することができるようにすべきではないかと考えます。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま谷議員から大項目2点にわたりまして御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は総合政策室長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、保護司法の改正について、小項目1、法改正に伴う市の役割の変化についてお答え申し上げます。更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律につきましては、令和7年12月10日に公布をされました。法務省によりますと、高齢化の加速により保護司の担い手確保が年々困難になっていることや令和6年5月に滋賀県で保護司が犯罪被害に遭い、安全確保が大きな課題になったことが背景にあるとしております。同法律によります主な改正内容につきましては、国の責務として保護司の適任者確保、活動環境の整備及び安全確保につきまして規定され、地方公共団体においては保護司や保護司会、保護司会連合会などに対する協力規定をできる規定から努力義務規定に改めるものでございまして、公布の日から1年を超えない範囲内において施行することとされております。保護司は法務大臣の委嘱を受け、民間人としての柔軟性と地域性を生かし、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動などを行う非常勤の国家公務員です。犯罪をした者や非行のある少年が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送られるようその立ち直りを地域で支えるボランティアであり、地域における再犯防止と犯罪予防を推進し、安全、安心な地域社会を実現する上で欠かすことのできない存在であります。本市におきましては、名寄地区保護司会名寄支部の運営事業に補助を実施しているほか、従来から保護司の活動環境の改善に可能な限り協力しているところでございます。具体的には、平成24年9月から総合福祉センター2階のボランティア室において、保護司活動の拠点である名寄更生保護サポートセンターを運営するための場所の提供を行っております。更生保護サポートセンターとは、地区保護司会が地域の関係機関、団体と連携しながら地域で更生保護活動を行うための拠点で、法務省が平成20年度から設置を推進してきており、全国88

6の保護司会に設置をされ、そのうち743か所は公的施設内に設置されていると承知しております。令和6年7月には、先ほどの滋賀県の事件を受けまして、総務省地域力創造審議官と法務省保護局長の連名で地方公共団体に向けて保護司が自宅以外での面接場所として公共施設の提供と同施設を夜間や休日にも利用できるよう検討、協力の依頼文が発出されております。このようなことから、今年度総合福祉センター2階にごございます旧こども発達支援センター跡地の改修工事等を実施の際に、従来ボランティアセンター内に他団体と共有していただいていた更生保護サポートセンターを旧こども発達支援センター指導員室に移転していただくとともに、旧個別観察指導室などを保護司はもとより、福祉団体や公務において面接や相談にも使用できるよう転用したところがございます。なお、総合福祉センターにつきましては、毎月末日や年末年始などの休館日を除く午前9時から午後9時まで利用できることから、国から依頼である休日、夜間の一定の対応はできているものと思っておりますが、他の相談場所が必要など保護司会からの相談などがあった場合は丁寧な対応に努めてまいります。

次に、小項目2、保護司の成り手不足の解消に向けてお答えいたします。全国的に保護司の減少傾向や高齢化が続いていると言われており、令和7年12月の法改正により保護司の任期がこれまでの2年から3年に延長されてきております。また、保護司の人脈のみに頼った候補者探しから広報や関係機関との連携を保護観察所の長の責務として規定をし、さらには保護司の使命及び委嘱条件を見直すことで、より多様な保護司の担い手を確保し、保護司制度を持続可能なものとしようとする内容でございます。保護司には給与が支給されないため、地方公務員法上の兼業の許可は不要となっており、現役職員が保護司となることで規則等に抵触することはないため、本市におきましてはこの間現職職員が保護司に就任してきている

事例がございます。本市においても高齢化の進行などにより成り手が不足している状況であることから、保護観察所長の協力依頼に応じて広報誌などに保護司の活動の紹介をするなどして、保護司活動に対する理解や関心が高められるよう適任者確保のための啓発活動に協力してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 次に、大項目2、利便性の高い地域公共交通の実現に向けて、小項目1、現状における問題点等について申し上げます。

高齢者や自家用車をお持ちでない市民の皆様にとって地域公共交通は通院や買物など日常生活を支える極めて重要な地域の足であると認識しております。本市としても限られた財源の中でいかに効率的、効果的な運用を行い、利便性の高い交通体系を維持していくことが喫緊の課題であると考えております。御質問の路線バス事業者への補助金支出の実態についてでございますが、令和6年度決算における各路線の補助金額は名士バス株式会社が運行する風連線で724万2,000円、日進ピヤシリ線で1,198万5,000円、恩根内線で977万3,000円、下川線で717万3,000円、興部線で853万7,000円、士別軌道株式会社が運行する中多寄線で435万9,000円、道北バス株式会社が運行する名寄線で620万1,000円となっており、総額で5,527万円を支出しております。補助金額の推移については、減便等により減少している路線がある一方、人件費や燃料等の高騰により多くの路線において増加傾向にあります。

次に、利用者数の状況についてでございますが、令和6年度とコロナ前の令和元年度を比較すると、全ての路線で減少しております。議員お尋ねの風連名寄間を運行する風連線については、1便当たりの乗車数が令和元年度で8.46名から令和6年度は5.57名と2.89名減少しました。こ

うした利用者数の減に伴い、令和5年度からは国及び道の補助金要件を満たせず、現在は市単独の補助路線となっている状況にあります。これらを踏まえ、現状の運行形態が最適であるかという点に関しては、より満足度が上がる方策について引き続き名寄市公共交通活性化協議会において既に導入している下多寄線や御料線のデマンドバスも含め、持続可能な公共交通の再編を検討してまいります。

次に、小項目2、需要に応じた運行体制への改善について申し上げます。本年1月から名寄地区市街地において運行しているAIオンデマンドバスのるーと名寄の実証運行を実施しております。運行日時の拡大や乗降場所の新設、移設など利便性の向上を図った結果、今年1月の1日平均利用者数は95.2名とコミュニティバス運行時の昨年12月の91.4名を上回る結果となりました。あわせて、登録者数も1月末時点で昨年12月から120名増の2,385名に達し、ここ数か月で着実に増加していることから、のるーとという新たな運行形態が市民の皆様浸透しつつあると認識しております。また、風連地域においては、現在風連名寄間の路線バスに加え、平成23年からは下多寄線、平成30年からは御料線のデマンドバスが運行されております。現在風連線については、運行事業者が主体的に利用実績に応じた車両の小型化を実施するなど、無駄のない効率的な運行に取り組んでいただいております。一方で、デマンドバスについては現状両路線とも利用者の減少に歯止めがかからず、特に御料線においては既に国や道の補助要件を維持できない極めて厳しい状況に直面しております。単なる運行本数の減便等の調整では根本的な解決に至らないため、まずは風連地区全体における市民のニーズを的確に把握する必要があると考えております。そのため、スクールバスの有効活用等の可能性も含め、地域住民の皆様への丁寧なヒアリングや協議を重ねてまいります。

スクールバスの児童生徒以外の利用についてですが、へき地児童生徒援助費等補助金に係るスクールバス、ボートの住民の利用に関する承認要領に基づき、都道府県教育委員会に住民の利用を認められ、さらに文部科学大臣の承認を受けた場合に利用できるとされております。また、同要領ではこの承認を受けるための要件として、スクールバスを利用する児童生徒の登下校に支障のないこと、安全の面で万全を期するよう配慮されていることなどが求められており、子供たちが優先であることが示されております。現在風連地区の運行路線は4路線あり、4路線いずれも7時30分前後に最初の児童生徒宅を出発し、8時から8時10分間に風連中央小学校と風連中学校に到着するよう運行されており、乗車時間は最大で40分程度となっております。このため、児童生徒以外の利用を行った場合、スクールバスに最初に乗車する児童生徒が7時30分より前に乗車することとなり、これまでもより早く起床したり、長時間の乗車となったりするなど児童生徒の負担が懸念されるところであります。また、登下校時以外におけるスクールバスについては、名寄市スクールバス運行規程によりスキー授業や北国博物館などの学校外施設での学習など、児童生徒の登下校に支障のない範囲内における教育的行事で利用しております。したがって、児童生徒の登下校や教育的行事など児童生徒の利用を優先していることから、現時点におきましては児童生徒以外の方が曜日や時間を指定し、定期的に通院などでスクールバスを利用することは難しいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） それでは、それぞれ御答弁いただきましたので、再質問に移らせていただきます。

まず、小項目1、保護司法の改正についてでございます。先ほど馬場部長のほうからも若干触れただけでございますけれども、この法改正のきつ

かけといいますのは、一昨年滋賀県で保護観察中に保護司が殺害されたという痛ましい事件でございます。たまたま昨日一審判決がありまして、無期懲役という判決が下りたということでございます。法改正の提出理由には、更生保護制度の充実を図るため保護司の委嘱条件の見直しですとか、任期の延長、それから職務の執行区域の弾力化、保護観察付鑑別に関する規定の新設による当該者に対する適切な処遇の実施等、保護司の安全確保を図り、その適任者を確保するための措置を講ずる。それから、更生保護事業における保護の対象者の拡大等の措置を講ずる必要があるということで法改正に至ったという説明が法務省の内部資料でございます。先ほど馬場部長のほうから主に場所等の提供、福祉センターというのですか、ボランティアセンターに保護司会が常時使える場所を用意していただいたということでございます。それは9時から21時、大変長いスパンで使用可能だということでございます。滋賀県の事件もそうなのですけれども、普通一般的にはこれまで保護司が面談をするときにほとんど自宅を使っていたという実態があるようです。そうすると、今回たまたま痛ましい事件があったのですけれども、これももしかしたら家族にも被害が及んでいた可能性があるということなので、できればやっぱり公的な場所を使うというのが私はいいのではないかと思います。そういった意味で、この時間帯以外にも要請があれば検討に応じていただくというような御答弁があったので、そこは大変ありがたいだろうなというふうに思います。

小項目2番目のほうの実際成り手不足の解消に向けてなのですけれども、主に市の広報誌などにも掲載して、PRをしていただくということでございました。もう一步踏み込んで、例えば保護司会等から市の誰々さん、具体的には名前は出ていのかどうか分かりませんが、市の職員、現役の職員の方にぜひ保護司になってほしいというような話があったときにそれを受けることが可

能なのかどうかについて再度ちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほども壇上でも若干申し上げましたけれども、法の改正によりまして地方公共団体、保護司等の犯罪を犯した者に対するの犯罪更生を助けるとともに、犯罪の予防だとか地域社会の安全等々に寄与していくことに鑑み、地方公共団体の地域事情に応じて、その地域において行われる保護司等の活動に対して協力をするようというところで努めなければならないというふうにされていますことから、当該職員に受託の意思が確認される場合につきましては、壇上でも申し上げましたけれども、繰り返しになりますけれども、制度上の規制はないことから、地域活動の一環としての活動は妨げるものではないと、このように考えているところでございます。以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 実際に今大学の職員の方とかがなっている事例というのがあるようでございます。実際に市役所の職員に当たっても何ら障害になるものはないということでしたので、今後ぜひそういうケースがあれば、依頼を受けるといようなケースがあれば積極的にお受けいただけるのだろうなというふうに感じております。

それから、これボランティア休暇という制度があります。1997年から導入されたということですが、公務員が地域社会に貢献する活動に参加することを目的とした特別休暇であると。年間何日間かという上限はあるようですけれども、例えば保護司の活動についてはこのボランティア休暇の対象になるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時15分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 申し訳ございませんでした。ボランティア休暇なのですけれども、職員が自発的にかつ報酬を得ないで、幾つかの要件のある、要件の記載があって、そこに掲げる社会に貢献する活動に該当するものですから、その要件が今、この保護司の活動が今記載のある要件に該当するかどうかというのはちょっと微妙なところもございまして、少し確認をさせていただく時間を設けさせていただければと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 分かりました。先ほど馬場部長から再度にわたって職員が保護司になることについて何ら法的、規則上も支障がないという御答弁いただいたところですが、この問題、ちょっと最後に副市長にぜひお答えいただきたいのですけれども、できれば市の職員としてそういう話があった場合は積極的に受けるようにというような上からの指示をいただければ非常に受けやすいのかなと思いますので、どうぞその辺よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今保護司の活動ということで、特に今回の保護司法の改正の中では成り手不足を解消するという側面から地方公共団体含め各関係機関のほうに観察所長さんほうの推薦のリストをつくってというのでしょうか、依頼をするための協力はしなさいよということだと思います。先ほど馬場部長のほうから答弁もありましたけれども、過去現職の職員で保護司をやられていたという方もいらっしゃいます。大きな長い目で見ますと、本人が受けるという意味確認が大前提でありますけれども、行政職員として幅を広げる、力をつけるということもありますので、ぜひ積極的に言っていただきたいとは思っております。ただ、今保護司の活動そのものがかなり人格

ですとか様々な能力ですとか、そういうものも必要になりますので、改めてこの様々なやり取り、もしあると想定するとかかなり慎重な作業にもなるということも踏まえながら、職員のほうにもいろんな機会をつかまえて、こういうことも議会でありましたということは話させていただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） ありがとうございます。副市長から大変前向きな御答弁をいただいたと思っております。

それで、大項目2点目について移らせていただきます。公共交通の件ですけれども、私も度々路線バスを使うことがございます。乗るたびに非常に乗車率が低いと。本当に極めて低いということで、自分以外は誰も乗っていないということも度々ございます。そういうことで、乗車率について先ほどお伺いをしたのですけれども、それぞれ路線ごとに補助金額お伝えいただきました。その中で最初にお伝えいただいた名士バスの関係、風連名寄間の関係、年間724万円という補助金額で、風連名寄間は1日5往復走っているのですけれども、これを例えば724万円を1便当たり幾ら助成している、補助しているかという計算は出しておられますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 補助金額に対する便数の単価ということでありますけれども、こちらの、私のほうでは手元には便数に対するものはちょっと今持っておらず、大体延べの利用者数に対する人数のものというのを持っておりますが、そちらでよろしいでしょうか。補助金額が令和6年だと724万2,000円ということで、その当時の年間の利用者数が1万143名といたところで実績は持っています。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 1万143名という延べの年間利用者数がいたということで、そうしま

すと1人当たり幾らになるという計算は出ますか。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 単純に割り返すと、1人当たり大体710円程度というようなことになっております。ちょっと過去の数字もございませうけれども、10年前も大体補助金額は同じくらいで743万円ということでありませうが、利用者数が当時、平成25年のときは2万2,431名といったところでありませうして、単純に今、比較になりますけれども、1人当たりの金額に換算しますと330円ぐらいと。そういうことであると、倍額ぐらいな値になっているような状況です。利用者数は半減した影響でということになります。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） やはり年々利用者も減っているということございませうして、先ほど申し上げましたように、私が乗る便に限っては本当に多くて2人、3人、少ないときは1人、私が乗っていないければ多分誰も、乗車率ゼロのまま走っているのかなというようなことも結構あります。そういったこともあって、例えばもっと小型の車両を使った運行というのが考えられないのかどうか。例えば新しい車両を用意するよりも現在ある大型バスを使ったほうが効率的だという考え方もあるのでしょうか。大型バスを動かすに当たってはやっぱり二酸化炭素、これを多分大量に小型の車両よりは排出するということもありますので、その辺何か近年叫ばれているカーボンニュートラルということ、方向にも反しているというような気はいたしますけれども、便と乗車率に応じて小型車両による運行というのは考えておられますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 小型車両のほうは当然ながら乗車率を考えるといいではないかということなのではございませうけれども、先ほどのちょっと答弁でも重なってしまひませうけれども、実際には風連名寄間のバスを今名士バスさん走られています

けれども、当時のコミバスの車両で今走っていたりということで、そういった意味でのランニングのコストを抑えるための努力というのはしていただいているかなと思ひています。私がちょっとまだまだ情報不足なのではございませうけれども、例えば小型のほうはもちろん燃料費ですとか、そういった環境面においてはランニングの面で下がったり、環境面でもよかろうと思ひますが、小型車両というのがなかなか一気に購入というのは難しいというのは過去に聞いたことありませうして、どこでも路線バス、走っていらっしやる大型バスについてはいろいろな意味で購入はしやすいというふうには聞いていた経緯はありますけれども、現状ちょっといろいろな問題がありますので、差があるのかなと思ひております。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 事情についてはよく分かりました。先ほど路線によっては補助要件を満たさない路線も出てきているという御答弁ございました。補助要件を満たさないということは、恐らく道からの補助の対象にならずに、全て市の単費で補助を出しているというような実態なのかなというふうに想像しますけれども、補助要件を満たさない路線についての今後ではございませうけれども、私は非常にこれはなかなか厳しい問題だということに思ひますけれども、では補助要件満たさないからすぐになくしていいかといったら、なかなかそうもいかないでしょうし、ただやっぱり地域住民の方にも考えていただきたいのは、ぜひ使わないものはなくなってしまうのだということをお前提にして、なるべく利用率を上げるようなPRみたいな取組が市としても必要なのではないかと思ひますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 議員おっしゃるとおりかと思ひます。市のほうでも活性化協議会というのがございませうして、そちらの事務局をさせていただひております。専門部会というのもござ

いまして、そこにも一度そういう現状、乗車の状況、それから昨今のバスに限らずいろんな燃料高騰による補助金額のアップというようなところがあります。一方で、先ほど来からいろんな御質問ありますけれども、やはり社会減ですとか自然減ですとか人口減に伴ってそういった様々な問題というのが出てきているのかなと思っていまして、特に市街地以外というのでしょうか、というところでは今まで利用されていた方というのが週に二、三回利用されていると。トータルで年間結構な回数になろうかと思うのです。そういう方が1人、2人施設に入所したり、例えばお子さんのほうに行ったりといったときにより乗車数に影響するのです。ただ、それ以外の方も絶対地域の足というのは必要でありますので、必ずお金の面以外では評価できないかなと思っていまして、そういったところで効果的で効率的なしっかりした運行体系というのは大事だと思っております。現状でいいかと言われると、そういう様々な要因が急激に変わってきておりますので、運行体系、いろんな今デマンドですとか定額バスとかありますけれども、さらにまたライドシェアとかという新たな制度みたいなものもありますので、そういったのも含めて様々な運行体系というか、を検討していきたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） ぜひ地域の足をなるべくなくさないような形で効果的な、効率的な地域公共交通の在り方というものをちょっと御検討いただいて、やっぱりもっともっと使うべきだというよりも使ってくださいよというぐらいのPRをしなければ駄目なのだろうなというふうに思います。

それで、ちょっとスクールバスの問題に移りませうけれども、先ほど生徒が最大40分かけて通っているということがございました。そのほかの一般客を乗せるとさらに時間が余計にかかってしまうというようなことで、ちょっと現状難しいとい

うような御趣旨の御答弁があったと思うのですが、なるべく、通学時間というのは通院時間と非常に近いものがありますので、地域の人たちにとって見たらやっぱり通院にちょうどいい時間に走っているバスがあるのだったらぜひ乗せてほしいというような要望が中にはあると思うのです。それで、できるだけ最大40分、もうそれ以上延ばさないような形で、できれば乗車場所を例えば乗る生徒の家付近に限定するとか、そういったやり方もできるのではないかと思いますけれども、なるべく最大40分を延ばさない形での運用方法への工夫について何かございましたらお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 今のところ子供たちの自宅の前に、自宅に迎えに行くような形を取っておりますので、特に郊外地区なので、ではそのこと自体が実際に有効な手だてなのかどうかとかですとか、あとはそういった場合に予約はどうするのかとかという様々な問題が出てくるのかなというふうには思っていますので、現段階で、ちょっと工夫というお話もあったのですが、現時点では、先ほどの答弁で申し上げたとおり、子供たちの利用をまずは優先するというところで考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） スクールバスについては、現状ちょっと難しいというようなことでというふうに理解いたしました。それで、先ほど櫻田室長からもありましたように、今後公共交通の活性化協議会を通じて、またさらに効果的で効率的な地域の公共交通はどういった形が求められるのかということは今後も引き続き協議がなされていくと思いますけれども、今後の活性化協議会の検討方向についてももし副市長、ぜひ何か方向性ございましたら最後をお願いします。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） のる一とを運行し始めて、名寄地区の町なかにおける地域の足の確保というものについては少しずつ、先ほどの御答弁がありましたとおり、利用される方が増えてきたということもありましたので、少しずつ地固めができていかなとは思っておりますが、これからやはり課題なのは、議員御指摘のとおり郊外地区です。特に農村地域を中心としたところの公共交通をどういうふうに確保するかということがこれからの大きな課題になるかと思えます。様々なハードルは、たくさんあると思えます。先ほど教育部長からの答弁でありましたとおり、スクールバスということも一つあって、私どもも検討した経過あるのですが、やはり児童の方、生徒の方の学校までの連絡を確保するということが大前提になるということですから、なかなかそこがうまく組み立てることも難しい。あるいは、先ほどデマンドバスのほうでもお話ありましたが、これ国・道からの補助金もいただきながらですけれども、乗車率が下がってしまうとこれだけなくなるといことで、乗る方そのものが少しずつ減ってきているという現状がございます。これらのことを専門部会の中で踏まえて協議していただいているのですけれども、ここは本当に大きな課題ですから、その地域の実情に一番合った形を追求していくというのがこれから大事なことだと思います。先ほど櫻田室長のほうから様々な交通体系についていろいろありました。ライドシェアですとか、あるいはのる一との郊外版ということもあるかもしれません。ただ、地域の実情はそれぞれ違いますので、それがぴたりとはまるのかどうか、これ地域の皆さんと十分に意見を交換しながら、場合によっては地域の皆さんにちょっと一汗かいていただくようなこともあるかもしれません。特にライドシェアですと、地域で行うライドシェアという形もそれぞれのまちで既に展開されていることもございます。いろんな情報を収集して、それを提示しながら一番いい方法はどうか、これ令

和8年度の大きな課題だと思っておりますので、また部会、あるいは地域公共交通活性化協議会の中で様々議論させていただければと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 以上で谷聡議員の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 2時35分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 東 千 春

令和8年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 令和8年3月4日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 出席議員（15名）

議長	16番	山田典幸	議員
副議長	10番	倉澤宏	議員
	1番	中嶋孝幸	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	水間健詞	議員
	5番	谷聡	議員
	6番	今村芳彦	議員
	7番	清水一夫	議員
	8番	川村幸栄	議員
	9番	佐藤靖	議員
	11番	高野美枝子	議員
	12番	高橋伸典	議員
	13番	遠藤隆男	議員
	14番	東川孝義	議員
	15番	東千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	渡辺博史
書記	石橋恵美
書記	及川洋人
書記	川名桃代

1. 説明員

市長	加藤剛士	君
副市長	橋本正道	君
教育長	岸小夜子	君
総務部長	木村睦	君
総合政策部長	石橋毅	君
市民部長	松田慎司	君
健康福祉部長	馬場義人	君
経済部長	山田裕治	君
建設水道部長	東聡男	君
教育部長	伊藤慈生	君
市立総合病院事務部長	佐々木紀幸	君
市立大学事務局長	水間剛	君
総合政策室長	櫻田孝臣	君
こども・高齢者支援室長	倉澤富美子	君
上下水道室長	佐藤美香	君
会計室長	山岸克利	君
監査委員	岡川進	君

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

9番 佐藤 靖 議員

14番 東川 孝義 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

次期名寄市農業・農村振興計画についてを、水間健詞議員。

○4番（水間健詞議員） おはようございます。議長より許可をいただきましたので、壇上より大項目1点について質問いたします。

大項目、次期名寄市農業・農村振興計画について。令和9年度からの名寄市農業・農村振興計画は、昨年12月の検討委員会立ち上げ、12月から本年1月にかけての農業者への意向調査、本年2月24日から26日の地域協議を経て来年3月の農業・農村振興審議会に対しての計画案報告に向けて鋭意取り組まれている中と承知しております。現在の市内農業を取り巻く環境、それからいつの時代も変わらない農業という産業の帯びている公共的使命、そして次世代の担い手に向けての計画となることを期待して小項目4つについて質問いたします。

小項目1、今日の環境下で計画の骨子となる最重要テーマは何か。ロシア・ウクライナ情勢、円安、資材高騰、スマート農業推進など、国内外の農業情勢は常に変化を続けております。こうした環境下で今回見直される本市農業・農村振興計画の骨子とは何か。アンケートの集計が終わり、地

域協議も終わったばかりということは承知しております。そこで、改めていただきたいのは、今回行った経営者の意向調査、これの積み上げの結果が計画になるのか、あるいは一定の仮説、方向性、哲学を基に計画し、検討材料の一つとして意向調査結果を使うのか、計画策定の意思決定を行う基準を含め、お知らせください。農業・農村振興計画の骨子となる最重要テーマは何かお知らせください。

小項目2、将来の農地面積、担い手数、農業生産額の維持、向上の鍵は何か。農家戸数は減少し、従事者の高齢化、これらは論をまちません。将来を見据えたとき本市の農地面積、担い手数、農業生産額を維持または向上させるための最大の鍵は何でしょうか。計画策定が序盤であり、まだ未確定なことは理解しております。それでも課題は認識、共有されているべきだと考えます。本市農業の将来像を描くに当たっての構造的課題は何と認識しておりますか。仮説でも構わないので、鍵となる問題は何だと認識しているかお知らせください。

小項目3、総花的で実効性の薄い計画に陥らないための方策は何か。アンケートや団体に対するヒアリングを丁寧に行うことは重要だが、個々の要望に配慮し過ぎると、結果として総花的で実効性の薄い計画になってしまうことを私は懸念しております。今回の計画策定において優先順位を明確にし、優先重点分野を絞り込むための判断基準をどのように設定するのでしょうか。総花的に陥らない取捨選択の判断基準は何かお知らせください。これは、ヒアリング以前に設定した重点分野なのか、あるいは多数決なのかなど、最も重要視する判断基準を1つお示しください。また、重点分野を設定する場合は、捨てる選択も必須となるということをご考慮の上、お知らせください。

小項目4、食料安全保障、土地保全の大義をどのように担保していくのか。農業行政は、補助金や交付金などを通じて納税者の負担の上に成り立っております。それは、食料自給率の向上や国土、

農地の保全という公共的使命が背景にあるからで、この大義を放棄することは決してあってはなりません。本市の計画見直しにおいて食料安全保障及び土地保全の大義をどのように位置づけ、どのような具体的施策で担保していくのか。現場で農地を直接的に守るのは市町村であり、農業経営者です。市のレベルでどのようなスタンスを取るのかお知らせください。市として公共的使命の実効性を担保する施策を用意する考えはあるのかお知らせください。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） おはようございます。水間議員から大項目1点について御質問をいただきました。私からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、次期名寄市農業・農村振興計画について、小項目1、今日の環境下で計画の骨子となる最重要テーマは何かについてお答えいたします。名寄市農業・農村振興計画は、本市の農業、農村の目指す方向性を示すとともに、農業者、農業関係機関、団体が果たす役割や目標を示し、本市の農業の中長期的な指針となるもので、名寄市総合計画の実施計画として位置づけております。現在の農業・農村振興計画は、第2次の計画となっており、令和9年度から始まる第3次計画策定に向けて現在作業を進めているところです。策定状況ですが、昨年12月に次期振興計画策定に向けた検討委員会を立ち上げました。その後市内農業者に対し農業、農村の実態を把握するためアンケート調査を行い、この2月下旬にはアンケート結果を基に地域協議を行っております。現在アンケートや地域協議の結果を基に計画案を作成しているところで、今後は作成した計画案を持って各関係団体との協議に入り、計画に肉づけしていければと考えてございます。御質問の計画骨子となる最重要テーマについてですが、本計画を地域の実情に沿ったものとするため、現在アンケー

ト調査や地域協議の結果を分析しているところで、現在作成中の計画案の中で今後示していければと考えているところであります。

次に、小項目2、将来の農地面積、担い手数、農業生産額の維持、向上の鍵は何かについてお答えいたします。農家戸数が減少し、農業従事者の高齢化も進んでいる現状は、市としても認識しているところです。現在は、担い手の規模拡大やスマート農業の導入による省力化などにより農地が維持されている状況と認識しておりますが、いずれ限界が来るものと懸念をしております。今後離農後の農地や地域コミュニティ機能を維持し、持続可能なものとしていくためには、新たな労働力確保が必要で、農外からの新規参入者や後継者となる農家子弟が一人でも多く農業を継承していくことが必要と考えております。そのためには、関係機関、団体との連携の下、環境整備や支援が重要になるとともに、受入れに伴う地域理解のさらなる醸成が今後の課題になってくるものと認識しております。また、農業生産額の維持、向上には、収益性を高める取組や基幹産業である農業と地域の産業との連携による付加価値向上などが想定されますが、計画策定の議論の中で検討していきたいと考えております。

次に、小項目3、総花的で実効性の薄い計画に陥らないための方策は何かについてお答えいたします。本計画につきましては、先ほども答弁させていただいたとおり本市の農業、農村の目指す方向性を示すとともに、農業者、農業関係機関、団体が果たす役割や目標を示し、本市の農業の中長期的な指針となるものです。一方で、農業、農村を取り巻く情勢は絶えず変化していることや課題や求められる役割は多様化しております。また、本市の農業経営を見ても様々な形がある中で全体が向かう方向性を示すものとなるため、ある程度総花的にならざるを得ない部分もあるものと想定しているところです。その中でもアンケートや地域協議の結果から得た地域の実態に沿うものとな

るよう、実効性のある取組について計画の中で示していければと考えているところです。

次に、小項目4、食料安全保障、土地保全の大義をどのように担保していくのかについてお答えいたします。近年の地球温暖化を背景とした記録的な猛暑、自然災害の頻発による農産物の生産への影響や国際紛争の影響などによる物流の停滞などに伴う農産物価格の高騰により、食料安全保障の強化と食料自給率への関心が高まってきております。安全、安心で良質な農産物を安定的に生産するための農地を維持し、生産された農産物を国内において消費していただくことで食料自給率の向上に寄与していくものと考えておりますので、時々合った施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。よく分かりました。今お知らせあったことについて、細かいことから少しずつ確認しながら再質問していきたいと思っています。一部同じようなことを確認することあるかもしれませんが、御容赦いただきながら回答いただければと思います。

まず、小項目1、骨子となる最重要テーマ何かということで伺ったところ、アンケートや地域協議の結果踏まえながら今後示していくという御答弁だったと解釈しておりますが、アンケートは2月に集計して、地域協議はごく最近に実施されたものでありますので、その結果自体のどのような内容になっているかということは現時点では御回答いただけなくていいのですけれども、アンケートとか、地域協議に皆さん集まって協議していただく以前に名寄市として守るべき原則みたいなものがあってしかるべきではないかと私思っているのですが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 名寄市の農業を守る

べき原則というふうなお問合せでございますけれども、先ほど壇上でも一部お答えさせていただきましたが、現在、議員も御承知のとおりかと思いますが、農家戸数の減少ですとか農業従事者の高齢化が進行してございます。この計画につきましては、本市の農業、農村を維持して、それが将来に向けて持続的に発展していくために必要な取組、向かう方向性はこういったことになるのかということを示すという、そのための計画というふうに認識しておりますので、原則ということでいいますと、今言いました地域農業の持続的な発展ということが、それに関わるもの、方向性といいたしようか、必要な取組ということが原則というふうなことになるかというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） 持続的発展、確かにおっしゃるとおりだと思います。持続的発展が必要なことは、私もそのとおりだと思いますが、それはそうだよねということで、今後示していくと先ほどおっしゃられた重要視するテーマ、これを決めていくための根拠というか、優先順位はどのように判断されて決めていくのか、ある程度順位づけみたいなのが、これが重要であるという優先順位というか、並べると思うのですけれども、その優先順位を決めるための根拠、どういう根拠に基づいてテーマを決めていくのか、これについてお知らせください。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 優先順位というふうに今お問合せいただきました。先ほど申し上げましたが、農業、農村が抱える課題かなり多様化しているといったこともございまして、それを1つにというふうにはなかなかつけ難いといいたしようか、優先順位つけ難いところが現実的にはあろうかというふうに思っています。一方で、今回の計画につきましても、当然計画で示した内容は一定地域の中、農業者の方や各関係機関、団体が実行可能になる、実効性といいたしようか、

実現性っていいんでしょうか、そういったものが一定程度担保されないと絵に描いた餅ということにもなりかねませんので、そういう意味でいいますと、まずは地域のニーズといいましょうか、地域の農業者の皆さんがどういうことを考えているのか、どういうことを求めているのか、どういう課題感を持っているのかといった、そういったことが1つポイントになるのかなと。もう一つは、先ほど申し上げました10年、20年、将来に向けて必要な取組、今農家の方もしくは関係機関、団体の中で課題として捉えていない分野も将来を見据えたときには必要になるかもしれないといった、そういうことも、将来的なことも含めて見据えたときに先ほど申し上げましたそれらを踏まえて持続的にどう発展させていくのかということがポイントになるかと思っていますので、そういった観点で順位づけといいましょうか、施策の絞り込みといいましょうか、そういうことを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。現実的に落とし込んでいけるものであるとか、将来に向けて、将来性というか、将来発生し得る課題に対しての計画とか、そういったことだというふうに理解しました。

この計画の骨子として、つまり計画の定義というか、何を設定するものというふうに御認識されてこの計画に向かっていっているのかをお知らせください。つまり重点分野の設定するのか、それとも将来の数値目標を設定するのか、それとも予算配分を考えるのか、この計画の骨子として何を計画するのかということをお知らせいただきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 多分計画の実効性を高めるためにどういった手法を計画の中で示すのかというふうな評価基準といいましょうか、そういったことのお問合せかなというふうなことでお

答えさせていただきますけれども、現状今の計画においても具体的な成果というものの、特にKPI等を今設定しておりませんので、そういう意味では達成度ということであると、なかなか評価しづらい計画になっている部分はあったかなというふうに、そこは認識しております。具体的に現時点でどういった、先ほど議員が申し上げられましたような例えば数値目標ですとか、重点予算の配分みたいな、そこどういうふうな手法を用いるかは決めておりませんが、今後検討委員会の中で議論をいただきながら、よりこの計画が実効性を担保できるようなものとしていくのか、そういうために何が必要なのかといった、そんな議論をいただきながら計画の中で示してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） 承知しました。

集計が終わった頃と思われるアンケート、この間行われた地域協議の皆さんの御意見も含めてなのですけれども、こういったアンケートや地域協議の皆さんの御意見を尊重するのは非常に大切なことだというふうに理解しておりますけれども、こういった経営者のアンケートや御意見で左右される計画なのか、それとも一定の将来像を示した上でそういった経営者の御意見を反映していくのか、つまり言い方を変えると、アンケートが主菜なのか、それともおかずなのか、どういった使い方をするのかについて伺いたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） アンケートにつきましては、先ほど申し上げましたとおり市内の農業者の農業の実態を把握するために実施したものでございます。当然調査結果については、それを一定程度踏まえた中で今後の計画策定に向けた指標といいましょうか、現状値といいましょうか、そういったことになろうかなというふうに考えております。当然先ほども言いましたけれども、アンケート、農業者の意見を全て受け止めるというこ

とも必要とは思っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり将来的に必要な課題ですとか、そういったことも当然今後精査していくことになるかと思っておりますので、アンケートについては先ほど議員のお言葉を借りるとおかず的な要素といましようか、そういうふうな位置づけになるかというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ぜひお願いしたいと思っております。私の認識では、こういった計画というのは意見の集約の積み上げの結果ではなく、やはり方向性の宣言だと思っております。後に小項目3でも申し上げますけれども、総花的な計画にならないという意味でもそういった意見の集約ではなく、方向性をはっきり示すということが計画だと思っております。本市の農業の将来像を今回の計画見直しというか、次期計画で明確に示していただきたいと思っております。

続きまして、小項目2、将来の農地面積、担い手数、農業生産額の維持、向上の鍵は何かということで、先ほどの答弁では外部からの人や、それから農家子弟、そういった将来の担い手の支援、それから農業生産額を向上させていくこと、内容に関しては今後示していきたいということだと思っておりますが、担い手不足、それから収益性の強化というか、もうかる農業、あと農地の集約であるとか、あと働いてくれる人の確保、いろいろ重要なことたくさんあると思っておりますけれども、最もネックとなるもの、最も課題となっているものは、あえて1つだけお示しいただきたいと思っておりますけれども、どのように認識されておりますか。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 先ほどから幾つもの課題があるというふうなことでお答えさせていただいておりますけれども、あえて1つということでお答えしますと、生産性の向上ですとか、農地集積、地域の農地を守るっていったことも含めて、やはり担い手の確保が重要な課題だというふうに

なってくるというふうに思っております。先ほど地域協議の中やアンケート調査の中でも一定程度新規就農者の方の受入れ等についても必要性はいろいろと、そういう認識でお答えをいただいている結果となっておりますけれども、では実際に地域で受け入れるってなった場合に何が重要なのかとなってくると、やはり地域の理解が重要なのではないかというふうなお答えが多かった、そういう結果となっております。これまで私どもの担い手、新規参入も地域おこし協力隊から地域に新規就農で入っていただいたケース何件かありますけれども、うまくいっている例を見ていくと、やっぱり地域の農業者の皆さんとうまく協働しながら、地域にも助けてもらいながら、お互いに、そこはそういう関係性が成り立ってうまくいっているというのが共通しているかなというふうに見えてきておりますので、重要な課題、ボトルネックというふうな、何がネックになってくるかということであると、そこの地域の理解、受け止めというところになるかというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） おっしゃるとおり、新規で入った方に関しては、私も山田部長と同じような認識持っております。今あえて1つと申し上げたので、新しい担い手が来たときの地域の理解というのは非常に大事なことだというふうにお答えいただきましたけれども、今後もんでいく中でもっと大事な課題というのもしかししたら出てくるのかもしれないのですけれども、今担い手が入ってくること、それからそれに対する地域の協力、理解、こういったことが最も大事なことだというふうなことであれば、今一番重要な課題に集中して資源というか、行政サービスの資源というふうな考えていただきたいのですけれども、こういったことを集中することはお考えになっておりますか。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） この計画の策定の議論の中で特化して集中して取り組むべきというふ

うな、そういった方向性が地域の皆さんも含めて確認されていけば、当然そこに予算ですとか労力を集中させていくということも今後は考えられるかと思えます。まだ課題も、先ほど言いました例えば担い手、新規参入者、新規就農者を確保すれば全て地域の課題が解消されるかという、必ずしもそうでもないという側面も当然ございますので、そこはめり張りをつけるということは当然考えていきますけれども、そこに1点だけに集中するという事は、そこまではなかなか難しいかなというふうにも捉えております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） 本当に一点集中というのはなかなか、名寄のように多様な農業あるというのも、これも非常に名寄の特徴、いろんな農業があるというのも名寄の特徴だと思うので、極端な集中というのもしかしたら害があるのかもしれないのですが、めり張りというのはやはり考えていただきたいと私も思っております。

現在聞いているスケジュールでは、4月頃にはたたき台レベルのものがある程度示されているというふうに私は読み取っているのですが、そうすると今3月4日、現時点では検討委員会の中で問題意識や方向性などはある程度整理されて共有されているものと認識しているのでしょうか、それともまだもう少し先なのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 先ほど申し上げました今計画の素案を策定、検討している最中ということで、まだ素案そのものが出来上がっておりませんので、今ここでどういった概要ということもちょっとお答えできないのですが、今後のスケジュール的には今まとめたものを関係団体、また関係機関の意見交換等も踏まえながら、それを少し整理した上で検討委員会のほうに提案して、その中でまた改めて議論をいただく、そのようなスケジュール感で考えさせていただいております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） 4月の段階では、もう少し具体的な話ができるというふうに考えてよろしいでしょうか。というのは、その後夏に向けていろんな農業団体に向けてヒアリングとかを行っていくと思うのですが、私が今問うているような名寄市に現在こんな課題があって、どんな方向性で市としてはどう整理しているのというようなことをもしかしたら農業団体から聞かれるようなこともあるかと思うのですが、4月の段階でそういったことがある程度示せる状態になるのか、どのような説明になっていくのかなということを説明、4月の段階ではどんな説明ができるのかなということを伺いたいと思うのですが。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 私の答え方があまりよくなかったのかもしれませんが、今3月の下旬ぐらいからは思っていますけれども、先ほど申し上げましたアンケート、地域協議を取りまとめたもの、そこを受けて課題の整理ですとか、事務段階で今後こういったことが取組として考えられるのではないかとといったようなたたき台のたたき台みたいな、本当のそういったものをまずは作成し、関係機関、団体、まずは3月になればそこやれるかなと。生産者団体ですとか、若手の農業者グループですとか、そういった方にも当然意見交換したいというふうに思っていますけれども、ちょうど農繁期と重なってくる可能性もありますので、そこは時期やタイミングを計りながらそういった意見交換を取り組めればというふうに思っております。そういった経過を経て、そこでいただいた御意見等もある程度整理して先ほど言いました検討委員会にお示しする計画の素案というふうな、そういった形になっていくのかなというふうに考えておりますので、時期としては、相手のあることでもありますので、明確にいつまでというふうには示せませんが、おおむねの時間軸としては今申し上げたようなスケジュール

感で進めてまいりたいというふうに考えておりません。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） 伺いましたが、おっしゃるとおりなのでしょうが、部長のほうから話ありました担い手に関する分野、重要だよねというお話ありましたけれども、いろんなことが集約されてくる以前に課題というのはやはりきちんと認識して取り組んでいかなければならないものではないかなというふうに思います。これについては、答弁結構ですが、アンケート、地域協議、それからそういったデータの情報を集約する以前にやはりもうちょっと課題というのをはっきり設定して、方向性のある程度つけて今後進んでいったほうがもうちょっと実のあるって言ったら失礼なのですが、計画になるのではないかなというふうに私思っておりますので、ぜひこういう課題があるのだというふうに、もちろん御認識されていると思うのです。私が思っているようなことを経済部長のほうでは同じように認識されていると思うので、それをはっきり検討委員会の中で共有した上で計画の取りまとめに進んで行っていただきたいと思います。

小項目3に移ります。総花的にならない対策ということで伺いました。いろんな農業の形、営農類型ありますので、ある程度そういうふうに寄っていかねばならない面はあると、私もある程度それはやむを得ないことかなと思っております。また、いろんな農業の形があることで逆に全ての農地が有効に使われる、全員が全員例えば土地利用型であったりすると、小さい土地やビニールハウスしか建たないような土地というのは使いようなくてただ空いてしまう、いろんな農業の形があるおかげで、例えば山であるとか、傾斜地であるとか、小さい土地、そういったところも全部使って全体として農業の生産額が上がっていくという意味ありますので、やむを得ないという言い方が妥当かどうか分かりませんが、ある程度そ

ういう部分はあるということは分かります。ただ、先ほど部長のほうからめり張りということがありましたが、そのめり張りをつけるための具体的な手法というか、めり張りがついた、どっちがいいほうでどっちが少ないほうなのか分からないのですけれども、めり張りの少なくなってしまうほう、割を食ったほうに対する、割を食う分野に対してある程度こういう理由によるものなのだよという説明も必要だろうし、それが名寄の農業に資することであるという理由が必要だと思うのです。めり張りをつけるためには、このめり張りをつける具体的な手法をお知らせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 手法ということだと思いますと、計画を示す段階については先ほどまだ具体的にどういう形というふうに示せませんがというふうにお答えさせていただきましたが、例えば数値目標であったりとか、もしくは今の総合計画にあるような重点プロジェクトというふうな、そういうふうな打ち出し方ということであったりとか、いろんな手法が考えられるかなと。また、前回の計画を策定した際には、ダイジェスト版という形で一定程度メインとなりますというか、特に農業者の皆さんに理解を求めたいというふうな取組をピックアップしながら示させていただいたというようなこともございますので、いろんな手法があるかなというふうに思っておりますので、そこは今後検討しながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

では、めり張りをどうやってつけていくのかということになるかと思っておりますけれども、基本的には農業の生産に実際に携わっている方、携われる方、農業者の方は経営の中で様々な取組の取捨選択、判断をされているものというふうに私のほうでは理解をさせていただいております。当然それはそういうことだと思いますので、生産性なり収益性というものを見ながら判断されていくのだろうなというふうに思っております。一例を申し

上げますと、農地の集積、規模拡大についてはこの10年間でかなり進んできているなというふうに認識しておりますし、先日取りましたアンケートの結果を見てもこの10年間、10年前と10年後、今現時点で経営改善に大きく貢献した要素は何ですかというふうな問合せをさせていただくと、やはり規模拡大が一定程度効果があったよというふうに答えている農家の方が多かった傾向にあります。その規模拡大を進める上で必要な作業の効率化を図るためにICTの機械を導入しているというふうな、そういうふうな文脈の中で取組が進められているのかなというふうに、アンケートの結果を見ているだけなので、様々な事情があって個別でいうと違うケースも当然あるかと思いますが、そういうふうに見受けられるのかなと。そういうふうにと考えると、例えば行政としてICTの機械のスマート農業を中心的に取組もうというふうにと考えたときに、一方では自然にといいましょうか、自動的にといいましょうか、個々の農家の方がもう既に必要と感じていらっやって、それが有効だというふうな、そういう答えが見えている方については行政が特に旗を振らなくてもそういった新しいものとか、様々な経営改善も含めて取組まれるのだろうなというふうに思いますので、先ほどのめり張りということではいいまして、要は私どものほうで特にそこを訴えかけなくても自動的に進む部分も当然あるかと思いますが、一方でやりたいけれども、なかなか取組めないとか、効果がなかなか見えなくて二の足を踏んでいるというふうな農家の方もいらっやるといふようなこともございますので、だとするとスマート農業の導入の支援をとってめり張りをつけるのであれば、今悩んでいる方にどういうふうな情報を提供するのかというところが集中するところであって、既にその効果を分かっている方については、そこについてはもう経営者の判断の中で進んでいくというふうな、そういう理解の中でスマート農業の推進というこ

と一つ取ってもめり張りをつけるところがそういう形で区別されてくるのかなというふうに考えておりますので、それ以外にも課題多くございますので、今申し上げましたような形の中でどこに焦点を置きながら施策を展開していくのか、これは行政だけの取組だけでは進みませんので、それぞれJAさんであったり、また農業改良普及センターさんであったり、また各生産部会の取組であったりと様々な取組がありますし、それぞれの役割といったものがあろうかと思っておりますので、その中で区別、区分をしながら進めていくということになろうかなというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。先ほど部長の説明の中でダイジェスト版という形で重点分野を何となく知らせるといふか、分かりやすく知らせるといふ話もありましたけれども、もう一度めり張りについて伺いたいのですが、めり張りは先ほど計画のダイジェスト版を公表するという、そういった重点分野を明確に公表するという手段もあるでしょうし、この分野に関してはこういう数値目標を設定するとかという方法もあるでしょうし、ここにはお金をいっぱいつけていくというめり張りもあるでしょうし、いろんなめり張りのつけ方あると思うのですが、市としてどういったものに1点めり張りをつけていくのか、もしお答えいただけるのならお答えいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 先ほどそれぞれ関係機関、団体、様々な役割分担があるのではないかといふふうにお答えをさせていただきました。とりわけ行政としてどこに集中していくのかというお問合せかなというふうに思っておりますけれども、今名寄市全体を見ますと人口減少ということが大きな課題だといふふうに捉えておりますし、個々の農業者の地域の皆さんといろいろとお話しする中であつても地域の中でコミュニティーの維

持ということも含めて農村の地域をどう維持していくのかということが課題だというふうな声も聞いております。そういう観点でいいますと、行政としてはできるだけ地域の農業者の数を減らさない、農業従事者をどのように維持していくのか、確保するのかなということが大きな課題というふうには1つなるかなというふうに思っております。

また、先ほども例で挙げさせていただきましたが、個々の農家の経営だけを見ていくと大規模化で生産性が上がっているというふうな紹介をさせていただきましたが、一方で効率化を求めるとことが第一というふうな、個々の皆さんの経営でいえば、それが優先順位ということになりますので、そういうことでいうと、先ほど議員のほうからもございましたが、狭隘な農地であったりとか中山間地帯の農地のいわゆる効率性ということである、少し劣る農地というのがだんだん皆さん敬遠されていくということにもつながっていくというふうになっているのかなというふうに捉えておりますので、そこをできるだけ有効活用できるような手法がないだろうか。名寄市全体の農業生産ということを考えると、できるだけある農地を有効に活用して、そこで生産を上げるということが名寄市全体の農業生産額を上げていくことにつながるものというふうに認識しておりますので、そこはなかなか難しい課題だということも承知しておりますけれども、そういったポイントに少し重点を置きながらといたしましょうか、そこに少しポイントを置きながら今後の検討委員会での議論ですとか、様々な関係団体からの様々なアイデアも含めていただきながら、うまく取組につなげられるような、そういうふうになればいいなというふうに捉えているところです。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） 部長のおっしゃっていることは、よく分かりました。ただ、私の問いたかったこととちょっと違ったので、もう一度だけ、要は私が聞いたかったのは、めり張りはお金でめ

り張りをつけるのか、スタッフ的な要素にめり張りをつけるのか、それともちゃんと目標設定するか、どういっためり張り、予算を傾斜配分するか、どういう手法でめり張りをつけるのかということのを伺いたかったのですけれども、ちょっと待ってください。この後にもう一個質問しますので、それと一緒に答えいただきたいのですけれども、私総花的で実効性の薄い計画に陥らない方策というのを質問しているのは、過去にもこういった計画の見直して私が農業始めてから何回もあるのですけれども、最初とんがったという言い方もあれなのですけれども、計画が示されてもいろんなヒアリング、だんだんもまれていくうちにどんどん、どんどん角が削れて、結局今あるものはみんなやりすみたい、現状追認みたい、計画になりがちなのです。総花的な計画というのは、誰も怒らない、誰も反対しない代わりに何も変わりません。逆に言うと、何か将来に向けて変えていくには、ある程度反対もやむを得ないと私思います。そういった意味では、市としても一定程度の覚悟というか、そういった反対を受ける覚悟というのが必要だと思いますが、それについて併せて伺いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今回の計画、今回のというか、これまでの計画もそうなのですけれども、これから策定するものについても、目指す方向性ですとか、将来的な課題を踏まえた中で取り組むべき方向みたいなものを今後示していくことになろうかと思うのですが、そこに向かってどういう取組をすると、そこに近づいていけるのかという、いかに実効性を高めていくのかという、そういう取組の一つでも多く計画の中で盛り込みながら、それを皆さんにお示しすることができるのかというのがポイントなのかなというふうに思っておりますので、そこはそういうふうな観点で、議員おっしゃられている角がどれだけ飛び出るのか分かりませんが、ポイント

としてはそういう観点でそれぞれ計画の中での取組、優先順位なども含めて示していければというふうに思っております。

先ほど御質問あった張りをつけるときにお金なのか人的リソースなのかというふうなお問合せですけれども、多分それは実効性をどういうふうに担保するのか、それに必要なものは何なのかということに限るのかなというふうに思っています。先ほど例で説明させていただいた例えばスマート農業ということ为例にとっても、生産者の皆さんにとっては機械導入に対して多額の補助が、支援があるというのは、それは当然インセンティブになろうかというふうに思いますけれども、実際にはそれぞれ市の財政的な制約であったりとか様々なものもございまして、単純にそういうことだけで進むのかどうか、場合によっては先ほど言った情報提供だけで安心して、それだったら入れてみようかというふうな農業者の皆さんの不安を払拭するという導入が進むということも当然あり得るかなというふうに思いますから、そういう意味でいいますと、単純にお金をかければ集中的に事が進むということでもないのかなというふうに思いますので、そこは障害になっているものが何なのか、課題が何なのかということをきちんと見極めながら、その上で実効性をどう担保できるのか、確保できるのかということを施策の中で表していけるように今後議論、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。

それでは、小項目4に移ります。食料安全保障、土地保全の大義をどのように担保していくのか。農業の公共性があるという大義というのは、今回の計画の見直しあるないにかかわらずずっと昔からそうですし、これから将来に向けてもずっと必要なことだと思っております。これを担保していく市独自の取組、例えば農業委員会の機能強化や、あとは作業受委託の仕組みとか、部長もさっき触

られていましたけれども、基盤整備や換地や交換分合による条件不利地の最小化、この大義というのは国を挙げて農業行政の大義なのですけれども、これもうちょっと市レベルで落とし込んだ中で何か取組をする、積極的関与を行う考えはあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今現在でなかなか市独自の取組というところでのアイデアはございませんけれども、それぞれ地域の皆さん取り組んでいただいている例えば中山間の事業ですとか、多面の交付金の事業ですとか、そういったものを活用しながら地域の農地や農業施設を維持していくという取組を、そういった国の支援を活用しながら取組を進めていただいているのかなというふうに思っております。先ほども申し上げておりますけれども、今現在そういう意味でいうと、市の新規就農者の確保というところが一定程度そういったものにも寄与している部分はあるのかなというふうに思いますが、圃場整備ですとか、そういう区画整理といったものも当然国の事業を活用しながら各地区の中で取組が進められておりますので、地区の中で協議が調ってそういった事業に向かえる地区についてはそういったものも十分活用していただくことが必要だと思いますし、当然それに向けての事務処理的な部分も含めて私どものほうでも、これ土地改良区さんですとか、JAさんとか、そこと協調しながらの取組支援というふうになろうかと思っておりますけれども、それぞれの取組について今後も有効なものを選択しながら、地域の皆さんの一定程度意見、また合意形成も図りながら進めていければなというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ぜひお願いしたいと思います。耕作放棄地を生んでしまうということは、国土や農地の保全という大義に明確に反してしまうので、やはりこれは農業の公共性ということを消費者あるいは納税者に訴求していくために非常

に大切なことだと思いますので、ぜひ工夫した取組を期待します。

その上で名寄市としては、国の制度の受皿というか、国の制度の代理店機能のようなこと、農務課なんかでは多いと思うのですけれども、国の制度の代理店業務にとどまるのか、それとも主体的に農地と担い手を守る戦略的な自治体を目指すのか、その辺のお考えあれば伺いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 特に国の代理店とかというふうな立場性をあまり意識したことはないのですけれども、それぞれ先ほど紹介させていただいた例えば圃場整備事業ですとか区画整理の事業等についてはかなり予算規模といいますか、事業の規模も大きいものに当然なりますので、当然国の支援を、制度を活用しながらそういうものを進めていくことになるというのはあるかなと思いますので、そういう意味では国と市町村の上下関係というよりは、国の事業をうまく活用しながら、それぞれ市が今市の農業として抱えている課題の解消に向けてそういったものをうまく使っていき、そういうふうな関係性かなというふうに認識しております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ちょっと私の言い方も失礼というか、言い方ちょっと悪かったと思うのですけれども、承知しました。

その上で農地は、単なる私とか、こういった個人の持つ私有財産ではなく、防災や景観、水源の涵養など多面的機能を持っている公共資産だと思います。その公共性を前提に農業政策という枠組みを超えた取組、例えば防災とか、農政の枠組みを超えた取組については何かお考えあるでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 農地、農業施設含めて特に大雨時期ですとか、今の豪雨災害等においては一定程度そこが防波堤という言い方が正しい

かどうか分かりませんが、いわゆる雨を貯水するという、そういった機能、役割を今果たしている側面もあろうかなというふうに思っておりますので、当然そういう役割はあるものというふうに認識しております。具体的に今市として、そこに特化して防災の何か一つの手段として農業施設なり農地の機能を活用するということまで至っておりませんが、そこはなかなかその関係性っていいでしょうか、有効性が数字的にも、一般論としてはそういう機能があるというのも当然私も理解していますし、有効に働いているだろうというのは理解しているところなのですが、では具体的にそこが洪水なり、河川の水があふれるということに対してどれだけの効果、機能、役割を果たしているかという、数字的にもなかなか関係性を示すということまで至っていないというところがあって、そういう意味では防災の施策の中でそこを位置づけるということはちょっと難しいなというふうには捉えているところです。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） もう時間ないので、最後に1つだけ、今回策定される計画が現在現役の経営者にとっては将来に対する夢が読み取れるものである、それから将来過去を振り返ってこの計画を見たときに将来の担い手たちがこんな計画があったからすばらしい今の我々があるというふうに思えるような計画をぜひつくっていただきたいと思います。

ちょっと時間過ぎましたけれども、以上をもって質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山田典幸議員） 以上で水間健詞議員の質問を終わります。

地域社会におけるつながりづくりを促進する社会教育の推進について外1件を、山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目で2点質問をさせていただきます。

最初に、大項目1、地域社会におけるつながり

づくりを促進する社会教育の推進について質問いたします。少子高齢化や地域の希薄化が進み、町内会活動や子ども会活動の縮小など、高齢者や子育て世代が孤立しやすい状況にある中で地域内の支え合いやコミュニケーションの機会の創出は喫緊の課題であると言えます。名寄市総合計画（第2次）の最終年を迎える名寄市にとって、その基本理念にもうたわれている人づくりを一層推進すべく、地域のつながりを再生するために社会教育の果たす役割は重要であると考えます。

そこで、小項目1、社会教育に果たす公民館の役割について。名寄市における名寄、風連、智恵文の3公民館の取組内容と参加者数など活動状況とつながりづくりに果たす役割についての見解をお伺いいたします。

小項目2、風連公民館の事務所移動について。風連地区の公民館担当が看板の設置されているふうれん地域交流センターから風連庁舎へ移動する予定とされています。地域社会への影響をどのように捉えられているのかお伺いいたします。

小項目3、社会教育推進のための人材育成について。社会教育を推進するため、社会教育主事等の研修機会増設と資格保有者の増員、活用が期待されています。現状と今後の方向性、考え方についてお伺いいたします。

次に、大項目2、児童生徒の体力、運動能力向上を目指した取組について質問いたします。人生を豊かに生き抜く上で必要な体力については、神経系は幼少期に形成され、動きの基礎を習得する学童期を経て思春期に多様な運動経験を積み重ねることによって行動体力、防衛体力などの身体能力を最大限伸ばすことができるとされています。体力を視点とした名寄市の児童生徒の実態とよりよい成長を促す取組について伺います。

小項目1、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から見る状況と分析について。名寄市の児童生徒の実態についてお伺いいたします。

小項目2、体力向上に向けた各学校独自の1校

1実践の取組成果について。各学校の実践内容と、その実践に対する評価についてお伺いいたします。

小項目3、部活動の地域展開を生かした多様な取組等について。NAYOROスタイル部活動改革が進み、地域の中での取組が具体化してきています。それにより、学校部活動と地域スポーツクラブ等との連携機会も増えていると認識しています。その状況と休日などの地域展開を行うと生徒がどのような活動を行うことができるのかお伺いいたします。

小項目4、行政とNスポーツコミッションなよりの役割についてお伺いいたします。行政とNスポーツコミッションなよりの連携による児童生徒の体力、運動能力向上の取組については、名寄市の特徴的取組として大きな可能性を秘めていると考えています。体力、運動能力向上に向けたそれぞれの役割についてお伺いいたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） ただいま山崎議員から大項目2点にわたり御質問いただきました。それぞれ私からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、地域社会におけるつながりづくりを促進する社会教育の推進について、小項目1、社会教育に果たす公民館の役割についてお答えします。まず、3公民館の活動状況についてですが、今年度の市民講座は名寄市公民館で4回、智恵文公民館で4回、風連公民館で2回開催し、168名の方々に御参加をいただいております。今年度の高齢者学級は、名寄ピヤシリ大学には62名、智恵文友朋学級には8名、風連瑞生大学には57名の学生が在籍し、合わせて127名の方々に御参加をいただいております。また、公民館のつながりづくりに果たす役割についてですが、公民館の事業を通して交流の促進、コミュニティーの形成、地域課題の解決を図るなど、公民館は人々が集い、学び、結びつく場を提供することで

及び全道を大きく上回りました。体育の授業でICTを使って学習することでできたり分かったりすることがありますかとこの質問については、小学校、中学校の男女いずれも肯定的に回答した児童生徒の割合が全国及び全道を上回りました。

次に、調査結果の分析についてであります。体育の授業でICTを効果的に活用しながら授業改善に取り組んだことなどにより、体育の授業は楽しいと肯定的に回答した児童の割合が小学校では男女いずれも9割を、中学校では男女いずれも8割を超える結果になったと考えております。一方、小学校では、全国及び全道と比較して運動やスポーツを支えること、教え合い、大会のサポートなどについて興味や関心があると肯定的に回答した児童の割合が低かったことから、体育の授業で児童同士が助け合い、役割を果たす活動をより充実させる必要があると考えております。中学校では、全国及び全道と比較して1週間の総運動時間において420分以上運動している生徒の割合が高いものの、実技調査の体力合計点で全国を下回ったことから、生徒ができないことをできるようにするため、個々の能力などに応じた指導を充実させる必要があると考えております。

次に、小項目2、体力向上に向けた各学校独自の1校1実践の取組成果についてお答えします。1校1実践の取組については、小学校では縄跳びやマラソン、サッカー、ドッジボール、クロスカントリースキー、休み時間の外遊びなど、中学校では生徒会活動の取組の一つとして実施される朝のラジオ体操や昼休みの運動、レクリエーションなど、学校の実態に応じて行われております。取組の成果については、教育委員会では全ての子供たちに運動の機会を提供するとともに、子供たちの基礎体力の向上や運動の習慣化、運動意欲の向上につながっていると考えております。

次に、小項目3、部活動の地域展開を生かした多様な取組等についてお答えします。まず、学校と地域の連携についてですが、本市では中学校の

部活動改革を推進するため、令和6年11月に学識経験者、校長会の代表、保護者の代表などで構成される名寄市部活動改革推進協議会を設置し、部活動の地域展開に向けた協議を行っております。また、協議会の設置要綱では、必要に応じて部会を置くことができると規定しており、今年度から運動部会と文化芸術部会を協議会に置き、部会を中心に協議を行っているところです。例えば運動部会では、各競技により地域展開に向けた課題などが異なることから、部活動の顧問や地域の競技団体の代表、地域クラブの指導者などで構成される競技ごとの分会において本年9月からの土日祝日における運動部活動の地域展開の実施に向けて課題を整理し、その解決のための協議などを行っているところです。

次に、地域展開後の生徒の取組や活動についてですが、本年9月から休日は部活動を行わないため、生徒自身が休日に平日と同じ競技を行ったり、平日と異なる競技を行ったり、学習塾に通ったり、また活動しないなど、様々な選択肢の中から休日の過ごし方を決めて主体的に活動することになります。

次に、小項目4、行政とNスポーツコミッションなよりの役割についてお答えします。体力、運動能力の向上に向けた行政の役割については、教育委員会は学校教育において体育科の授業を中心に教育活動全体を通じて運動に親しむとともに、健康の保持増進と体力、運動能力などの向上が図られるよう全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析することにより子供の体力、運動能力の向上に係る取組の成果と課題を検証し、学校と連携しながら教育活動の改善を図ります。また、体育専科教員の配置に努め、質の高い体育指導を提供するほか、専科教員による公開授業や指導主事による学校訪問等を通じて教員の指導力の向上を図ります。総合政策部スポーツ・合宿推進課の役割といたしましては、スポーツ推進計画の策定を通じて振興の指針を示し、その進捗管理を行う

ことにあります。また、市内スポーツ施設の設置者として指定管理業務の適切な管理運営の監督を行い、子供たちが安全、安心して活動できる基盤を整えてまいります。一方、Nスポーツコミッションなよろの役割は、スポーツ振興のプロパー組織として専門性を生かした児童生徒の指導体制を構築することとプログラムを展開することにあります。具体的には、北海道ジュニアスポーツエコシステム形成事業を通じて小学から高校にかけて地域内で一貫した指導体制を確立するとともに、Nスポキッズ事業や幼稚園、保育所トレーナー派遣事業等の展開により幼児期や低学年期からの基礎能力の底上げを担ってまいります。今後は、行政が施策の方向性を示し、Nスポーツコミッションなよろが専門的な実効性を発揮するという役割分担の下、子供たちが意欲的にスポーツに取り組める環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ丁寧に御答弁をいただきましたので、再質問させていただきますと思います。

まず、大項目1の部分でありますけれども、小項目1に関わりまして公民館活動や公民館での学び、それぞれ具体的な参加者数等お示しいただきました。この学びを通して人と人につながり合う場面が創出されているということでの御答弁がありました。それぞれのピヤシリ大学、瑞生大学、友朋大学もそうでありますし、講座もそうであると思いますが、この活動事例、そのほかに組織化されている活動取組があるのかないのかお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時22分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 最近ではないのですが、先日もEN-RAYホールのほうでオーケストラの少年少女の関係で演奏会行われていましたが、あの団体はもともと公民館の講座の中でスタートして、そこからああいう団体に羽ばたいていったということは承知しておりますが、最近こういった事業を通じて新しいサークルができた、組織化されたというのは今の段階では私のほうでは承知しておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 大きな取組の成果としての名寄市の少年少女オーケストラ、子供たちの活動、それから活躍されている場面についても広く市民に伝えていただいている成果であるというふうに思っています。そういう大きな取組に結びつくものもあれば、そんなに大きな取組ではないけれども、やはり地域の方が集まってサークル的な活動をされているということも公民館活動の中から生まれているのではないかなというふうに思っています。特にそれぞれの地域で行っていただいておりますピヤシリ大学、瑞生大学、友朋大学については、それぞれ時代によって少し姿は変えてきていると思いますけれども、やはり決まった時間に地域の人が集まってくる、集まってくる場所がある、人と人が必ずそこで顔を合わせて言葉を交わすということにつながりづくりに果たしている役割というのは本当に大きいなと思っています。その学びについては、個人の生きがいがいだけではなくて、お一人で暮らされている方もいらっしゃることを思えば孤立の防止ですとか、地域課題の共有ですとか、世代間の交流、そして地域への愛着ということについて多くの望ましいことに結びついているというふうに思っています。ですから、公民館という活動については、この地域長く取り組んでいただいていることについて大変重要な取組をしていただいているというふうに思っているということを最初に申し上げさせていた

だきたいと思います。

そこで、小項目2のほうの風連公民館の事務所移動についてになるのですけれども、先ほど伊藤部長から丁寧な御答弁はいただいたのですけれども、地域としてはこの案件が出されたときに少し驚いたのが正直なところでありました。先ほどの御答弁の中でふうれん地域交流センター玄関にかけられている名寄市風連公民館、とっても立派な看板を掛けていただいております。この看板は、移すことはないというふうに御発言いただいたと思っておりますが、もう一度確認させていただきたいと思っております。間違いありません。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 先ほど答弁させていただいたとおり、公民館の場所については変更はございません。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 公民館の場所は移らない、交流センターが公民館であるということは今までと同様であるということですが、その担当職員、今まで常駐してくださっていた方が風連庁舎に移られるということでありまして。確かにあそこで勤務していただいた方は学校開放ですとか、風連地区のスポーツ施設等の管理ですとか利用調整等も行っていただいておりますので、この4月から風連地区のスポーツ施設はNスポーツコミッションなよろのほうで指定管理ということで決まっておりますので、業務は減るのだと思いますが、やはり公民館に関わる場所の役割というのは大変大きいと思っております。改めてこの判断に至った経緯についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 多少繰り返しの答弁になりますけれども、業務の減少が大きいということで、その分の人が当然必要でなくなりますので、その部分を削減をするということなのですけれども、今年度から名寄と風連の社会教育の事

業については基本的に文化センターの社会教育課のほうで企画運営をするというような体制を取っております。そこから例えばアウトリーチのような形で風連公民館にお手伝いに行ったりだとか、その逆の場合もあるのですけれども、今ちょうど社会教育課のほうでは効率的な業務を進めているということもありますので、そういったことも踏まえながら今回の人員削減を踏まえた中で業務体制の見直しを図ろうというところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 名寄市の公民館条例が制定されていまして、その第5条には「公民館に館長、主事その他必要な職員を置くことができる」というふうに明記されています。先ほどの伊藤部長の御答弁によりますと、これは名寄市の公民館条例第5条に当てはめて考えると、名寄の公民館、智恵文の公民館、風連の公民館、公民館長はお一人だけという考え方になりますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） それぞれ公民館長がおります。しかしながら、名寄と風連については、先ほどもお話ししたとおり効率的に、効果的に業務を進めようということで名寄と風連の公民館長は同じ人物でございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） その効率的にということをもう少し御説明いただきたいと思うのですが、併せて名寄市の公民館組織規則第2条では「公民館に次の係を置く」とされて「庶務係、業務係、庶務業務係」という表記があります。第3条では、公民館に置くことができる職員の職及び職務についてというところでの記載もあります。名寄と風連を業務効率化を含めて併せてということについて、さほど業務が少ないというわけではなく、風連の公民館、そしてサークル的な活動も含めて結構な利用頻度があるのではないかと

うふうに捉えているのですけれども、ここをやはり一つに考えられるということについて再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） すみません。もう少し分かりやすくお話しすればよかったと思っておりますが、効率的に業務を行うということで、例えばなのですけれども、それぞれの公民館で書き初めとか書道の関係の講座ですとか子供たちと一緒に事業をやったりしているのですけれども、それを一つ一つの公民館でどのようにやるかとかということを考えているのですけれども、そういったものはやることというのは共通しておりますので、それぞれの部署でやらなくても1つの部署で企画を考えて、実際にやるのはそれぞれの活動の場所でやるというようなところで今年度から効率的に事業を行っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 共通している内容の事業については、企画の段階では全体として企画をして、そして実際に活動の場面についてはそれぞれの地域の公民館で行うということの御説明だったと思います。その企画の段階について、1か所で企画をしていただくということで、それはある意味効率化ということになるのだと思いますが、そのときに地域の実情等吸い上げる必要というのは当然あると思いますし、そこに日頃から市民と活動を共にされている担当者が入ることの重要性というのは感じているところですが、その点いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 活動する場所は、現在のふうれん地域交流センターなのですけれども、実際に例えば瑞生大学ですとかの相談の場所は風連庁舎1階に変わるところで、その部分が変わるということで、引き続き風連庁舎に担当の職員がおりますので、その場所で相談に来ら

れた方には丁寧に相談業務を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 分かりました。風連庁舎のほうでは、今までと変わらず相談業務も含めて担当者が対応してくださるということで4月からも進んでいただけるということを確認させていただきました。

それを確認させていただいた上で、しつこいのですけれども、利用される方、地域が高齢化してきていますので、交流センターから風連庁舎までの距離については、例えばコンパクトシティっていいですか、風連、再開発のところで駅前辺りにいろんな施設を集中しました。病院もあります。買物のできる食料品店もありますということを考えると、何かのついでに寄って相談をして例えば申請書を上げて帰るとか、そういうような動きをしてこられた市民にとってはそこから改めて風連庁舎までの距離というのが、若い人間であれば大した距離ではないのだと思うのですが、改めて特に冬は歩いてあそこまで行くということについてのちょっと残念な思いっていいですか、ちょっと不便になるわねという、その声がどうしても伝わってきてしまうのであります。この点について何か対策になるようなことはないでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 申請の関係なのですけれども、実際に今の場所で申請を受けているというものの多くがスポーツ施設の利用であったり、学校開放の利用だったりというところでありますので、公民館の事業に対する申請についてはボリュームでいくと少ないのかなというふうに思っております。ただ、しかしながら当然そういった不安というか、不便を感じることもあるかもしれませんので、そういったときは風連庁舎内、繰り返しですけれども、職員がおりますし、電話もありますので、電話をいただいて例えば交流センターに向かうということも、まだ事業というか、実際

に新年度からのことでありますので、そういったお声があれば、それに丁寧に対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解ください。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 丁寧な対応いただけるというところで安心しております。その旨、風連地区の市民だけではなくて、あそこほかの名寄地区の方も使われていますので、広くその状況をお伝えいただけるということが大事なというふうに思っているのですけれども、もう一つは例えば瑞生大学が開かれる日ですとか、それだけではなくて、ちょっと質は変わるかもしれませんが、文化協会が秋と春にそれぞれ大きな事業、文化祭ですとか、今週末にも春の文協まつりがあります。その準備も含めて、そういうときには職員の方が今までの事務所っていいですか、その場所に、その日はそこにいて協力をさせていただきますというような言葉もちょっと聞かせてはいただいているのですけれども、その点周知の方法と具体的な動きについて確認させていただきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 周知についてなのですが、広報の2月号と、あと風連地区のお知らせであります「風」2月号で今回の移転については周知をしているということと、あと昨年の秋からふうれん地域交流センターの、あそこは指定管理者制度を導入しておりますので、指定管理者である風連商工会のほうに今回のことについて御説明をしております。また、風連文化協会の役員会にも担当職員が出向いて説明をしているというところなんです。今後は、ホームページや館内に貼り紙をすることで移転について周知をして新年度からスムーズに活動が行えるようにしたいというふうに考えております。

瑞生大学の事業であったり、文化協会が行います文化祭についてなのですけれども、活動場所については先ほども変わらないということでお話しさせていただきましたので、その活動の際には私

どもの職員が風連庁舎のほうから交流センターのほうに移動をして、現在使用している事務室も全て中のもの撤去するというわけではなくて、机などの備品も置いておきますので、皆さん方が事業を行うときのサポートなどは当面させてもらおうかなというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今の御答弁でより具体的なところが見えてきたというふうに思いますので、地域の皆様にもその状況をお伝えしてできるだけ不安がないように、また今までどおり、そして今まで以上に地域の方がつながっていかれるような活動を進めていただけるようにお伝えをしていきたいというふうに思っています。やはり人と人がつながることについて、手弁当でいろんなことをやり上げて、そしてもちろん自分も楽しむけれども、地域の活性化っていいですか、元気づくりをやっていきたいという方が多い地域だと思っておりますので、それがこの移転ということで、移動ということではぼまれないようにしたいという思いは強く持っておりますので、今回一般質問をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思えます。

そして、小項目3なのですけれども、社会教育推進のための人材育成についてということですが、現在名寄市に社教主事の資格をお持ちの方が8名いてくださる、なおかつ1名の方は具体的に教育部にいてくださるということですが、7名の方の能力とか資質というのをとても生かしていただきたいという期待を大きくしているところではありますが、議員が口を出すべきではない人事の部分というのはあると思うのですけれども、せっかく社教主事をお持ちの方が今社会教育に全く関わっていらっしゃらないのか、この部分ではこんな関わりを持っていますというようなことがあるのではないかと思っておりますので、ぜひその人材を生かすということについて御答弁いただけたらと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 議員のほうからは、社会教育主事の資格を持つ職員が様々な、人事異動がございまして、各部署のほうでそれぞれそういう資格を持っていただきましたので、今も活躍されているかなというふうに思っています。例えば今防災にいる担当している者も社会教育主事を持っていて、そちらのほうで地域の中で、昨日も御質問いただきましたけれども、防災担当としていろいろな講習会に参加したり、いろいろとお話をさせていただく機会を持たせていただいているところで今までの経験なども生かさせていただいているのかなというふうに思っています。社会教育主事は、教育委員会のほうで発令することになるのですけれども、社会教育主事を持っている職員については社会教育士ということで活躍できる制度も今ありますので、たくさんこういった社会教育主事を持っている方がそれぞれ役所の中で活躍していただけることは十分あり得ると思っておりますので、今後とも人事の中でいろんな配置が考えられるかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今木村総務部長から御答弁いただきましたように、教育部だけに限らずその資質を持ちながらそれぞれの部署で活躍していただいているということは本当にありがたいことだと思っております。今後ともそのように取組を進めていただきたいなと思っておりますし、北海道の社会教育主事会っていいですか、そういうところとつながっていただいているような人脈を広げていただくということも名寄市に新たな風を吹き込んでいただけるようなチャンスを捉えていただけるのかなと思っておりますので、これはお願いでありますけれども、オンライン等の講習もありますので、積極的な参加をお勧めいただきたいと思います。社会教育についていろいろお話をさせていただきましたけれども、やはり地域

社会の再生ですとか、住民同士の絆を深めるということについては本当に大きな役割を果たしていただいていると思いますので、日頃の岸教育長のいろいろな場面での御挨拶の中にもそれは強く感じさせていただいておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、大項目2のほうに移らせていただきます。小項目1の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について丁寧に細かく御説明をいただきました。私が毎年この御報告をいただくときに気になっているのが、令和7年度の報告についてもそうであったので、この質問を入れさせていただいたのですが、往々にして小学校5年生は全道平均以上、全国平均以上、ところが中学2年生の測定値がちょっと下がってくるという、この結果であります。これについてももう一度どのようにお考えなのか伺わせていただきたいと思ひます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 中学校について過去からも含めて調べてみました。中学校の男子なのですけれども、実技調査で体力の合計点は4年連続で全国、2年連続で全道を下回っているという状況です。そこで、総合評価といまして、8種目やるのですけれども、その全てを実施した場合の合計点が総合評価なのですが、総合評価には5段階ありまして、AからEまであるのですけれども、名寄市においては中間層のCの割合が全道、全国に比べてかなり多いということで、上位層を含めたA、B、Cの割合はほぼ全国、全道と変わらないのですけれども、男子においてはどうしてもその中間層の割合が50%ぐらい占めているのです、5段階のうち。そういったところでA、Bが少なくCが多いというようなことでちょっと全国を下回っているというような状況でございます。質問調査については、運動量と体育の授業が楽しいというような回答については2年連続で全国、全道を上回っているという状況が分かったところです。

中学校の女子についてなのですが、実技調査では体力合計点については2年連続で全国を下回っております。令和6年度と令和7年度は、北海道と同程度の得点というふうになっておりますので、北海道も同様に全国を下回っているというようなことで、北海道と名寄市とほぼ同じ傾向にあるということでございます。質問調査なのですが、1週間の総運動量が420分以上、これについては全国、全道を上回のですが、ゼロ分、全くしないという女子は全国、全道を下回って全体の20%が運動しないという回答です。また、部活動や地域クラブの加入率なのですが、運動部活動が53%、文化部活動が40%というふうに本市はなっているのですが、文化部活動への加入率が全国、全道を大きく上回っているということから、この傾向から考えると中学校の女子については運動時間がやる子と全くやらない子の二極化が進んでいるということと、これはどうしても子供たちが主体的に選択することなので、文化部活動を選んでいるということは放課後の活動であったり、土日の活動であったり、運動する機会は減ってくるのかなということから、全国を下回っているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ありがとうございます。細かく結果を御報告いただきました。その中で私が一番気になっていることを伊藤部長、言葉にいただきました。やっている子とやらない子の差が大きくなっているということであり、それぞれ運動部活動に入っている子と文化芸術的な部活動に入っている子、それは別にその子が選ぶことでありますので、悪いことでは全くありません。ただ、北海道というこの土地柄からいって比較的歩くということが子供たち少なくないのかなというふうに思っておりまして、学校の体育科の授業については楽しいと感じてくれている、しかも体育科専科も置いていただ

いる、それぞれ体育科の授業改善に当たるものもきちっと研修としてやっていただいている、なおかつ日々の取組についてもICT等活用して取組をしていただいている、体育科の授業については本当によくやっていただいていると思っております。しかし、教育課程に示されている時間以上に体育科の授業として取り組むわけにはいきませんので、そこで小項目2のところ各学校の1校1実践ということも取り上げさせていただいたのですが、歩くということも含めて子供たちが日常的に運動するという習慣化されたものを名寄市としてつくっていく、その方策をどこに見いだしていくのかというのがこの中学生になって全国平均を下回るという実態を改善していく上で大変重要なところかなというふうに思っております。その点に関して、先ほど加入率等についてもお話ししていただきましたけれども、やらないという子供たちにやりましょうというのは大変難しいのですが、運動の習慣化というところから考えたときに教育委員会として子供たちに投げかけていただきます内容についてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 運動の習慣化ということで先ほどの1校1実践に関わって答弁させていただきましたけれども、1校1実践というのは、山崎議員御存じだと思いますが、各学校が児童生徒の基礎体力の向上、これを目指してそれぞれ学校の実態に応じた独自の取組を計画的、継続的に行っているということでございますので、歩くことというのは当然基礎体力の向上にはつながると思うのですが、それぞれ実態に応じて朝やったり、昼、中休みに行ったりとかというのはそれぞれこういう調査の結果に基づいて学校のほうで工夫しているということでございます。学校のほうにちょっと聞いてみたのですが、先ほど壇上での答弁で申し上げたもの以外に1輪車でありますとか、例えば複数の動きを同時に行うコーデ

イネーション運動や、あとシニッキとか、そういったそれぞれ学校でそれぞれ子供たちの実態に応じた1校1実践の取組をすることで、歩くことも当然そうなのですが、運動に親しみ、体を動かすことへの抵抗感をなくす取組を実際に行っているということでございますので、そういった取組で改善すべきところがあれば教育委員会としては当然指導、助言をしていかなければならないのですけれども、先ほどの調査の結果を調べたときにこの調査の結果で中学校の男子と女子でできない項目というのが大体決まっているのです。5年連続で全国を下回っているとか、そういう項目既に分かっておりますので、今の歩くこととはちょっと別なのですけれども、そういうところについては改善できるようなところもあるのかなというふうに思っておりますので、そういったところも捉えながら学校のほうに指導、助言をしまいたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 学校の取組も長く見させていただいておりますので、決してやっていただいていないと思っているわけではありませんし、よく子供たちの興味、関心、それから楽しみも創出しながらやっていただいているなというふうに思っています。ただ、そこからさらにというところで結果につながるようなところを求めたいというところが今回の質問でありますので、先ほど伊藤部長から御答弁いただきました決まったところに落ちがあるっていいですか、不得意なものがある、そうなのです。名寄の子供たち、そういう状況にあるのですということが分かっているのであれば、このたび部活動の地域展開を生かしたというところで土日の活動なんかが地域の中でできるようになりました。本来的にはこの部活動の地域展開は競技ごとに、例えばバレーボール、テニス、その部活動の土日の活動を地域の中でということで今年の9月から始まるのですけれども、

その部分も含めながら多種目に挑戦できるような、例えば1つの競技ではなくて、多種目少年団というのが昔あったこともあるのですが、マルチスポーツクラブですとか、名前は子供たちが実際活動しやすいように考えてくれたらいいなと思うのですが、体力づくりだけではなく楽しみながら体を動かして運動の習慣化を目指すような、そういう部活動の地域展開を目指していくような取組を期待するところでありますが、この点について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 運動部活動の地域展開の進め方の考え方なのですけれども、現在学校で行われている運動部を地域で行えるようにまずはするところで考えております。そういったときに今御質問がありました多種目をやるという部分については、実際に学校の運動の部活動にはありませんので、今の地域展開の部分では考えてはおりません。将来的にももしかしたら地域の中でそういったものができるという動きがあったときに、子供たちがそういったところに参加できる可能性はあるとは思うのですけれども、現状私どもが進めている運動部における地域展開についての考え方は現在ある部を地域でできるようにするというところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 現在の状況について確認させていただきました、ありがとうございます。将来的なことになるかもしれませんが、先ほど言った目的を達成するために地域の中にあるスポーツクラブを自分たちが整えることによって学校の部活動として、どの学校かということも検討はしていかなければいけないのですけれども、部活動の地域展開というところで地域のスポーツクラブ発信で部活動へ認めていただくという、そういう逆のパターンについての見解について伺いたいと思います。例えばです。名寄市にカーリン

グがあります。冬季スポーツの拠点化もいろいろこの間取り進めていただいております、立派な道立のカーリング場もあります。ジュニアの活躍も今回も北海道大会で2位になって全国大会にというような話も聞いております。そういう地域の中にあるクラブを逆に部活として認めていくというような、そういう考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 現在国の方針も道の方針も市の方針もそうなのですが、部活動は平日も休日もしないで地域でやるというような考え、方向で進めておりますので、逆のパターンというのは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 現在の考え方について伺わせていただきました。ただ、地域の中には今私が申し述べさせていただきましたような希望があるということについてはこの場でお伝えをしておきたいと思っておりますし、名寄市にとってそれは決してマイナスの方向に行くのではなく、名寄市のスポーツによるまちづくりに貢献できるものを秘めているというふうに思っておりますので、これは勝手な私の考え方でありませけれども、ぜひそういう名寄市にある固有の財産を生かした部活動の展開という形の中に組み込んでいただけるようなこともお考えいただきたいと思っております。これは、要望として申し述べさせていただきます。

小項目4のほうに移らせていただきます。それぞれ行政とNスポーツコミッションなよろとの役割について伺わせていただきました。これについても特に行政、教育委員会からは、スポーツに関わるところが総合政策部のスポーツ・合宿推進課のほうに移っておりますので、それについてはスポーツ・合宿推進課とNスポーツコミッションなよろとの役割分担と、それでも連携というところが必要になって進んでいくのだというふうに思っ

ていますけれども、特に先ほど部長からも言葉に上げていただきました北海道ジュニアスポーツエコシステム形成事業については本当にいい取組をしていただいていると思っております。ただし、これは、今現在競技団体に所属しているジュニアでないところに参加することができません。これについて、さらにそのとき希望する全てのジュニア世代の人たちがこれに近いような取組に参加できるような状況があるといいなというふうに思っています。先ほど話していただきましたNスポキッズなんかは、それに当たるのかもしれませんが、今後それに対して進んでいかれるということで総合政策部のスポーツ・合宿推進課としてのお考え、Nスポーツコミッションなよろとの連携についてのお考えについて、石橋部長になりますでしょうか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時00分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 大変失礼いたしました。いわゆるソフト的な事業展開についての我々計画等を策定する部署と実行部隊というのでしょうか、そういったNスポーツコミッションなよろとの関わりなのですけれども、今本当にお言葉いただいたように今までになかったような取組を実践しながら子供たちのスポーツ環境を整えているところなのですけれども、当然この先もお互いが情報交換、意見交換しながら必要とされている事業については今後も展開していきたいというふうに考えておりますし、特別何か形をつくって連携会議と、そんなことではなくて、今行っているとおり平日頃意見交換、情報交換しながら進めさせていただいておりますので、今後必要と判断した事業については形として示していきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） Nスポーツコミッションなよろも7月から2年目に入っていきますので、今お示しいただきました役割とともに実行される所、専門職員も配置されてきておりますので、成果につながっていくというのは、それはもう当たり前の話だと思って期待しておりますけれども、北海道のほうからもかなり各地区から大きく期待をされているところもありますので、いい絵が描けるように今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ジェンダー平等に関わって外2件を、川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） 通告順に従ひまして、大項目3点にわたって質問をさせていただきます。

まず、1つ目、ジェンダー平等に関わって伺ひます。3.8国際女性デーは、1975年3月8日、女性の権利、政治、経済分野への参加を推進していくために国連によって制定され、51年目を迎えるところでございます。日本にも定着してきたかには見えますが、昨年のジェンダーギャップ指数は148か国中118位と横ばひが続ひています。ジェンダーの平等は、性別にかかわらず全ての人が個人として尊重され、平等な機会を、能力発揮の場を持つ社会を目指すことが重要で、ジェンダー平等に関わって次の2点について伺ひます。

小項目1、女性農業従事者の国際年について伺ひます。2026年は、国連が定めた女性農業従

事者の国際年です。世界の食料生産を支える女性の役割に光を当て、ジェンダー格差の解消、農地や資金へのアクセス向上、女性農業者の生計向上を目指す意識高揚と具体的な行動を促進する1年となります。女性は、今農業や食料システムの中で大きな貢献をしているにもかかわらず、様々な格差の障壁などに直面し、本来の力が発揮できていません。どの国でも女性は、介護や家事、育児などの無償労働でも多大な負担を背負っています。特に日本はこの数値が高く、男性を1とすると女性は4.95、つまり約5倍もの無償労働を担っています。家族農業の場合は、無償労働や細かい農作業の負担が女性たちに大きく影響するのは想像に難しくないのではないのでしょうか。ジェンダー平等の視点から、名寄市の女性農業従事者の状況と対策を伺ひます。

小項目2、DVなどの暴力から守る対策を。ジェンダー平等で暴力のない社会になることを願うものです。DV、性被害、ストーカー、パワハラ、セクハラなど、絶えることがありません。DVやハラスメントなどの暴力から一時避難ができる場所が必要です。公営住宅の目的外使用、活用や、また相談員の配置が必要であります。お考えをお聞かせください。

2つ目、市内の移動手段に関わって伺ひます。市内循環バスが運行停止となりました。停止時期が自転車など使えなくなる時期と重なり、買物や通院などの移動に不便さを実感されている市民が少なくありません。そこで伺ひます。

小項目1、市内で利用できる移動手段について伺ひます。ピヤシリ線や徳田線、のるーとなど、それぞれの運行体系、利用方法が異なります。なかなか市民には理解、周知されていないところがあります。周知の徹底が必要と考えますが、お考えをお聞かせください。

小項目2、今後の市民の移動手段について伺ひます。今後ののるーとの活用も含めて市民の移動手段の将来像をどのようにお考えかお聞かせをい

ただきたいと思います。

3つ目、名寄市立大学の法人化に関わって伺います。法人設立申請に向けての準備が進められています。文科省等への申請書などの作成、評価委員会設置条例、定款案など、大変な作業と思われませんが、市民にはなかなか分かりづらいものがあります。異なる大学に変わってしまうのかなのような、こんな受け止めもあります。この間法人化は、地域の人々から親しまれ、受験生から選ばれる大学として維持、発展していくための取組だと説明がされていました。

そこで、小項目1、市民に分かりやすい説明をお願いします。地域の人々から親しまれ、受験生から選ばれる大学として維持、発展していくための取組としての法人化について分かりやすい説明をお願いします。

以上、この場からの質問といたします。よろしくをお願いします。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 川村議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1、小項目1は私から、大項目1、小項目2はこども・高齢者支援室長から、大項目2は総合政策室長から、大項目3は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、ジェンダー平等に関わって、小項目1、女性農業従事者の国際年について申し上げます。国際女性農業従事者年は、古い価値観や環境のハードルを取り除き、より女性が主体的に活動しやすい土台をつくっていくための取組であると承知しております。本市では、女性農業者の働き方などに関する調査は行っていないため詳細な実態は把握していませんが、農業におけるジェンダー平等に資する主な取組といたしまして家族経営協定の推進や免許取得や研修活動に対する支援を行っております。家族経営協定については、農業の経営形態で多数を占める家族経営において経営方針や役割分担、働きやすい環境づくり

などについて家族の話し合いにより取り決めるもので、協定締結戸数は離農などにより全体として減少傾向にあります。令和6年度末で96戸となっております。これまで農業委員会だよりなどを通じた周知により、家族経営協定制度の理解の促進に取り組んでおり、今後も啓発の取組を進めてまいります。免許取得や研修活動に対する支援については、農業に関する知識や技術習得などにより、女性の主体的な経営参画やグループ活動の活性化などを図ることで農業、農村における女性農業者の活躍を促進しようとするものです。利用実績につきましては、令和6年度は免許支援2件、研修支援1件、本年度におきましては免許支援2件の見込みとなっております。今後におきましても制度周知を含めた取組を進め、女性農業者が持つ力を発揮できる環境づくりを進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 倉澤こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（倉澤富美子君） 私からは、小項目2、DVなどの暴力から守る対策をについてお答えいたします。

市では、毎年11月に女性に対する暴力をなくす運動の一環としてパープルリボン運動に取り組むなど、DV、性暴力被害防止の啓発に努めております。また、DV被害等に対する相談先につきましては、市のホームページに掲載するとともに、相談窓口では母子・父子自立支援員1名を配置し、対応しているところです。公営住宅をDV被害やハラスメントなどの暴力からの一時避難の場所としての御意見ですが、DV防止法第6条により配偶者からの暴力を受けている者を発見した際は警察等への通報の努力義務が定められており、市で受け付けるDV被害者等からの御相談につきましても北海道立女性相談支援センターや警察等の関係機関との連携を図っており、緊急的避難が必要な事案につきましてはDV被害者等が安全に滞在できる避難所を確保できるものと考えているところ

です。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 私からは、大項目2、市内の移動手段に関わって、小項目1、市内で利用できる移動手段について申し上げます。

コミュニティバスの廃止に伴い、現在市内の代替交通としてはA I オンデマンドバスののーと名寄をはじめ、市内回り徳田線、さらにはピヤシリ線や風連線などが運行されております。のーと名寄については、令和5年11月の運行開始から3年目を迎え、認知度とともに年々利用者が増加している状況であります。現在さらなる利便性向上を目的に、運行日時の拡大や乗降場所の新設、移設、さらにはY o r o c a利用でお得に乗車できる利用促進を図るなどの実証運行を実施しているところでございます。議員御指摘のとおり、のーと名寄に関しては利用者や登録者数が増えたとはいえ、タクシーや既存の路線バスとの運行体系の違い、予約や乗車方法など、まだまだ周知不足であることは認識しております。これまでも利用説明会や出前講座、市ホームページやL I N E等での周知を図ってまいりましたが、市民の皆様に着する、乗り慣れていただくには一定の時間が必要と考えております。特に自動車免許を有していない高齢者や大学生をターゲットにした周知が重要であると考えており、スマートフォンの操作に不慣れな高齢者層に向けては町内会長や民生委員の皆様などが集まる会議の場などを活用し、大学生に対しては入学時等のガイダンスや学内掲示板を通じて通学や通院、買物におけるのーとの利便性やキャンペーン情報を発信してまいりたいと考えております。今後も市民の皆様の日常生活に欠かせない移動手段を確保するため、運行事業者や地域住民の皆様と密に連携し、誰もが安心して外出できる環境づくりに努めてまいります。

次に、小項目2、今後の市民の移動手段について申し上げます。現在交通事業者のドライバー不

足をはじめ、人口減少や物価高騰の影響により全国的に公共交通の維持が困難な局面を迎えております。本市においてもバス利用者は減少傾向にある一方、市からバス事業者への補助額は増加傾向にあり、将来にわたる財源の確保や事業の持続可能性という面で大きな課題が生じております。しかしながら、市民の移動の足の確保については、特に自家用車を持たない高齢者や学生の皆様が通院や買物、通学、アルバイト等の移動において不自由を感じることはない環境を維持、構築していくことが本市の責務であると考えております。のーと名寄については、登録者数は年々増加し、市民の皆様の新たな移動手段として定着しつつあります。利用実績を見ると、雪のない時期には自転車等の利用により一時的な減少が見られるものの、各月前年比では着実に増加しております。のーと名寄は、タクシーの機動力と路線バスの効率性を兼ね備えた乗り物であると認識しております。現在2名以上の乗車を示す乗合率は10%台にとどまっており、既存の輸送能力をさらに有効活用できる余地がある状態でございます。今後は、既存の路線バスやタクシーとの役割分担をより明確にしつつ、まだ利用したことのない方々にもその利便性を実感していただけるよう利用方法の丁寧な説明や周知活動に一層注力してまいります。今後の将来像としましては、現在の定時定路線という従来の枠組みにとらわれることなく利用者数や市民の移動ニーズを精査した上での地域公共交通の最適化が必要であり、A I オンデマンド交通の拡充や路線のデマンド化、さらには地域の実情に即したライドシェアの可能性なども含め幅広く研究を進め、持続可能な交通ネットワークを再構築してまいります。地域公共交通を取り巻く環境は、人口減少や自家用車の普及により厳しい状況にありますが、今後も市民の皆様にとって真に利用しやすく、将来にわたって安心して利用していただける公共交通を確実に提供できるよう取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項目3、名寄市立大学の法人化に関わって、小項目1、市民に分かりやすい説明をについて申し上げます。

公立大学は、1990年代より2.5倍に増加するなど地域における存在価値を高めてきておりましたが、今後の18歳人口は減少傾向で推移し、大学進学者数も減少が見込まれており、大学間競争が激化することが想定されております。また、受験生の動向も年々変化しており、これらに対応すべく他大学の状況を見ますと、多種多様な戦略を検討し、様々な取組を行うなど臨機応変かつスピード感を持った大学運営を行っています。名寄市立大学においても平成18年開学以来、多くの志願者を集めるとともに、着実に卒業生を輩出し、安定した大学運営をこれまで行ってきていますが、過去5年間の受験倍率は全ての学科において減少傾向にあり、残念ながら今年度は社会保育学科の入学定員の充足ができませんでした。このような状況下で名寄市立大学が市民にとって価値あるものであり、学生から選ばれる大学として維持、発展していくために必要な取組や組織形態、改革等について名寄市立大学在り方検討委員会で議論をいただくとともに、市議会においても名寄市立大学の経営に関する調査特別委員会を設置し、望ましい経営形態や大学のこれからの期待することなどについて御検討いただき、両委員会から公立大学法人化を望むとの報告をいただきました。直営方式ではなく、法人化によって大学の自主性が高まり、自立的な管理運営やスピード感を持った意思決定、必要なガバナンス改革を進めることが可能となります。また、積極的な情報発信による地域社会との連携を一層進めていくことが学生から選ばれる大学につながり、そして大学運営に外部者、地域人材などが関わることで透明性の向上はもちろん、さらなる地域課題の解決に向けた取

組、地域貢献が推進されることにつながり、そのことが名寄市、道北地域の維持、発展につながるものと考えております。引き続き令和9年4月の公立大学法人への移行に向けて、名寄市立大学法人移行推進委員会において法人の骨格となる定款や中期目標などについて有識者をはじめ委員の方々に検討、協議を行っていただくとともに、市議会においても適宜情報共有を図ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再質問と確認等させていただきたいというふうに思います。

まず最初に、ジェンダー平等について確認をさせていただきたいというふうに思っています。この時期私も3.8国際女性デーがあるということで、毎年のようにこのジェンダー問題取り上げさせていただいています。この国際女性デーというのは、20世紀の初めにアメリカの女性たちがパンと参政権を求めて立ち上がりました。ですから、この3.8国際女性デー、やっぱりジェンダー問題を取り上げさせていただきたいなという思いで取り上げさせていただいているところであります。

先ほど女性農業従事者の国際年について御答弁いただきました。名寄市としては、従事者の統計等特に取りされていないということでありましたけれども、2019年から2028年の間に、まだもう少しあるのですけれども、国連家族農業の10年というのがあるって、日本も含めて104か国が共同で提案をして、全会一致でこれ国連で決められたのですけれども、日本としてはこの10年のための行動計画策定していないのです。やっぱりきちっと、家族農業の10年ということですので、日本の農業は割と小規模で家族農業が多いからということのようだけれども、先ほども申し上げたように家族農業の中での女性の役割が非常に重くのしかかっているというようなこともあって、ぜひここは国としても行動計画を立てていた

だきたかったなというふうに思っているところではあるのですが、名寄市では家族経営協定が進んでいるというふうな先ほどの御紹介もありました。令和6年度で96戸の農家の方々が家族経営協定をされているということではありますが、私もちょっと調べさせていただきました。この家族経営協定の中で補助金を受け取るための条件ともなっているというふうなこともお話も聞いているのですが、それでちょっと調べさせていただいたのですが、農林水産省の経営局が家族経営協定締結農家について調べているのです。アンケートというか、調べているのですけれども、取決めの内容だとか、締結の理由だとか、締結の支援先などについても調べていて、昨年12月26日に農林水産省の経営局でこれをまとめたものを公表しています。ここでちょっと私の目を引いたのが家族経営協定の取決めの内容のところなのですけれども、一番多かったのが労働時間と休日のところでした。これは、令和6年度の調べなのですけれども、95.4%が労働時間、そして休日家族の中で決めているのです。それで、ちょっと気になるのが生活面の役割分担、家事、育児、介護、ここが46.8%とぐっと下がるのです。ここ8項目ある中で最低限になっているところら辺では、先ほどお話ししましたようにこの家事、育児、介護のあたりが女性に大きく負担になっているのではないかといったところをお話しさせていただいたのがいまだにこういうふうにして数字として出てくるというところでは非常に気になるところであります。

それで、もう一つ注目したのがこの締結をするに当たって支援していただいたところがどこか、支援先がどこかといったところも聞いています。それで、一番多かったのが市役所の職員になっています。70%でした。私は、例えば農協の指導員の方々だとか、農業委員だとか、そういったところが多いのかなというふうに思っていたのですが、農業委員では23.6%、JAの指導員では

16.4%とすごく少なく、市役所の職員さんから勧められたというのが、これ先ほどもお話ししたように補助金等のこともあって市の職員さんがいろいろお話をされていたのかなというふうには思うのですけれども、市の職員の方々とのお話をすることで家族協定に締結をし、そしてどういったところを改善していったらいいかという本当に身近な相談役となっているというところに私は注目をさせていただきました。ですから、今なかなか進まないという、実態もつかんでいないというふうなお話もされていたのですけれども、こういったところで家族協定の中でジェンダーの問題も含めて話をさせていただくことが必要かなというふうに思ってこの調査を見せていただいているのですけれども、この点について部長はどのように受け止められているかお聞かせいただいてもいいですか。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 全国的には、今川村議員のほうからあったとおりの状況かというふうに思いますが、本市におきましてはそれぞれ経営協定の締結に当たってはJAさんでいろいろと御相談されるケースもあれば、農業委員会で御相談されたりとか、市役所のほうで私どもの農務課の窓口の中で経営協定の内容について御相談される事例があまりないものですから、ちょっとほかとは違う傾向にあるのだなというふうに今捉えさせていただきました。それぞれ家族経営協定につきましても、基本的にはやはり家族間での話合いの中で取決めがなされていくものというふうに認識しておりますので、そこはそういった相談があれば、指導という言い方が適切かどうか分かりませんが、制度の概要ですとか、そういったものについてそれぞれお答えをさせていただくということは当然あるかと思うのですけれども、ベースはそういった制度の趣旨となっておりますから、まずは家庭の中でどういうふうな役割分担ですとか、それぞれの先ほどおっしゃられたような農作

業の部分ですとか、家事、育児の部分とか、それぞれ報酬の関係とか、いろいろと多岐にわたった協定の項目があるかと思しますので、そこはまずはそれぞれの農家の方の主体的な検討の中で取り決められていくものかなというふうには認識しておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） では、市の担当者の方とあまりお話がされていないということに受け止めていいでしょうか。相談はされていないというふうに今受け止めたのですけれども、農協、JAさんの指導員の方々のほうが多く話が進んでいるのではないかなというふうな今の御答弁だったのですけれども、市の担当の方々のこういった家族協定への締結に向けた支援というところではそれほどないというふうに受け止めていいのか、再度聞いていいですか。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 家族経営協定の周知につきましては、現在農業委員会さんのほうから農業委員会だよりの中で主に制度の概要ですとか、締結した場合の支援措置ということでしょうか、メリットということも周知をされているのが今農業委員会だよりを通じてというものが主な媒体かというふうに認識しているのですけれども、名寄市の場合は。なので、それを御覧になられている農業者の方が相談される先として農業委員会だったり、場合によっては資金の関わりもあったりもしますので、例えばJAさんだったりとか、そういうふうな相談先ということがあろうかと思しますし、決して市の農務課のほうで別に受け付けないとか、それを専ら拒むようなことも当然考えておりませんが、選ばれていないという意味では農業者の方から相談先として市の農務課の窓口が選択されていないということが、それがいいことなのかどうなのかというのはちょっと分かりませんが、いずれにしてもそれぞれの相談先の中で農業者の方が理解をされて家族経営協定

といったものに結びついているというふうなことだと思いますので、そこは適切に運用されていると思っていますし、行政のほうの相談に来られれば、当然ですけれども、そこは私どものほうでも相談なり、内容の説明にも努めたいというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ちょっと残念かなというふうに思いました。これ全国の都道府県で調査した結果です。全体でいえば、市の職員さんが窓口になることが多いということの表れかなというふうに私は受け止めさせていただきました。ですから、名寄市も同じような傾向なのかなというふうな思いで、身近な相談相手というところではそういう日常的に、職員さんにとっては大変なことだとは思うのですけれども、しかし農作業の問題も含めて、家族協定のことも含めていろんな相談される窓口が身近な市の窓口であるということは私は大きいかというふうに思って、いろんなところに御相談には行っているのですけれども、それが桁違いにこの調査では数に上がっているのですからちょっとというか、大分残念かなというふうに思いながら今のお話を聞かせていただきました。実態を調べていくという状況も含めて、先ほど農業計画の新しい計画のことも議論がされていきましたけれども、そういった部分も含めて市の担当課との接点を深めていくということは私は重要なかなというふうに思っています。このジェンダー問題も含めてやっぱり大事な部分かなというふうに思っていますし、今回はこの国際年ということで女性農業従事者の問題取り上げました。食料を生産する中で女性の役割というのも非常に大きくなっているというのは、もう疑う余地はないかなというふうに思っていますし、ここを大事にしていかないと、次の基幹産業を農業としている私たちのまちではやっぱり重要な部分かなというふうに捉えていますので、ぜひ視点をここに向けていただきたいなというふうに思いますが、いか

がでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 家族経営協定は、ジェンダー平等の取組の一つのバロメーターといましようか、そういったことにつながるものかなというふうには思っておりますので、今後とも制度の理解に努めていきたいなというふうに思っていますし、また先ほど議員のほうからありましたけれども、家族経営が中心の名寄市の農業形態ですから、これは男性も女性も貴重な農業の担い手というふうに、私どもは当然そういう位置づけで捉えておりますし、先ほど言った家事労働も含めた負担がやはり特に女性に集中するということが、昔はそういう傾向が強かったということもあったのかもしれませんが、最近のそれぞれの経営を見てまいりますと、今女性の方が必ずしも農業に従事されないというふうな家族経営の形があったりとか、また法人化といったものもまだ数としては決して多くはないのかもしれませんが、法人経営といったものも徐々に進展しておりますので、そういう意味では地域の中での農業の経営の在り方ですとかスタイルといったものが変わりつつあるのかなというふうに思っていますし、当然そういったことを通じてそれぞれ役割分担ですとかが明確化されていくというふうなことも進んでいるものというふうにも捉えておりますので、それぞれ様々な経営の在り方であったりとか、先ほど来あります農業、農村におけるジェンダー平等という観点での周知ですとか意識啓発といったものも引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ぜひお願いしたいというふうに思います。特別なことではないのですけれども、しかし長い間の慣習というのもあったりする中で女性と男性の役割が大きくかけ離れている、そしてその扱いも大きくなっているところら辺が私は非常に懸念しているところ

でありますので、よろしくお願ひしたいと思いません。

次に、DVなどの暴力から守る対策を求めたところでありませけれども、愛知県でDVや性被害やストーカー、パワハラ、セクハラ、そして学校のいじめなどに取り組んでいる女性弁護士なのですが、岡村弁護士がこんなふうにおっしゃっているのですが、DVやハラスメントなどが社会に正しく伝わっていないのではないかとこのふうにおっしゃっています。それは何かというと、ハラスメントというのは人間関係が大きいと、その人間関係の優越の関係がハラスメントを生み出しているということです。それで、大きいとか小さいとかではなくて、やっぱり小さくても大きくてもハラスメントはハラスメント、そしてそのほかにターゲットになっていない周囲の人も傷つくと、職場のハラスメントでは間接ハラスメントと呼ばれるそうです。家庭内で両親のDVを見せられた子供たちは、面前DVという虐待というふうなことも指摘されています。軽い暴力とどうしても家庭内での暴力ですから、見えない、見えづらい、そういったことがあります。身体的な部分だと見えてくるのかもしれませんが、精神的な暴力でいけばなかなか見えづらいと。そういう中では、暴力も軽い暴力と受け取られがちだといったことではやっぱり社会に正しく伝わっていないのではないかと、こういう御指摘は私は言えているというふうに思っています。このことは、何回も何回も繰り返し繰り返し言うていくことが必要なのだなというふうに思っています。3.8が国際女性デーだということも含めて、先ほど御答弁にあった11月の女性の暴力をなくそうというパープルリボンも、これも毎年毎年やっぱり繰り返し繰り返し言うていく、このことが必要なのだというふうに思っています。

私、今回提案をさせていただいた一時避難ができる場所が必要ではといったところでは、確かに緊急の避難先ということでは警察にすぐ通報とい

うことになるのかなというふうには思うのですが、しかし先ほども言ったような見えづらい暴力、ちょっとだけ避難したい、そこから逃れたいっていった人の一時避難はどういうふうになるのかなという私の中では危惧があります。そういう部分で今までいろいろ目的外使用で公営住宅のことも取り上げさせていただいたので、今回もそういったことで利用はできないかどうか、そういった部分で今回取り上げさせていただきました。この点について再度お考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今ほど様々なDVに関わる内容について議員からお話がありましたけれども、大事だと思っているのは議員のおっしゃるとおり見えない部分というのは、それは児童虐待でも高齢者虐待でも障がい者虐待でもそれぞれございます。それぞれ高齢者、障害者虐待防止法というのを備えておりまして、児童もありますけれども、特に高齢者と障がい者については通報義務というのがかなり高く課せられておりますので、一般住民の方でも気がついたときがあったら、守秘義務が当然守られますので、通報してくださいというような案内が市からも当然ですし、それぞれの機関から出されているところであるというふうに思っております。また、そのようなことというのは、子供の頃から啓発というのはとても大事だというふうに思っておりますし、そのような内容が様々な女性団体さんはじめ、民間の団体さんだとか、公的のところだけではなくて様々なところから行われているというふうに思っております。

先ほどの住宅のことですので、後ほどもしかしたら建設水道部長から補足していただくことになるかもしれませんが、まず配偶者暴力防止法の流れでいきますと、基本的には一時保護のことについてはこの法に基づきますと都道府県の責務というふうになってございます。北海道のほう

でそれを担当するというようになっていて、北海道のほうでは実は令和6年に北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画というのが5年計画で立てられておりまして、これを拝見しますと、実はシェルターが何か所か、先ほど名寄にはないのですけれども、道内に実は女性相談支援センターのほか民間シェルターが8か所、そのほか母子自立支援施設かな、のところを4か所道のほうで指定していて、そのシェルターに一時避難をするというようなことがあった場合、合計12か所の場所が道として指定をされているものというふうに私どもとしては承知しております。その際指定される場合には、厚生労働大臣の設備、運営基準というのがあるようでございまして、それに従っているという形が必要になってくるのかなというふうに思っています。

今回議員から御質問いただきまして、いろいろ全国の状況、報道によるものもありますので、全部が全部公式発表ばかりではないのですが、那覇市さんのほうでどうやら今年か去年か公営住宅を一部シェルターにできるようにということでごさされたようでございます。那覇市さん、県庁所在地で、政令指定都市ではないようなので、中核市なのですけれども、沖縄県、都道府県ですから、沖縄県のシェルターのひとつとして、公営住宅をシェルターとして、一般の民間シェルターさんというのはNPO法人とか民間団体がやられているところが多いので、そういうところに貸せるような立てつけをもしかしたらつくったのかなというふうに、確実ではございませんけれども、私ども担当としては見ているところでございます。今のところ北海道のほうから名寄市に向けてシェルターだとか、そういうのを配備するために協力を願いたいというような意向をお聞きしたことはございませんが、今後いろんな連携をする中でそういう御意見があった場合については建設水道部とも連携を取りながら協議してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ありがとうございます。こういったときには、ここに助けを求めたら助けてもらえるよといったことが私はすごく救いになるというふうに思っていて、このことをやっぱり繰り返し繰り返し皆さんにお知らせしていただきたいというふうに思います。確かにこの狭い名寄市ですから、あそこに行ったよだよというのはすぐ察知されるかもしれませんが、それでもここに助けを求めたら助けてもらえるのだといったことをもっともっと知らせていただきたいなというふうに、さっきも言ったようにしつこいぐらいに皆さんにお知らせしてもらいたいと思っています。その見えない、見えづらい暴力を受けた方々というのは、先ほどの紹介した弁護士さんのお話ですと、やっぱり本人も暴力を受けたという認識をするまでも時間がかかるというふうなお話もありましたので、そういったことが、いろいろ高校やら大学やらところでデートDVの話なんかもされてきていますけれども、もっともっと広く、この実態なり、こういうことなのだという事実を皆さんにお知らせし、そういった場合はこういった救いの場があると、逃げ場があるのだといったことを伝えていただきたいなというふうに思っています。

ちょっと余談になるのですが、1975年にアイスランドの女性たちが私たちがいない社会はどうなるのかということで女性の休日というのを設けて、日本でもやったらどうかということでいろんな女性団体が取り組むようで、3月6、7、8と日本版の女性の休日デーというのがあるそうです。先ほどの農業従事者のところも含めてなのですが、女性も男性も暴力のない、そして自分の自由な時間が持てる社会になっていくことがいいのだろうなというふうに思います。そのためには、皆さんにこういった状況などを知らせていくことが非常に必要だというふうに思っています。

実は、昨年3.8国際女性デーを知らせる新聞広告が地元紙に掲載されましたけれども、今年も掲載される予定があるのかだけ確認をさせていただいていいでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 議員から御質問あった去年やらせていただきました国際女性デー3.8の新聞広告ですけれども、今年も掲載をさせていただこうということで今準備を進めております。国際女性デーについては、毎年テーマが変わっているということもありまして、今年の2026のテーマとしては「権利、正義、行動。すべての女性と少女のために。」ということで、国連のほうで決定されたテーマありますので、その周知も含めまして地元紙に掲載の予定としております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ありがとうございます。

それでは、次に行きたいと思えます。市内の移動手段に関わってお伺いをしたいと思います。市内で利用できる移動手段というところら辺が今の一とこのことが一斉に宣伝をされているという形で、皆さんの一としか私たちは公共交通機関がないのではないかみたいな、そんなような受け止めをしている人も若干いたりします、正直なところ。ですから、今回ちょっと取り上げて、ピヤシリ線もあったり、徳田線、イオンバスがあたり、それからの一ともあるのだよというようなことで、こういったことがそれぞれの皆さん方が病院行ったり、買物行ったりするときにこれを使ったらいいのだなというふうに思い浮かぶ移動手段、私のところはこのバスが通っているから、それはないから、ではのる一とを頼もうかというふうなことになれるような、そういった周知も必要かなというふうに思っていますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それで、のる一とこのことについては、昨日も登録数も増えている、1日の利用数もというふうにお話がされていましたが、私の周りという

と、バスといえば観光バス以外は路線バスしか思い浮かばないといったところがあります。乗合バスというところの概念がなかなか難しい、これは必ず予約が必要なのだよというところら辺の認識をするのに難しい、それから路線バスのように時刻表や運行経路が決まっていなくて、ここのところのことを理解するのに非常に時間がかかっているということです。先ほどもいろいろお知らせするようにしていきたいということだったのですが、再度ここの周知の方法についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 公共交通についてということでいろいろ御配慮いただきまして、ありがとうございます。今実証運行をしているということで、のり一とメインで周知をさせていただいていますけれども、もちろん路線バスというのも走っておりますので、その周知の仕方がコミバスがなくなったことによって違う路線に乗ると、乗り方もまたちょっと違うと、バスの車両も違うと、行き方も違うといったところでやはりこの一歩が進まないというのは何となく理解しているところでもあります。ですので、定時定路線のバスも当然メリットがありますし、のり一とのメリットもありますし、いろんな交通手段ありますよということで周知を様々な形で図っていきたく。私、担当して間もないのですが、思うのは紙ですとかSNSの情報発信ももちろんなのですが、実際に乗っていただいている方とか利用されている方からの口コミというのが一番分かりやすく、信頼できて、これが一番早いのかなんて思っています。ですので、昨日谷議員からもいただきましたけれども、公共交通を守っていく、維持するには利用していただかないとなかなか守れないということはあるので、そういったことで皆様もぜひぜひいろんなところ御利用いただいとすることで、ちょっと最後お願いになってしまいますけれども、町内会等で何か説明会ですと

か出前とかというところあれば、もちろんうちのほうで説明伺いますので、のり一と以外でもバスの乗り方も周知させていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ありがとうございます。うちの町内会でもみんなで乗ってみようかなというふうな、乗って体験してみようかなというふうな話も今出ているところなのです。それで、1つ気になるところが乗降場所の目印です。この間もちょっとお話ししたのですけれども、今排雪が入ってすごく見やすくなったのですけれども、雪が山のようになっていたときに乗降場所の目印が目立たないというようなことがありました。せっかくこんなにたくさん増やしていただいたのに、私の近くはどこなのかというようなのが分からないという部分がありますので、これも町内の皆さんから出た声ですので、お伝えさせていただいて、またみんなで乗れるようになればなというふうに思いますし、まだこれからも、例えば北斗団地の奥のほうに住んでいらっしゃる方はこっちのほうにも乗降場所があるとすごく助かるのだけれども、そんな声も私のところに届いていますので、ぜひそのことも含めて乗り方、それから場所、いろいろ私たちもお願いすることいっぱいですが、要するに将来にわたっても先ほどお話があったように乗って利用できる、そういう公共交通機関になってほしいなというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

最後になりました。名寄大学の法人化に関わってであります。部長からいろいろ状況も含め、自主性、スピード感が重要だというふうなことでお話もありました。外部からの声も届くと、それが法人化として受験生に選ばれ、地域の人たちから親しまれる大学になるのだというふうなお話がされたところです。それで、最後にやっぱり加藤市長にお話をさせていただければというふうに思うのですが、先日道外からの受験生という方とちょっ

と言葉を交わすことがありました。道外で雪のないところだったそうです。北海道を希望して、名寄を選んで、それで冬のスポーツを楽しみたいと、そんな思いで名寄を選んだというふうにおっしゃっていました。こういった方々がたくさん来ていただくことが必要だなというふうに思っていますし、また地域の方々に親しまれる大学という意味では町内会の連携事業の活用で非常にこれが広がって大学生との接点や交流が深まりました。また、ずっと言っている農家との有償ボランティアや、また看護科の方々の地域での実習、そしてアルバイト先での交流、こういったことでは市内の市民の皆さん方と大学生と本当に交流も深まり、親しまれる大学になっているかなというふうに思っているのです。私は、そう思っています。それがどうして法人化なのかといったところで、これ先ほどの部長のお話だけではなかなかすっきり伝わる部分があるのかどうかというふうな思いであります。改めて市長からお話をいただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 部長からの答弁の繰り返しになると思いますが、平成18年の開学以来、多くの志願者を集め、また着実に卒業生も輩出をし、安定した大学運営を議員おっしゃるとおりこれまで行ってきたというふうに承知しておりますが、一方で過去5年間の受験倍率は全ての学科において減少傾向にあります。残念ながら今年度は社会福祉学科の入学定員の充足がかなわなかったという、社会的な変化があるということでもあります。このような状況の中で大学が市民にとってさらに価値のあるものであり、また学生から選ばれる大学として維持、発展をしていくために必要な取組、組織形態、改革等について名寄市立大学在り方検討委員会で議論をいただきました。また、市議会におきましてもこの調査特別委員会を設置をいただきまして、議会からも公立大学法人化を望むという報告をいただいたということで

あります。直営方式でなく、法人化によって大学の自主性が高まり、自立的な管理運営、スピード感を持った意思決定、必要なガバナンス改革を進めることが可能になります。また、積極的な情報の発信による地域社会との連携を一層進めていくこと、このことが学生から選ばれる大学になり、大学運営に外部者、地域人材などが関わることで透明性の向上はもちろん、さらなる地域課題の解決に向けた取組、地域貢献が推進されることにつながり、名寄市、道北地域の維持、発展につながると思います。引き続き令和9年4月、公立大学法人への移行に向けて名寄市立大学法人移行推進委員会におきまして法人の骨格となる定款、中期目標などについて有識者はじめ委員の方々に検討、協議を行っていただきます。市議会、あるいは適時こうした情報を市民の皆様にも共有を図ってまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

冬季スポーツ拠点化に向けてを、中嶋孝幸議員。

○1番（中嶋孝幸議員） 議長から指名を受けましたので、通告に従い、質問してまいります。

大項目1、冬季スポーツ拠点化に向けて。名寄市総合計画（第2次）は、令和8年度に計画の最終年度を迎えます。その中で重点プロジェクトとして掲げられている4つのプロジェクトのうち、冬季スポーツ拠点化プロジェクトの進捗状況について伺います。本年2月6日から22日まで開催されたミラノ・コルティナダンペッツォ冬季五輪における日本選手の活躍により、スキーやスノーボードといった冬季スポーツに対する国民の興味、関心は急激に高まっています。冬季スポーツ環境に恵まれた名寄市にとっては、拠点化構想を進める上でまさに追い風が吹いていると言えます。冬季スポーツ拠点化がどこまで進んでいるのか、また現時点で課題となる点は何かを本質問によって明らかにしようとするものであります。

小項目1、スポーツ合宿、大会誘致をめぐる。冬季スポーツの全国規模の大会は、今年全国高校スキー大会及びインカレが開催され、またJOCジュニアオリンピックカップも間もなく開催予定です。それぞれの大会の参加人数等をお知らせください。また、それらの参加者の宿泊先について分かる範囲でお示しください。

また、冬季のスポーツ合宿、スポーツ事業で名寄を訪れる人に関しても近年どのような傾向が見られるか伺います。名寄市内には、大勢の団体が一度に宿泊できる施設が不足していると言われます。しかし、例えば旧名寄産業高校名農キャンパス内にある寮の建物を改修すれば、スポーツ合宿、スポーツ事業の宿泊施設として最適であると思われれますが、その点に関する見解を伺います。

小項目2、名寄市立大学の役割について。名寄市立大学という大学がありながら、冬季スポーツに関して大学が関わりを持っていないのは寂しい現状です。栄養学科がアスリートに対する健康レシピを開発したりといったことはありますが、それは限られた範囲で、実際に名寄市立大学の学生が競技に出場するまでには至っていません。名寄市立大学は、令和9年4月より法人化して新たに出発します。それを機会にぜひ指導者を迎え入れて冬季スポーツの部活動を活発にさせてはどうでしょうか。地元でスポーツをする当事者がいなければ、インカレで道外から学生アスリートがたくさんやってきても地元の学生との交流は生まれません。また、地元のジュニア選手が名寄に残って競技を続けたいと考えたとき、受皿として名寄市立大学に冬季スポーツができる環境があることは大きな意義があります。大学での冬季スポーツ活性化に関する見解を伺います。

小項目3、合宿誘致人材の養成について。令和5年6月26日、令和5年第2回定例会での私中嶋の一般質問に対して、合宿を増やしていく上での課題として次のような人材が必要であるとの答弁がありました。1、合宿の計画段階で相談でき

る人材、2、宿泊施設やスポーツ施設の利用でニーズに合った調整ができる人材、3、練習試合などのトレーニングパートナーを準備できる人材、現時点でそのような人材をどのように養成あるいは確保しているかについて伺います。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 中嶋議員から大項目で1点御質問をいただきました。私のほうから答弁をさせていただきます。

大項目1、冬季スポーツ拠点化に向けて、小項目1、スポーツ合宿、大会誘致をめぐる、お答えいたします。お話のあった主要な全国大会の実績ですが、全国高校選抜スキー大会につきましては本市での開催がジャンプ及びコンバインド種目のみであったことから、実人数で45名となっております。全日本学生スキー選手権の本市開催種目では456名、全日本ジュニアスキー選手権、JOC、こちらは335名の選手がエントリーされました。これら参加者の宿泊については、市内のホテルや旅館に加え、公共施設の森の休暇村も受入れ先としての役割を果たしております。なお、市内の収容能力を上回る分については、近隣自治体の施設に宿泊されている現状にあります。

次に、合宿の傾向についてですが、合宿者数は大会開催の有無に大きく左右される状況にあります。そのため、練習拠点の提供にとどまらず、大会を誘致することが安定した宿泊需要の創出に直結するものと考えております。また、新たな動きといたしましては、昨年度は大阪国際大学と大阪体育大学の合宿を受け入れ、今年度につきましても大阪体育大学からの合宿を受け入れるなど、教育機関との連携による広がりも見せております。今後もこうした大学等とのつながりを強化し、スポーツ拠点としての魅力を高めてまいります。こうした現状を踏まえ、旧名寄産業高校名農キャンパス内の寮の活用についてですが、本市において大会開催時等に宿泊容量が不足していることは認

識しておりますが、当該施設の活用については慎重な判断が必要であります。宿泊需要は、特定の時期に集中するため、通年での安定した稼働は望めず、また市内の民間事業者の経営とのバランスも考慮しなければなりません。一方で、合宿環境の充実交流人口の拡大に寄与する取組の一つであることから、環境整備も含め、Nスポーツコミッションなよろと連携し、今後も合宿誘致を進めてまいります。

次に、小項目2、名寄市立大学の役割についてお答えいたします。本学は、栄養、看護、福祉、保育を基盤に高度な知識と技術、そして高い倫理性を備え、保健、医療、福祉の連携と協働でできるケアの専門職の養成を図るとともに、道北地域における人々の健康と生活の質の向上に貢献する知の拠点として地域社会を支える人材の輩出にも取り組んでおり、小規模ながらもきらりと光る大学を目指しております。令和9年4月から公立大学法人として新たなスタートを予定しておりますが、少子化の進行により学生確保が一層厳しくなることが見込まれます。このような環境の中、本学で学ぶ明確な意義と魅力、すなわち本学ならではの価値を確立し、学生に感じてもらうことが不可欠であると認識しております。そのため、教育の質保証を徹底するとともに、学修支援やキャリア支援の充実、地域と連動した実習、就職機会の拡充を図り、本学での学びの成果を具体的に示してまいります。公立大学法人化により、これまで以上に迅速で柔軟な意思決定が可能になると考えております。議員御提案の冬季スポーツに着目した取組も含め、従来の枠組みにとらわれない発想で本学独自の価値を創出するとともに、その特色を分かりやすく情報発信することで学生から選ばれる大学づくりを推進してまいります。

次に、小項目3、合宿誘致人材の養成についてお答えいたします。計画段階での相談、施設利用の調整、トレーニングパートナーの準備という3つの役割は、本市の合宿誘致を向上させるための

重要な課題であると認識しており、その解決の核となるのがNスポーツコミッションなよろであります。現在同組織の地域づくり委員会を中心に競技団体や指導者とのネットワークづくりに着手したところであり、今後はこのつながりを基盤として合宿チームの要望に応じたトレーニングパートナーの調整や地域資源を生かしたプログラム提案ができる体制を整えてまいります。さらに、本年4月からは、同組織が市内の多くのスポーツ施設の指定管理を一体的に担うこととなります。これにより、ハード、ソフト両面を熟知したスタッフによる利用者ニーズに応じた総合的なプロデュースを図ってまいります。今後施設運営や各団体との連携を積み重ねることで合宿の受入れを総合的にマネジメントできる専門人材を育成、確保し、名寄ならではの質の高い合宿環境を整えてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） それでは、再質問に移ります。

全国大会が名寄で開催されているということで、人数についてもお知らせいただきました。全国高校のジャンプ、コンバインドの大会が45名、それから全国のインカレが456名、JOCのジュニアオリンピックカップ、これから行われますけれども、335名ということで非常に多くの人たちに来ていただいて、私も先日インカレの距離の男子の30キロでしょうか、見てきましたけれども、例えば箱根駅伝に出ているような大学ののぼりがたくさん立っていて、全国からこんなにたくさん名寄に来てくれて名寄で競技を広げているということに感動いたしましたし、また選手の息遣いとか、応援している様子とか間近で見られたということが非常によかったというふうに思っております。経済効果の上から、人数たくさん来ていただいて名寄でたくさん消費してもらうということももちろんなのですが、先にお伺いして

おきたいのですけれども、教育長か教育部長に答えていただきたいのですが、全国からそういったトップアスリートが来るという大会の中で、もちろんその経済効果ということもあるのですが、それ以外に子供たちがそれを見て学ぶということが大きな要因になるのではないかなというふうに思います。これ最近のニュースですけれども、士別市の出身の方が箱根駅伝に出て区間賞を取ったというニュースがありましたけれども、これも士別でそういった陸上の大会が開かれていて、それを小さいときに見て自分もやりたいというふうに思ってそういった競技にチャレンジしたということが伝えられていますし、最近のニュースでいいますと、中井亜美選手が浅田真央選手の演技を見て小さいときに自分もやりたいというふうに考えたということ、そういったニュースがありますけれども、そういう小学生の小さいときにそういった一流の素晴らしいパフォーマンスといいますか、それを見て感激するということが非常に大きな財産になると思うのですけれども、小学生に、せっかく名寄で全国大会が開かれているのですから、見てもらってそういった意欲をかき立ててもらおうというような考えについて、まず最初にお伺いしたいと思います。どちらでもお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） トップアスリートのそういった競技をしている姿を見るということは、子供たちにとっては自分が夢を広げたりですとか、例えばこういう道があるのかと新しい可能性なんかも探すきっかけになるかと思えます。そういった意味では、今具体的にちょっと出てはこないのですけれども、学校にそういったアスリートの方が、阿部雅司さんなんかもそうですが、学校に行く機会もあって、そういった姿を見せたりですとか、直接的に中名寄小学校で年に2回走り方ですとか、クロスカントリーの指導もしたりというようなところがあります。教育活動では、そういうことはありますけれども、それ以外の教育活動以

外の場合でも、そういったところに保護者の方と一緒に恐らく見ている機会ですとか、直接見なくてもテレビなどを通じてそういったアスリートの姿を見る機会があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） そういう機会は、確かにあると思いますけれども、教育の機会ですといった素晴らしい大会、全国レベルの大会を見るだけでも価値があると思いますので、何か機会がありましたら、そういったことを教育の現場に生かしてもらえようことを考えていただければと思います。

それで、最初のスポーツ合宿、大会誘致をめぐるですけれども、今非常に全国大会というのは経済的にもそういった子供の教育上も意義が大きいものであると思います。できれば、継続して開催してほしいというふうに思います。何か障害があるとすれば、宿泊施設が足りないのではないかとということで、こういう質問、名農キャンパスの寮の活用はどうかというような提案をさせていただいたわけですが、特に今やりくりして問題ないということのようですが、可能性としてもうちょっと泊まる場所があれば名寄に来られるのになという事柄もあるかもしれませんので、ひとつ頭に置いていただいて考える材料にいただければと思います。

それで、合宿で来る場合、そういう大会で来る場合と、それからスキー授業で来る場合、大会に来る参加者はみんな競技の専門家のような人たちばかりですので、移動する場合には専門のバスなどもあるでしょうし、それから道具ももちろん自分自身のものを持ってくるということがあると思います。一方、スキー授業、大会と少し離して考えて、スキー授業の場合には本州の大学から来るような場合、先ほども大阪国際大学の学生が来ているというようなお話もありましたけれども、そ

ういった学生が50人単位、100人単位で来るような場合に、スキー授業ですので、初心者が多いということも考えられまして、道具も持っていないと、手ぶらで名寄まで来て、そこで授業を受けて帰るといったことがあると思います。そういった場合に競技者とは別にそういった初心者に対するレンタル、サンピラーに宿泊してのレンタルになるとは思いますけれども、レンタル用具の確保とか、それからもう一つちょっと聞きましたのは、大学の授業でやる場合に予約する場合に、単位を与えて大学でそういったものをスキー実習とかスキー授業でやる場合にはシラバスに掲載する必要がありますけれども、シラバス掲載が大体前年度の秋ぐらいにはもう原稿を出さないといけないと。そういった場合にサンピラーの予約が、これは1年前からできるということですので、その1年前からの予約ではどうも支障があるというようなことも耳にしているのですけれども、そういったスキー授業の受入れの場合のレンタルの用具の確保と、それからレンタルの費用、費用というのが学生にとっては非常に重要で、何千円かの違いで自分は参加するのやめようとか、そういうような場合もありますので、そういったレンタル費用とレンタル用具の確保、それともう一点は予約が1年前からしかできないということを合宿を誘致するという考えから、何とかそういった調整ができないのかということ、ちょっと今あれですか、戻ってこられてからどうなのかということをお伺いします。

○議長（山田典幸議員） 一旦暫時休憩します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時27分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 合宿の受入れに関しまして、今お問合せのスキー用具のレンタルの関係ですとか、宿泊の関係ということで前もって予約できればというお問合せでありました。現状今

来ていただいている合宿、スキー学習のほうで来ていただいている人数が20名程度というふうにお聞きしておりますので、そういうことであれば今現状でも受入れができていくというふうになりますので、そこは人数の規模によりますけれども、ある程度対応できるかと思っております。ただ先ほどありました宿泊の1年前からの予約ということになりますと、当然確実に来ていただけるのかということをおもって確認できるのかということは、多分大学側のほうでもその人数の確保がなかなか難しいのではないかなというふうに考えておりますので、そこは実際に来られる人数がどの程度お約束できるのかというふうな、そんなことになろうかと思っております。ですので、そこは状況ですとか条件によって受け入れることが可能というふうなことになろうかと思っております。先ほど中島議員からありました1年前から確実にというふうな、そこはなかなか現実としてはサンピラー温泉ということに限って言いますと難しいのかなということになろうかと思っております。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） ありがとうございます。先ほど申し上げたのは、スキー実習、スキー授業で来てもらう場合にそういった障害があるのではないかとお伺いしました。それで、そういった点、いろいろ先ほどのレンタル料金の問題とか、あるいは合宿などの場合には3食とリフト料金がセットである程度に抑えられるとか、そういった料金面の問題もあるようですので、できるだけスポーツ合宿たくさん来てもらえるように、スポーツ事業、合宿たくさん名寄に来てもらえるようにそういった料金面での優遇とか、そういった合宿事業に対するできれば何らかの調整でシラバスにも載せられるぐらいの時期にある程度の予約、仮予約のようなものかもしれませんけれども、できるような体制を取っていただければ受け入れる側でも受け入れやすくなるのではないかなと思っております。

先ほど20名というお話がありましたけれども、私が伺っている話では大阪国際大は50名というようなことですので、レンタルの道具もちょっと足りているのかなというのが心配があったものですから、伺いました。

それでは、小項目の2に移りますけれども、名寄市立大学の役割についてということで、先ほどの石橋部長の大学ならではの価値を求めていくということ、おっしゃっていることもっともなのですから、1つここで提案しましたのは冬季スポーツ拠点化ということで、今現在名寄市立大学にはアルペン競技の専門家は1人いらっしゃいますけれども、例えばそれ以外のジャンプであるとか、カーリングであるとか、クロカンとか、その専門の先生はいらっしゃらないということ、それから先ほども山崎議員の質問の中で出ましたけれども、部活動の地域展開する上で指導者の養成というのが必要になってくる場合にどこが養成するのかということ考えた場合に、やはりこれは専門的な知見を持った大学の先生がいれば一番いいのではないかと考えております。それで、先ほど部活動の指導者というような言い方を私しましたけれども、ちょっと遠慮がちにそういう言い方しましたけれども、できれば教員としてそういったスポーツを専門に教えられる方を呼んで、スポーツ、健康に関する学科とまで言えなければ、そういうコース、スポーツ栄養学とか、そういったコースを名寄市立大学につくってそういったスポーツができる環境を整えるということが法人化を迎えるに当たって求められていることではないかと考えておりますけれども、市長にその点について考えが何かございましたら、お願いしたいと思います。今答えられないのであれば、もちろんそれでも構わないです。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 石橋部長が先ほどお話ししたとおりでありまして、これからの大学がいかにして地域に価値があって学生を確保できるかと

いうことで、組織の改革とともに大学の在り方、目的についても深く議論はなされるということだと思います。その中で名寄市の地域としての願い、あるいは特徴、こうしたこともしっかりと加味した上で今後の大学と地域経営をどう結びつけていくかという視点も重要だというふうに思いますので、一つの御提言として受け止めさせていただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） これ確かに地域から求められていることであると思いますので、もちろん大学のことで、大学内で先生たちが自発的に考えて向こうから提案するということだと思うのですが、議会というのは市民の声を表に出す場でもあると思いますので、そういった願いがあるということをお願いしてもいいのではないかと考えております。

1つだけお伺いしておきますけれども、これも山崎議員の質問の中にもありましたけれども、Nスポーツコミッションなよろと行政との関わりというようなことが問題になっておりましたけれども、大会などのときの宿泊施設の手配とか、そういった問題、ちょっと考えを整理するために聞いておきたいことはNスポーツコミッションなよろ、あるいはなよろ観光まちづくり協会、それから行政のスポーツ・合宿推進課、この3つが思い浮かぶのですが、そういった受入れに関して宿泊とかレンタルの用具の手配であれば、そういう手配とかも含まれると思いますけれども、どこがどういうことを担当して迎え入れているのかということをお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 基本的には宿泊というのは、お越しいただくところがおのこの宿泊を予約していただいているというのが基本になっています。ある意味本当に大きな例えばインターハイだったりとか、全中だったりとか、そういったときに主催者側が旅行エージェントを使って

あっせんするとした場合には、そういった旅行エージェントが中間入りますけれども、それ以外、最近はなかなかそれをすると価格高騰につながるの、そういったエージェントを介さずにそれぞれの学校が直接宿泊先に予約を入れていると、そんな手法が最近多いのかなというふうに私どもは見ております。

それから、レンタルの部分についても実際にお越しになる方がその施設設備を有するところに事前確認をしながら調整をして入ってきているというふうに認識をしております。そのことについてNスポーツコミッションが相談が来ればその施設とかのところは御案内をさせていただきますけれども、今お話しいただいた内容については来られる方がおのおの対応しているというふうな認識でございます。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） 個々に対応しているというような御回答だったと思います。

最後の小項目の3に関わることなのですからけれども、そういった人材育成ということで名寄で地域おこし協力隊がスポーツ関係で継続の方を含めて3名いらっしゃるということ伺っているのですけれども、地域おこし協力隊の方のスポーツ合宿とか大会などに関わっての役割について教えていただけますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今迎え入れている人材については、いわゆる広報企画系の人材がいるのと、あとトレーナーとして1名受け入れています。そのトレーナーは、役割としては子供たちのトレーニングだったりとか、今いろいろなアカデミーとかやっていますので、そういったところの指導者として活躍をいただいておりますし、彼が今頭の中で考えているのは、もともとレスリングで相当インカレの中でも活躍した選手でありましたので、この地域ではなかなか根づいていない、本当に幼少期から始めると体にいいというこ

とで、レスリングも子供たちに向けてそんな講習会なんてやれたらいいなんて思いを持ちながら、名寄のスポーツ振興について考えていただいているということでございます。

合宿についてということになると、個人が何か役割を担うという形ではなくて、先ほど言ったようにNスポーツコミッションなよろの中の地域部会というところがございますので、そこは競技団体だったり、いろんな方が代表して入っていますので、そういったところで受皿になってトレーニングパートナーだったりとかといったところのマッチングを考えたりという形で進めていきたいと考えておりますので、ごめんなさい、答えになっているかどうか分からないですけれども、一度お答えさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） 地域おこし協力隊、スポーツ関係は3名ではないのでしょうか。2名。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私が今記憶というか、今2名です。企画系1名とスポーツトレーナーで1名、1人が事務局長候補で、活性化起業者で一応募集をかけていたのですけれども、まだその枠が埋まっていませんので、今回事務局長候補としてうちの職員を派遣しているという形になっております。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） 広報企画とトレーナーと事務局長候補の3人という、そのうち1人は地域おこし協力隊ではないということなのですね。ありがとうございます。

Nスポーツコミッションなよろが大きな役割を担っているということですので、これからも意義の大きい名寄での大会とかスポーツ合宿、スポーツ実習、多くの人に来てもらうことを期待いたしまして、質問終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で中島孝幸議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月5日から3月11日までの7日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、明日3月5日から3月11日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 2時43分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 東 川 孝 義

令和8年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 令和8年3月12日（木曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第18号 令和8年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第19号 令和8年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第20号 令和8年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第21号 令和8年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第22号 令和8年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第23号 令和8年度名寄市立大学特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第24号 令和8年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第25号 令和8年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第26号 令和8年度名寄市下水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 日程第3 議案第27号 名寄市介護保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第28号 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画について
- 日程第5 議案第29号 工事請負契約の変更に

ついて

- 議案第30号 工事請負契約の変更に
ついて
- 日程第6 議案第31号 令和7年度名寄市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第7 報告第1号 例月出納検査報告、定期監査報告等について
- 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第18号 令和8年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第19号 令和8年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第20号 令和8年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第21号 令和8年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第22号 令和8年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第23号 令和8年度名寄市立大学特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第24号 令和8年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第25号 令和8年度名寄市水道

事業会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第26号 令和8年度名寄市下水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）

日程第3 議案第27号 名寄市介護保険条例の一部改正について

日程第4 議案第28号 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画について

日程第5 議案第29号 工事請負契約の変更について

議案第30号 工事請負契約の変更について

日程第6 議案第31号 令和7年度名寄市一般会計補正予算（第9号）

日程第7 報告第1号 例月出納検査報告、定期監査報告等について

日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（15名）

議長	16番	山田典幸	議員
副議長	10番	倉澤宏	議員
	1番	中畠孝幸	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	水間健詞	議員
	5番	谷聡	議員
	6番	今村芳彦	議員
	7番	清水一夫	議員
	8番	川村幸栄	議員
	9番	佐藤靖	議員
	11番	高野美枝子	議員
	12番	高橋伸典	議員
	13番	遠藤隆男	議員
	14番	東川孝義	議員
	15番	東千春	議員

1. 事務局出席職員

事務局長	渡辺博史
書記	石橋恵美
書記	及川洋人
書記	川名桃代

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
教育長	岸小夜子君
総務部長	木村睦君
総合政策部長	石橋毅君
市民部長	松田慎司君
健康福祉部長	馬場義人君
経済部長	山田裕治君
建設水道部長	東聡男君
教育部長	伊藤慈生君
市立総合病院事務部長	佐々木紀幸君
市立大学事務局長	水間剛君
総合政策室長	櫻田孝臣君
こども・高齢者支援室長	倉澤富美子君
上下水道室長	佐藤美香君
会計室長	山岸克利君
監査委員	岡川進君

1. 欠席議員（0名）

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 清水 一夫 議員

11番 高野 美枝子 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 議案第18号 令和8年度名寄市一般会計予算、議案第19号 令和8年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 令和8年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第21号 令和8年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第22号 令和8年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 令和8年度名寄市立大学特別会計予算、議案第24号 令和8年度名寄市病院事業会計予算、議案第25号 令和8年度名寄市水道事業会計予算、議案第26号 令和8年度名寄市下水道事業会計予算、以上9件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、東千春委員長。

○予算審査特別委員長（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会で予算審査特別委員会に付託されました議案第18号 令和8年度名寄市一般会計予算、議案第19号から議案第23号までの各特別会計予算、議案第24号から議案第26号までの各事業会計予算につきまして、予算審査特別委員会の調査の経過と結果の御報告を申し上げます。

第1回委員会は、2月24日に開会し、直ちに正副委員長の互選が行われ、委員長には私東千春が、副委員長には高野美枝子委員が選任されると

ともに、審査日程を3月9日、10日、11日、12日の4日間と決めました。

審査期間中は、市長をはじめ関係する職員の出席を求めるとともに、必要な資料の要求などをした上で、各会派の代表による総括質疑並びに委員による質疑を行い、慎重に審査を行いました。

審査経過につきましては、本委員会では全議員をもって構成された特別委員会でありましたので、詳細な報告は省略をさせていただき、審査の結果のみを御報告申し上げますので、御了解願います。

本委員会に付託されました全会計予算中、一般会計及び国民健康保険特別会計については起立多数により、その他4特別会計及び3事業会計についてはいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。

本委員会の開催中、運営に終始御協力いただきました高野副委員長、丁寧な答弁をさせていただきました理事者の皆様並びに連日慎重かつ熱心に審査を尽くしていただきました委員の皆様にお礼を申し上げますとともに、日程どおりに終わることができましたことに感謝申し上げます。報告といたします。大変ありがとうございました。

○議長（山田典幸議員） ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第18号外8件については、全議員をもって構成されました特別委員会に審査しておりますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りします。議案第18号 令和8年度名寄市一般会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山田典幸議員） 起立多数であります。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。議案第19号 令和8年度名寄市国民健康保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求め

ます。

（起立多数）

○議長（山田典幸議員） 起立多数であります。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。議案第20号 令和8年度名寄市介護保険特別会計予算から議案第26号 令和8年度名寄市下水道事業会計予算までの7件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第26号までの7件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第3 議案第27号 名寄市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第27号 名寄市介護保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、介護保険法施行令の一部改正及び厚生労働省通知により所得税控除基準額が引き上げられたことにより就労調整を行った者に対し、令和8年度に限り本人の個別申請によらず保険料の減額を可能とするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第28号 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第28号 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画について、提案の理由を申し上げます。

本計画は、過疎地域の持続的発展を図るための計画であり、現行計画の計画期間が令和7年度までとなっていることから、新たに計画を策定するものであり、今般北海道との協議が調いましたので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項で準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、計画の概要につきましては、総合政策室長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 追加説明を櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） それでは、私から本計画の概要について申し上げます。

過疎対策については、令和3年に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき実施されてきたところですが、現在の計画である名寄市過疎地域持続的発展市町村計画が令和7年度までとなっていることから、新たに令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間として策定するもので、本計画に登載された

事業については財政上の優遇措置が講じられる過疎債を活用できることから、本市の最上位計画である名寄市総合計画（第2次）後期基本計画に登載されている事業や今後のまちづくりに資する事業などを幅広く登載しているところです。また、過疎対策の実効性を高めるために目標値の設定と達成状況の評価に関する事項の記載を盛り込むこととされており、成果指標、KPIを見直し、目標値として掲載したところです。

なお、現行の総合計画、総合戦略が令和8年度までの計画であることから、今後策定予定の名寄市総合計画（第3次）前期基本計画において検討を進める成果指標、KPIを過疎計画の目標値として変更することも予定としております。

本計画の内容につきましては1、基本的な事項から13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項までの13項目で構成しており、前計画と大枠の変更はございませんが、各統計データの時点修正や現在実施している事業への加筆修正を行いました。計画の策定に当たっては、北海道との協議やパブリックコメントを経て策定した内容となっております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 議案第29号 工事請負契約の変更について、議案第30号 工事請負契約の変更について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第29号及び議案第30号の工事請負契約の変更について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、令和7年第2回市議会定例会で議決をいただいた名寄東中学校整備事業のうち建築主体工事及び電気設備工事について設計変更に伴い契約金額を変更しようとするものでございます。設計変更の主な内容は、既存校舎等の改修工事において既存の防火シャッターに緊急停止装置の追加、内装壁の是正範囲の見直し及び受電監視装置設置に伴う仕様の見直しでございます。

まず、議案第29号の建築主体工事につきましては、大野組・大野土建・坂下特定建設工事共同企業体と契約金額5億8,740万円で契約しておりますが、これに343万2,000円を増額をし、5億9,083万2,000円で変更契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案第30号の電気設備工事につきましては、末廣屋・竹内特定建設工事共同企業体と契約金額2億5,025万円で契約をしておりますが、これに392万7,000円を増額をし、2億5,417万7,000円で変更契約を締結しようとするものでございます。

それぞれ名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、議案第29号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより議案第29号外1件の一括採決を行います。

議案第29号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第6 議案第31号 令和7年度名寄市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第31号 令和7年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,543万7,000円を追加し、予算総額を307億8,407万3,000円にしようとするのと同時に、一時借入金におきまして15億円を追加し、借入れの最高額を50億円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。9款消防費におきまして上川北部消防事務組合負担金1,543万7,000円の追加は、各事業費の確定に伴う調整と人事院勧告による人件費の増額分について不足額を追加しようとするものであり、歳入におきまして財政調整基金繰入金を追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、一時借入金につきましては、会計年度内の歳入と歳出の時期的なずれを補うための借入れ

であります。本年度は名寄中学校整備事業等の大型な建設事業も多く、その財源となる市債等の収入が4月以降となることから、一時借入金の最高額を増額をし、年度末の一時的な収支不足に備えようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 報告第1号 例月出納検査報告、定期監査報告等についてを議題といたします。

本件については、報告書が配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和8年第1回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1時19分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 清 水 一 夫

署名議員 高 野 美 枝 子

質 問 文 書 表 (一般質問)

令和 8 年 第 1 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	東 川 孝 義 (P 24)	1 持続可能なまちづくりの推進に向けて (1) 合併後の人口推移と今後の人口減少緩和策について (2) 第2次名寄市行財政改革推進基本計画(後期実施計画)の成果と今後の目指す姿について (3) 将来を見据えたまちづくりに向けて 2 名寄市公共施設等再配置計画の施策推進に向けて (1) 当初計画と整備計画年度のズレについて (2) 中心市街地の活性化に向けて (3) 将来の公共施設のあり方について
2	今 村 芳 彦 (P 35)	1 福祉の拡充にかかわって (1) 民生委員児童委員の現状と課題について (2) 重層的支援体制の整備に向けて
3	高 橋 伸 典 (P 47)	1 災害時避難行動要支援者等の避難・救済支援について (1) 避難行動要支援者の支援対策・安否確認対策・町内会未加入者支援対策について (2) 避難行動要支援者と地域支援員の登録促進について (3) 個別避難計画の作成について (4) Lアラートの運用について
4	谷 聡 (P 54)	1 保護司法改正について (1) 法改正に伴う市の役割の変化について (2) 保護司のなり手不足の解消に向けて 2 利便性の高い地域公共交通の実現に向けて (1) 現状における問題点等について (2) 需要に応じた運行体制への改善について

<p>5</p>	<p>水 間 健 詞 (P 64)</p>	<p>1 次期名寄市農業・農村振興計画について (1) 今日の環境下で計画の骨子となる最重要テーマは何か (2) 将来の農地面積・担い手数・農業生産額の維持・向上の鍵は何か (3) 総花的で実効性の薄い計画に陥らないための方策は何か (4) 食料安全保障・土地保全の大義をどのように担保していくのか</p>
<p>6</p>	<p>山 崎 真由美 (P 74)</p>	<p>1 地域社会における「つながりづくり」を促進する社会教育の推進について (1) 社会教育に果たす公民館の役割について (2) 風連公民館の事務所移動について (3) 社会教育推進のための人材育成について 2 児童生徒の体力・運動能力向上を目指した取組について (1) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果からみる状況と分析について (2) 体力向上に向けた各学校独自の「1校1実践」の取組成果について (3) 部活動の地域展開を活かした多様な取組等について (4) 行政と「Nスポーツコミッションなよろ」の役割について</p>
<p>7</p>	<p>川 村 幸 栄 (P 86)</p>	<p>1 ジェンダー平等にかかわって (1) 「女性農業従事者の国際年」について (2) DVなどの暴力から守る対策を 2 市内の移動手段にかかわって (1) 市内で利用できる移動手段について (2) 今後の市民の移動手段について 3 名寄市立大学の法人化にかかわって (1) 市民に分かりやすい説明を</p>
<p>8</p>	<p>中 畠 孝 幸 (P 96)</p>	<p>1 冬季スポーツ拠点化に向けて (1) スポーツ合宿、大会誘致をめぐる (2) 名寄市立大学の役割について (3) 合宿誘致人材の養成について</p>

令和8年第1回名寄市議会定例会議決結果表

令和8年2月24日～令和8年3月12日 17日間
 本会議時間数 8時間45分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	名寄市公立大学法人評価委員会条例の制定について	—	—	8. 2. 24 原案可決
第 2 号	名寄市行政手続条例の一部改正について	—	—	8. 2. 24 原案可決
第 3 号	名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	—	—	8. 2. 24 原案可決
第 4 号	名寄市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	—	—	8. 2. 24 原案可決
第 5 号	名寄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	—	—	8. 2. 24 原案可決
第 6 号	名寄市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について	—	—	8. 2. 24 原案可決
第 7 号	財産の取得について	—	—	8. 2. 24 原案可決
第 8 号	財産の取得について	—	—	8. 2. 24 原案可決
第 9 号	専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市一般会計補正予算（第7号））	—	—	8. 2. 24 承 認
第 1 0 号	令和7年度名寄市一般会計補正予算（第8号）	—	—	8. 2. 24 原案可決
第 1 1 号	令和7年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	—	—	8. 2. 24 原案可決
第 1 2 号	令和7年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）	—	—	8. 2. 24 原案可決
第 1 3 号	令和7年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	—	—	8. 2. 24 原案可決
第 1 4 号	令和7年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）	—	—	8. 2. 24 原案可決
第 1 5 号	令和7年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）	—	—	8. 2. 24 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 6 号	令和7年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）	—	—	8. 2. 24
		—	—	原案可決
第 1 7 号	令和7年度名寄市下水道事業会計補正予算（第2号）	—	—	8. 2. 24
		—	—	原案可決
第 1 8 号	令和8年度名寄市一般会計予算	8. 2. 24	8. 3. 11	8. 3. 12
		予算審査特別	可決すべき	原案可決
第 1 9 号	令和8年度名寄市国民健康保険特別会計予算	8. 2. 24	8. 3. 11	8. 3. 12
		予算審査特別	可決すべき	原案可決
第 2 0 号	令和8年度名寄市介護保険特別会計予算	8. 2. 24	8. 3. 11	8. 3. 12
		予算審査特別	可決すべき	原案可決
第 2 1 号	令和8年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	8. 2. 24	8. 3. 11	8. 3. 12
		予算審査特別	可決すべき	原案可決
第 2 2 号	令和8年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	8. 2. 24	8. 3. 11	8. 3. 12
		予算審査特別	可決すべき	原案可決
第 2 3 号	令和8年度名寄市立大学特別会計予算	8. 2. 24	8. 3. 9	8. 3. 12
		予算審査特別	可決すべき	原案可決
第 2 4 号	令和8年度名寄市病院事業会計予算	8. 2. 24	8. 3. 12	8. 3. 12
		予算審査特別	可決すべき	原案可決
第 2 5 号	令和8年度名寄市水道事業会計予算	8. 2. 24	8. 3. 11	8. 3. 12
		予算審査特別	可決すべき	原案可決
第 2 6 号	令和8年度名寄市下水道事業会計予算	8. 2. 24	8. 3. 11	8. 3. 12
		予算審査特別	可決すべき	原案可決
第 2 7 号	名寄市介護保険条例の一部改正について	—	—	8. 3. 12
		—	—	原案可決
第 2 8 号	名寄市過疎地域持続的発展市町村計画について	—	—	8. 3. 12
		—	—	原案可決
第 2 9 号	工事請負契約の変更について	—	—	8. 3. 12
		—	—	原案可決
第 3 0 号	工事請負契約の変更について	—	—	8. 3. 12
		—	—	原案可決
第 3 1 号	令和7年度名寄市一般会計補正予算（第9号）	—	—	8. 3. 12
		—	—	原案可決
報 告 第 1 号	例月出納検査報告、定期監査報告等について	—	—	8. 3. 12
		—	—	報告済

議 案 番 号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	8. 3. 12
		—	—	決 定